

鳥取県立美術館整備運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

| No. | 資料名 | 該当箇所 | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|-------|------|----|----------------|-------------------------|---|--|
| | | 頁 | 行目 | 項目 | | | |
| 1 | 入札説明書 | 4 | 17 | I 4 i (ウ) | ブランディング事業 | ブランディングの提案内容の具体的事例を県は示さないということですが、最低限提案にむけた留意点（クライテリア）等必要な枝を示していただけませんか。 | 民間事業者の豊富なノウハウ・アイデアによる提案を期待するものであり、具体例は示さないこととします。 |
| 2 | 入札説明書 | | | | | ブランディング業務では使用者（鳥取県）が「商標登録」を予定（必要と）しておられますか。またその対象は法上の商標の種類全てでしょうか。また、国際登録を必要と考えておられる際、マドプロ2条（2）の規定でしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 3 | 入札説明書 | | | | 同上 | ブランディングでロゴ開発した事業者が「商標登録」を負うと（要求水準の回答で）県が公表されているが、商標権（登録）は、「知的財産権」に含まれる権利であるがブランディングでの「商標権」は商品の品質や営業の信用性を担保するための権利でロゴマークの使用者（独占的使用者である鳥取県：発注者）が費用負担を対応すべきではないでしょうか。ロゴマークの創作者については、応募事業者に手続（調査含む）から費用負担を強いることは免責されなければならないと思いますがどのようにお考えでしょうか。商標登録は誰の費用負担で行うかなど知財・「商標権」に関する事項は、公募（時に）要項に詳細を明示されるべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 4 | 入札説明書 | | | | 同上 | 意匠法改正（意2条1項）で建築物の外装・内装のデザインが保護されるようになりましたが、本件のブランド戦略で意匠権の位置づけ、創作的価値をどのように考えておられますでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 5 | 入札説明書 | | | | 同上 入札者の責任範囲（著作権について） | 「入札者の責任」になるのは、「入札者の責めに帰すべき事由によって発生した場合」に限定されることを明示すべきものと思われませんが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。（なお、依拠なくして作られた、偶然の一致は著作権侵害とならないのは著作権法の大前提です。） | 回答は後日公表します。 |
| 6 | 入札説明書 | 5 | 2 | I 4 (4) i (オ) | ミュージアムショップ運営 | 独立採算部門として美術館以外の他施設と提携した物品を陳列販売することは可能でしょうか。 | 公序良俗又は法令に反しない限りにおいて、美術館で販売するに相応しいと考えられるものは、原則として認めます。 |
| 7 | 入札説明書 | 5 | 4 | I 4 (4) ii (オ) | 任意事業の提案関連 | 仕様外で建物、周辺施設を活用した独自の屋外広告物の設置（集客・周知）は可能でしょうか。 | 業務要求水準書「II. 3.」に示す法令・基準等を遵守し、各種基準、指針等に反しない限り、ご提案に委ねます。 |
| 8 | 入札説明書 | 6 | 4 | I、4、(5) | 事業スケジュール（予定） | 躯体及び仕上げ材の枯らし期間は当該工事の完了後から美術品の収蔵を開始するまでと考えてよろしいでしょうか。また、収蔵開始日については、開館が問題なくできる範囲で民間事業者の提案により設定できるという理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、当該工事のそれぞれが完了した時点で枯らしを開始し、美術品の収蔵を開始するまでとしてください。後段については、開館（供用開始）日を踏まえ、県と別途協議してください。 |
| 9 | 入札説明書 | 6 | 5 | I-4-(5) | 事業スケジュール | 開館（共用開始）について県が想定されている開館時期をご教示いただけますでしょうか。 | 事業契約書（案）の「別紙2 2.（4）」記載のとおり、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間を想定しております。なお、開館（供用開始）日は、公の施設として設置された日であることから、開館（供用開始）日は、県と別途協議してください。なお、No.8もあわせて参照ください。 |
| 10 | 入札説明書 | 6 | 5 | I、4、(5) | 事業スケジュール（予定） | 開館（供用開始）が令和6年度中とありますが、年度内であればいつでもよい（民間の提案に委ねる）という理解でよろしいでしょうか。 | No.9をご参照ください。 |
| 11 | 入札説明書 | 6 | | | 事業スケジュール | 開館（供用開始）日はいつを想定していますでしょうか。 | No.9をご参照ください。 |

| | | | | | | | |
|----|-------|----|----|----------------------------|------------------|---|---|
| 12 | 入札説明書 | 6 | 5 | I. 4 (5) | 事業スケジュール (予定) | 開館（供用開始）が令和6年度中となっておりますが、年度初めと年度末では維持管理・運営費が大きく変わってきます。令和6年度中の維持管理・運営費は別途精算するとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 9をご参照ください。 |
| 13 | 入札説明書 | 6 | 8 | I. 4、 (5) | 事業スケジュール (予定) | 建設期間が令和3年10月からとなっておりますが、あくまで目安であり設計・建設期間の範囲の中で着工時期を変更する提案は可能という理解でよろしいでしょうか。 | 基本的には事業者からのご提案を受け入れる方向ですが、設計期間を短縮する場合には、現在の倉吉市営ラグビー場の移転時期を踏まえた土地譲渡時期を決定する倉吉市と調整する必要がある点についてご了承ください。 |
| 14 | 入札説明書 | 7 | | | 民間提案事業（附帯事業） | 対象施設用地以外を使用する場合の条件、制約や手続きについてご教示ください。 | 対象施設用地以外として使用することを想定している場所に適用される法令・基準等、各種基準、指針等を個別具体的に確認して実施してください。なお、県として特段の制約は想定していません。 |
| 15 | 入札説明書 | 8 | 19 | II. 2 (1) ウ | 参加資格要件 | 独禁法違反により、県の入札参加資格停止要綱に基づく資格停止措置を受けた者が、さらに課徴金納付命令等を受けた場合は、同一事件の場合は、二重に資格停止措置を受けることはないとの理解でよろしいでしょうか | 一事不再理の原則によれば、再度の資格停止は基本的にはないと考えられる一方で、新たに悪質な事由が判明する場合も想定されることから、課徴金納付命令等がなされた際の個別具体的な判断となります。 |
| 16 | 入札説明書 | 10 | 4 | II 2 (2) ウ (オ) | 建設業務の実績 | 「延床面積2,000平方メートル以上の該当施設の新築又は増築に係る建設業務の実績があること」とありますが、建築工事のみの実績で良いとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 17 | 入札説明書 | 10 | 13 | II. 2 (2) オ | 運営業務を行う者 | その他運営に関する業務（任意事業）を担う企業等は参加資格の確認は不要との理解でよろしいでしょうか | 入札説明書「I 4 (4) ii」に示す任意事業を実施する者の参加資格についてはご理解のとおりです。 また、入札説明書「I 4 (4) i エ(エ)」を削除します。あわせて、業務要求水準書「VI. 4.」を削除します。 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 18 | 入札説明書 | 11 | 16 | II. 3 (2) | 募集及び選定スケジュール | 8月5日以降、提案作業を進めていくうえで、新たに入札説明書等に関する質問を要する事態が想定されます。 9月から10月を目安として、第二回目の入札説明書等に関する質問の機会を設けていただけないでしょうか | 令和元年9月上旬と令和元年10月上旬に予定している重点対話において、可能な範囲で質問と対話を行うことを想定しております。 |
| 19 | 入札説明書 | 11 | | | 募集及び選定スケジュール | 仮契約の締結、事業本契約の締結はそれぞれ3月中旬、下旬と考えてよろしいでしょうか。契約交渉の経緯によっては、3月初旬のSPC設立が困難になる可能性もあるため、仮契約締結は3月中旬以降を希望致します。 | ご意見として承りますが、令和元年度中に事業契約を締結するために必要な鳥取県議会における日程を勘案して決定します。 |
| 20 | 入札説明書 | 11 | | | 質問回答 | 7月23日に公告され、世間一般で言うところのお盆休み中の8月13日（火）に質問回答が出てくる予定となっておりますが、働き方改革の推進もあり、実質の確認開始日が8月19日（月）となってしまう、健全な会社が不利を被ることにつながりますので、質問回答の公表時期を8月19日（月）にずらし、併せて参加表明の申請期限の延期をお願いできないでしょうか | ご指摘を受け、回答可能な質問については8月9日（金）に回答を公表します。その他の質問については、8月21日（水）までに回答を公表します。なお、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出期限の日は、原文のとおり令和元年8月23日（金）とします。 |
| 21 | 入札説明書 | 13 | | | 質問回答 | 入札参加希望者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると県が判断したものについては、当該質問を提出した者へのみ回答する、とありますが、質問者が非公開と希望することは可能でしょうか | ご指摘の点については、入札説明書「II. 4. (5)」に記載の通り、入札参加希望者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると県が判断した場合には、県が当該質問を提出した者へのみ回答します。 |

| | | | | | | | |
|----|-------|----|----|--------------|---------|---|---|
| 22 | 入札説明書 | 11 | | | 重点対話 | 評価の対象でもある重点対話が9月上旬に第1回、10月上旬に第2回が予定されていますが、お盆休みもあり、重点対話の案内が届いてからの準備では残り時間が非常に短いため、質問回答の際に、重点対話の日時、進め方、資料の精度、時間配分などの詳細についての公表をお願いできないでしょうか | ご指摘を受け、本回答の別紙のとおり、重点対話の日時、進め方、資料の精度、時間配分等を公表しますので、当該資料をご参照ください。 |
| 23 | 入札説明書 | 14 | 8 | Ⅱ、4、 (10) | 重点対話の実施 | 入札参加者の理解を促すために実施するとありますが、具体的に何についての理解を促すことを目的とされているのでしょうか。 | No. 22に示した本回答の別紙の記載をご参照ください。 |
| 24 | 入札説明書 | 14 | | | 重点対話 | 県と対面形式で質問と回答を行う官民対話、とありますが、対話の内容について、重点対話の概要、別紙3の記載内容をベースとしつつも、質問回答の再確認など、柔軟に対応いただける、との理解で宜しいでしょうか | ご理解のとおり、重点対話において、可能な範囲で質問と対話を行うことを想定しております。 |
| 25 | 入札説明書 | 14 | | | 重点対話 | 重点対話の順番の決め方についてお示してください | 入札参加資格があると認められることを前提として、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書提出の際に、No. 22に示した本回答の別紙に含まれている様式により、重点対話の希望の日程をご提出ください。 |
| 26 | 入札説明書 | 14 | 6 | Ⅱ 4 (10) | 重点対話の実施 | 「重点対話への協力姿勢については、提案審査の評価の対象とする」とありますが、 1 協力姿勢についての評価とは、どのような基準で評価されるのでしょうか。 2 協力姿勢についての評価は、「落札者決定基準」第3落札者の決定方法の中の1、2、3の各項目でそれぞれどこに示されているかご教示ください。 | 1に関しては、落札者決定基準「第5 (5)」に記載のとおり、「事業者選定プロセスを理解し、重点対話を通じて協力する姿勢が見受けられたか」について、審査会の委員が加点審査として評価します。なお、評価するに際しては、他の評価項目（「第5 (5) その他特筆すべき提案に関する事項」内の評価項目及び評価のポイント）もあわせて勘案の上、審査会の委員が決定します。 2に関しては、落札者決定基準「第3 (5) ①」に示す加点審査に基づき審査します。 |
| 27 | 入札説明書 | 14 | 10 | Ⅱ、4、 (10) | 重点対話の実施 | 重点対話への協力姿勢を提案審査の評価の対象とするとのことですが、提案作成途上の段階を評価することは公平性に欠けると考えます。入札参加者への理解を促すことが趣旨ということであれば、評価対象から外して頂けないでしょうか。 | 原文のとおりとします。 なお、ご指摘の点については落札者決定基準第5 (5) に示すとおり、「事業者選定プロセスを理解し、重点対話を通じて協力する姿勢が見られたか」について審査会の委員が加点評価するものであり、重点対話のための書類（様式5）自体を評価するものではない点ご理解ください。 |
| 28 | 入札説明書 | 14 | 25 | Ⅱ、4、 (10) | 重点対話の実施 | あらかじめ審査委員の意見を得たうえで重点対話を実施するとありますが、事前に提出した資料を審査委員に見せて意見を得ることでしょうか。また、重点対話の内容及び資料は公表されないという理解でよろしいでしょうか。 | 前段に関しては、第1回重点対話の実施概要を審査会の委員に報告して審査会の委員から質問を受け、第2回重点対話で審査会の委員からの質問として事業者にお聞きすることを想定しております。なお、一連の流れは、No. 22に示した本回答の別紙をご参照ください。 後段に関しては、提出された資料は原則として非公開としますが、重点対話の結果、入札説明書等に変更が生じる場合及び事業者に対して共通の認識を促すようなものについては、質問回答の形式で公表することを予定しております。 |
| 29 | 入札説明書 | 14 | | | 重点対話 | 重点対話には、「Ⅲ 2」に示す審査会の委員は出席しないが、あらかじめ審査委員の意見を得た上で重点対話を実施し、とありますが、事前に審査委員に確認する内容についてお知らせください | 事前に提出いただいた「重点対話のための書類（様式5）」、「対話当日の追加配布資料」及び重点対話の実施概要を審査会の委員に伝える予定です。 |
| 30 | 入札説明書 | 14 | | | 重点対話 | 重点対話には、「Ⅲ 2」に示す審査会の委員は出席しないが、あらかじめ審査委員の意見を得た上で重点対話を実施し、とありますが、事前に審査委員が重点対話資料を確認する、とのことでしょうか | ご理解のとおりです。あわせて、No. 29をご参照ください。 |
| 31 | 入札説明書 | 14 | 6 | Ⅱ4 (10) | 重点対話の実施 | 計2回の重点対話において事業者より提出する事業提案書、及び対話の内容については、全て非公開という理解でよろしいでしょうか。 | No. 28をご参照ください。 |

| | | | | | | | |
|----|-------|----|----|-----------------|---------|---|---|
| 32 | 入札説明書 | 14 | 10 | II 4 (10) | 重点対話の実施 | 「重点対話への協力姿勢については、提案審査の評価の対象とする。」とありますが、落札者決定基準P.11(5)その他特筆すべき提案に関する事項80点のうちの何点に相当するのかをご教示ください。 | 重点対話で提出された資料及び重点対話の内容を審査会の委員に提出します。審査会の委員は、落札者決定基準に従い、「第5 (5)」内の他の評価項目もあわせて勘案の上、総合的に評価します。 |
| 33 | 入札説明書 | 14 | | (10) | 重点対話の実施 | 各者に対し2回ずつ実施し、重点対話への協力姿勢については提案審査の評価対象とありますが詳細な配点はありません。また、「審査会の委員は出席しないが、あらかじめ審査委員の意見を得たうえで重点対話を実施し、重点対話の内容は審査会の委員に報告される」とありますが、審査委員ではない関係者の評価が間接的に審査へ影響を与えるということでしょうか。重点対話がどのように評価されるのか、具体的にお示しください。 | No.26をご参照ください。 |
| 34 | 入札説明書 | 14 | 6 | 4 (10) | 重点対話の実施 | 重点対話には、入札参加者の各構成企業から複数名が出席できるものと理解して宜しいでしょうか。 | 事前に重点対話への出席を登録された方であれば、ご参加いただけます。あわせて、No.22に示した本回答の別紙もご参照ください。 |
| 35 | 入札説明書 | 14 | 6 | II-4-(10) | 重点対話の実施 | 「入札参加者からは、2回とも同一の者が出席すること」とありますが、同一の者とは「同一の企業」であり「同一の担当者」ではないという理解でよろしいでしょうか。 | 重点対話への出席を登録した方であれば、1回目重点対話と2回目重点対話で異なる方が参加されても問題ありません。ご指摘を受け、入札説明書「II 4 (10) ア」を以下のとおり訂正いたします。 「第1回 令和元年9月上旬 第2回 令和元年10月上旬 ※入札参加者からは、事前に登録した者のみ出席を可能とする。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 あわせて、No.22に示した本回答の別紙もご参照ください |
| 36 | 入札説明書 | 14 | 6 | 4 (10) | 重点対話の実施 | 別紙3における様式5の提出期日をお示しください。公平な競争性の確保のために、各入札参加者の様式5の提出期限は同一期日であると理解して宜しいでしょうか。 | 「重点対話のための書類(様式5)」の提出期日については、入札参加資格が確認できた者の代表者に対して、詳細をお知らせします。なお、当該様式の提出期限は、すべての入札参加資格が確認できた者について同じとします。 なお、No.22に示した本回答の別紙もご参照ください。 |
| 37 | 入札説明書 | 14 | 6 | 4 (10) | 重点対話の実施 | 2回の重点対話の実施が設定されていますが、様式5はそれぞれの対話の実施前に提出するものと理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、当日の追加の資料提出も認めております。 なお、No.22に示した本回答の別紙もご参照ください。 |
| 38 | 入札説明書 | 14 | 6 | II 4 (10) | 重点対話の実施 | 重点対話のための書類について、開示範囲及び書類の取扱いについてご教示いただけますでしょうか。 | No.28をご参照ください。 |
| 39 | 入札説明書 | 14 | 17 | 4 | 重点対話の実施 | 「入札参加者からは、2回とも同一の者が出席すること」とありますが、やむを得ない事情(病気、異動、退職等)や、1回目・2回目まで対話の内容説明・回答が変わることもある(1回目対話の県からの質問に対し、2回目での回答の適任者を選任する必要もある)ため、県が認める場合に限り、変更できるようお願いします。 | No.35をご参照ください。 |

| | | | | | | | |
|----|-------|----|----|----------|------------------|---|--|
| 40 | 入札説明書 | 14 | 27 | 4 (11) | 提案書の受付 | 「入札時の提出書類」(略)を①～③のとおり提出しなければならないとありますが、①～③の内容はどの部分を示しているのでしょうか。 | ご指摘を受け、入札説明書「Ⅱ 4 (11)」を以下のとおり訂正いたします。 「入札参加者の代表企業は、様式集に記載する「入札時の提出書類」(様式6-1から様式6-E-2まで、図面6-B-8から図面6-B-15まで、及び別添様式①から④まで)を(ア)、(イ)、(ウ)のとおり提出しなければならない。入札書の受付は、下記により行うこととする。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 41 | 入札説明書 | 14 | 30 | Ⅱ、4、(11) | 入札書及び提案書の受付 | 「入札時の提出書類」を①～③のとおり提出しなければならないとありますが、①～③の表記が見当たりません。記載場所があればご教示いただけないでしょうか。 | No. 40をご参照ください。 |
| 42 | 入札説明書 | 14 | 27 | 4 (11) | 提案書の受付 | 「入札時の提出書類」(様式6-1から様式6-E-2まで、図面6-B-8から図面6-B-15まで、及び別添様式①～④まで)とありますが、様式6-1から様式6-E-2、図面6-B-8から図面6-B-15まで、別添様式①～④をそれぞれ3分冊にわけてご提出という意味でしょうか。 | 必要な提出書類が揃っていれば、提出する際に必ずしも3分冊にする必要はありません。 |
| 43 | 入札説明書 | 16 | | | プレゼンテーション | 県民参加型公開プレゼンテーションの詳細をお知らせください | 県民参加型公開プレゼンテーションの詳細に関しては、本回答の別紙に示す「県民参加型公開プレゼンテーション等開催要領(素案)」をご参照ください。 なお、県民参加型公開プレゼンテーションは審査会の一環であり、審査員も出席の上、行われます。なお、当日出席する県民は傍聴の位置づけであり、質問等は行わないことを想定しております。 |
| 44 | 入札説明書 | 16 | | | プレゼンテーション | 動画や模型の制作、持ち込みは禁止との理解で宜しいでしょうか | 提案記載要領・様式集に記載の提案書概要版(任意様式:A4横、3枚)をもって、プレゼンテーションを行うことを想定しており、動画や模型等を用いた説明は、条件を逸脱する行為となりますので禁止します。 |
| 45 | 入札説明書 | 16 | | | プレゼンテーション | プレゼンテーションの順番の決め方についてお示ください | プレゼンテーションの順番は公正な競争に配慮して、くじ引き等を想定しております。 |
| 46 | 入札説明書 | 16 | | | プレゼンテーション | プレゼンテーションの出席人数についてお示ください | プレゼンテーションの出席人数は、入札参加者(構成員及び協力企業で構成される団体)につき5名以内とします。 |
| 47 | 入札説明書 | 16 | | | プレゼンテーション | プレゼンテーションにおいて、審査委員からの質問対応はない、との理解で宜しいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 48 | 入札説明書 | 16 | | | プレゼンテーション | プレゼンテーションにおいて、県民からの質問対応はない、との理解で宜しいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 49 | 入札説明書 | 16 | 12 | 4 (15) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 一般県民に対してアンケートを実施するとありますが、アンケートで求める内容はどのようなもののでしょうか。アンケートの内容によっては審査会に影響を与えるため、適切なものであることを望みます。 | 公平な競争性を確保するための配慮を想定しております。 |
| 50 | 入札説明書 | 16 | 12 | 4 (15) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 「公平な競争性を確保するための配慮を行う」とありますが、具体的にどのようなことを想定されているかお示ください。 | 県の傍聴規定に基づき、参加者に傍聴マナーを促すことや、会社名・個人名を発言しないことをプレゼンターに誓約してもらう等を想定しております。 |

| | | | | | | | |
|----|-------|----|----|----------|------------------|---|--|
| 51 | 入札説明書 | 16 | 12 | Ⅱ-4-(15) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 「公平な競争性を確保するための配慮を行う」とありますが、例えば競争参加者の関係者が県民である場合、競合グループのプレゼンテーションへの参加を制限されるのでしょうか。具体的にどのような形で応募グループの提案の秘匿性を確保するのか、ご教示いただけますでしょうか。 | 県民参加型公開プレゼンテーションにおいては、プレゼンターを除き、会場の定員の範囲内において特に制限は設けず、広く県民に開放していくことを想定しております。 また、発表時に使用して頂く提案書概要版は、提案記載要領・様式集「第3 1」の4段目に記載のとおり、公表されることを前提として作成することと定めておりますことにご留意ください。 |
| 52 | 入札説明書 | 16 | | (15) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 「アンケート結果を審査会に報告する。～公平な競争性を確保する～」とありますが、応募者の関係者が多数参加し、恣意的に他の応募者に不利な回答を行う可能性が考えられます。どのように公平性を担保するのかお教えてください。 | No.49をご参照ください。 |
| 53 | 入札説明書 | 16 | 12 | Ⅱ.4.(15) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 「一般県民」の参加とありますが、どのように参加者を決められるのでしょうか。応募者とその関係者は参加できないとの認識でよろしいのでしょうか。 | No.43をご参照ください。 |
| 54 | 入札説明書 | 16 | 14 | (15) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 県民が傍聴できる形で実施するとありますが、傍聴希望者の募集方法を教えてください。 | No.43をご参照ください。 |
| 55 | 入札説明書 | 16 | 14 | 4 | 県民参加型公開プレゼンテーション | 「県民が傍聴できる形で実施する。」とのことですが、県民であれば入札参加者の関係者であっても傍聴できる可能性はあるのでしょうか。 | No.43をご参照ください。 |
| 56 | 入札説明書 | 16 | 14 | 4 | 県民参加型公開プレゼンテーション | 「県民が傍聴できる形で実施する。」とのことですが、傍聴する県民はどのような形で募集されるのでしょうか。募集条件等も含めてご教示下さい。 | No.43をご参照ください。 |
| 57 | 入札説明書 | 16 | | | プレゼンテーション | プレゼンテーションの傍聴者の選出方法についてお示しく下さい | No.43をご参照ください。 |
| 58 | 入札説明書 | 16 | 18 | 4 | 県民参加型公開プレゼンテーション | 「公平な競争性を確保するための配慮を行う」との事ですが、具体的にはどのような配慮を行うのでしょうか。 | No.43をご参照ください。 |
| 59 | 入札説明書 | 16 | | | プレゼンテーション | 県民参加型公開プレゼンテーションの開催に際しては、公平な競争性を確保するための配慮を行う、とありますが、公平な競争性を確保するための配慮の方法、公平性の担保についての考え方についてお示しく下さい。 (例えば、提案者と関係のある県民が公開プレゼンテーションに参加し、かつアンケートは関係のあるチームに肩入れする可能性が考えられる) | No.43をご参照ください。 |
| 60 | 入札説明書 | 16 | 16 | Ⅱ、4、(15) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 「県民参加型公開プレゼンテーション」に参加する県民は、どのような公平な競争性を確保された方法で何人程度を選出するご予定であるかご教示ください。 また、入札参加者の関係者は傍聴できないとの認識でよろしいでしょうか。 | No.43をご参照ください。 |
| 61 | 入札説明書 | 16 | 17 | (15) | 県民参加型公開プレゼンテーション | アンケート結果を審査会に報告するとありますが、アンケート結果によっては落札者決定に影響を与えることもあるのでしょうか。 | No.43をご参照ください。 |
| 62 | 入札説明書 | 16 | | | プレゼンテーション | 県民参加型公開プレゼンテーションにおいては参加した一般県民に対してアンケートを実施し、当該アンケートの結果を審査会に報告する、とありますが、報告を受けた審査会は、その結果をどう解釈するのか、考えをお示しく下さい | No.43をご参照ください。 |

| | | | | | | | |
|----|-------|----|----|----------------|------------------|---|--|
| 63 | 入札説明書 | 16 | 15 | 4 | 県民参加型公開プレゼンテーション | 「一般県民に対してアンケートを実施し、当該アンケートの結果を審査会に報告する」とのことですが、例えば入札参加者が県民として参加し、自身のチームの提案が有利になるよう回答することも可能性として考えられます。当該アンケートが審査会に与える影響について、公平な県民のご意見を抽出するための策についてお考えはありますでしょうか。 | No. 43をご参照ください。 |
| 64 | 入札説明書 | 16 | 16 | Ⅱ、4、(15) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 「県民参加型公開プレゼンテーションの開催に際しては、公平な競争性を確保するための配慮を行なう。」とありますが、「(傍聴できる形で)参加した一般県民に対するアンケートの結果を審査会に報告する」方法が審査への影響が大きいと考えられ、公平性を欠くことが懸念されることから、アンケートを取り止めていただくか、実施するにしても提案評価に関する質問はやめて頂くことを希望します。 | No. 43をご参照ください。 |
| 65 | 入札説明書 | 16 | | | プレゼンテーション | 一般県民に対してアンケートを実施し、当該アンケートの結果を審査会に報告する、とありますが、落札者決定基準にはアンケート結果が評価の対象になる、とは記載がありませんので、アンケートの実施は意味をなさないと考えますがいかがでしょうか。つきましては、一般県民に対してのアンケートは実施中止をお願いします。 | No. 43をご参照ください。 |
| 66 | 入札説明書 | 16 | 16 | Ⅱ 4 (15) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 「県民参加型公開プレゼンテーションにおいては参加した一般県民に対してアンケートを実施し、当該アンケートの結果を審査会に報告する。」とありますが、当該アンケート結果は、審査結果にどのように反映されるのか具体的にご教示ください。 | No. 43をご参照ください。 |
| 67 | 入札説明書 | 16 | 17 | | 県民参加型公開プレゼンテーション | 参加一般県民のアンケート結果を審査会に報告とあります。落札者決定基準にもアンケート結果について記述がありませんが、どのように評価に関係するのでしょうか。 | No. 43をご参照ください。 |
| 68 | 入札説明書 | 16 | | | プレゼンテーション | 一般県民に対してアンケートを実施し、当該アンケートの結果を審査会に報告する、とありますが、アンケートの内容、項目についてご教示ください。 | No. 43をご参照ください。 |
| 69 | 入札説明書 | 16 | 26 | 4 | 県民参加型公開プレゼンテーション | 「公開プレゼンテーション・ヒアリング登壇者申請及び宣誓書」とは具体的にどのような内容を想定されておりますでしょうか。 | No. 43をご参照ください。 |
| 70 | 入札説明書 | 16 | | | ヒアリング | ヒアリングの詳細をお知らせください。 | No. 43をご参照ください。 |
| 71 | 入札説明書 | 16 | | | ヒアリング | ヒアリングは非公開により行う、とありますので、プレゼンテーションとは別日となるのでしょうか。 | No. 43をご参照ください。 |
| 72 | 入札説明書 | 17 | 4 | Ⅱ、5、(3) | 入札保証金 | 県の指定する納付期日についておおよその想定があればご教示ください。また、入札保証保険契約を締結する場合は入札保証の対象期間はどのように考えればよろしいでしょうか。 | 現時点では、令和元年11月21日(木)までの納付を想定しており、入札保証保険契約の保険期間は、入札日から予定される契約締結日までの期間を見込んでおります。なお、入札保証金の納付の免除については、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第14条の規定によります。 |
| 73 | 入札説明書 | 17 | 4 | Ⅱ5(2) | 入札保証金 | 調達手続特例規則の第14条の規定において「落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。」とありますが、その判断はどの時点で行なわれ、いつ事業者に通知されるのか、ご教示ください。 | 鳥取県が、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則に基づき、個別具体的に判断します。 |
| 74 | 入札説明書 | 17 | 9 | 5 | 入札保証金 | 入札保証金の納付の免除については下記の通りという理解でよろしいでしょうか。 (1)本件入札に参加する者が「保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき」 (2)本件入札に参加する者が「一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有する者」 (3)また、(2)でいう入札参加者とは構成員、協力企業各者を指すのでしょうか。 | 入札参加者の構成員及び協力企業は、入札説明書「Ⅱ 2 (1)、(2)」で規定する参加資格要件を参加資格確認基準日に満たしていなければならない、当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めないことから、(1)、(2)、(3)ともご理解のとおりです。 |

| | | | | | | | |
|----|-------|----|----|---------|----------|---|--|
| 75 | 入札説明書 | 17 | 9 | Ⅱ 5 (3) | 入札保証金 | 入札保証金納付義務の免除条件として「鳥取県物品等・・・特例を定める規則」第14条が明示されていますが、同条(2)項は具体的にはどのような入札参加者を想定しているのでしょうか。7月31日付公表された質問に対する回答No.31のご回答では、具体的な要件が分かりませんでした。 | 鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第14条(2)に定める「一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有する者であって、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき」の前段については、入札参加者の構成員及び協力企業は、入札説明書「Ⅱ 2 (1)、(2)」で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならない、後段については、No. 73をご参照ください。 |
| 76 | 入札説明書 | 17 | 9 | Ⅱ 5 (3) | 入札保証金の免除 | 入札保証金については「調達手続特例規則」第14条において免除についての規定があります。本事業では、入札者は参加資格の確認をいただいた後に入札しますので、入札保証金は免除いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 入札保証金の納付の免除については、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第14条の規定によります。 |
| 77 | 入札説明書 | 17 | | | 入札保証金 | 入札保証金の納付の免除について、調達手続特例規則第14条2項に「一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有する者であって、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき」とありますが、本事業でこの条文により入札保証金の納付の免除がされるケースがあるのでしょうか。また、あるとする場合、どのようなケースかご教示願います。 | No. 75をご参照ください。 |
| 78 | 入札説明書 | 17 | 13 | Ⅱ 5 (4) | 契約保証金の免除 | 「落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。」とありますが、これは事業契約書(案)第11条(契約の保証)で定められているとおり、設計及び建設の履行を保証することが目的で、契約保証金に代えて履行保証保険による保証も可能であるとの理解でよろしいでしょうか。また、その際に保証する金額は、事業契約書(案)別紙3の「1. サービス対価の構成」のうち割賦金利を除き消費税等を含む設計・建設の対価の額との理解でよろしいでしょうか。 | 契約保証金の納付の免除については、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第18条の規定によります。ただし、PFI事業としての特性を踏まえ、他の事例等の取り扱いも参考として改めて検討し、後日回答を公表します。 |
| 79 | 入札説明書 | 17 | | | 契約保証金 | 契約保証金の納付の免除について、調達手続特例規則第18条3項に「一般競争入札参加資格又は指名競争入札参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に国、地方公共団体その他の法人と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結してこれを誠実に履行したと認められ、かつ、当該締結する契約を履行しないおそれがないと認められるとき。」とありますが、本事業でこの条文により契約保証金の納付の免除がされるケースがあるのでしょうか。また、あるとする場合、どのようなケースかご教示願います。 | No. 78をご参照ください。 |
| 80 | 入札説明書 | 18 | 42 | 6 | 入札予定価格 | 記載のある予定価格において設定されている消費税率についてご教示下さい。 | 消費税率は10%で設定しております。 |
| 81 | 入札説明書 | 18 | 40 | Ⅱ-6 | 入札予定価格 | 消費税率は10%との理解でよろしいでしょうか。 | No. 80をご参照ください。 |
| 82 | 入札説明書 | 18 | | | 入札予定価格 | 予定価格の税別価格及び税率をご教示願います。 | No. 80をご参照ください。 |
| 83 | 入札説明書 | 18 | 42 | Ⅱ、6 | 入札予定価格 | 「消費税及び地方消費税」の税率は10%で計算されているという理解でよろしいでしょうか。 | No. 80をご参照ください。 |
| 84 | 入札説明書 | 18 | | | 入札予定価格 | 予定価格は消費税及び地方消費税を含む、とありますが、税率は10%を採用しているとの理解で宜しいのでしょうか。 | No. 80をご参照ください。 |
| 85 | 入札説明書 | 18 | | | 入札予定価格 | 実施方針の質問回答No. 40に、整備費、維持管理・運営費、その他費用の金額については、入札説明書公表時に示します、と回答がありました。入札説明書には内訳の記載がございません。予定価格の内訳をお示しください。 | 債務負担行為限度額として、施設整備費約82億円、維持管理・運營業務費(事業期間全体)約46億円、その他費用(借入利息、特別目的会社運営費)約19億円としております。なお、提案の際は、予定価格の上限内に抑えてください。 |
| 86 | 入札説明書 | 18 | 40 | Ⅱ-6 | 入札予定価格 | 実施方針等に関する質問・意見に対する回答(2019. 4. 26)のNo40に「整備費、維持管理・運営費、その他費用の金額については、入札説明書公表時に示します」とありますが、どちらに記載がありますでしょうか。 | No. 85をご参照ください。 |

| | | | | | | | |
|----|-------|----|----|--------------|----------|--|---|
| 87 | 入札説明書 | 18 | 42 | Ⅱ、6 | 入札予定価格 | 実施方針等に関する質問・意見に対する回答（No. 40）において、上限価格の開示に関する回答として「整備費、維持管理・運営費、その他費用の金額については、入札説明書公表時に示します」と回答されていますが、明示されておりません。ご教示頂けないでしょうか。 もしくは、参考として令和元年6月定例会「議案説明資料 予算に関する説明書（令和元年度6月補正予算等関係）」に記載されているように内訳として施設整備費、維持管理・運營業務費、その他費用の金額をお示し頂けないでしょうか。 | No. 85をご参照ください。 |
| 88 | 入札説明書 | 18 | 42 | Ⅱ、6 | 入札予定価格 | 平成30年7月公表の鳥取県立美術館整備基本計画では、「4-4 整備費用の想定」において、試算額として「建築工事費77億円」及び「その他経費20億円」、また、「その他費用」の内容としては「外構植栽サイン等整備費、設計委託、展示ケース等備品類や展示用ICT機器・音響・ディスプレイ等システムの整備費用であること」が示されています。 このたびの入札説明書等公表における入札予定価格の内訳として、施設整備費、維持管理・運営費、その他費用の金額をお示し頂くことに加えて、上記「建築工事費」と「その他経費」の内訳についても、分担企業が異なることから、可能な限り詳細にご教示頂くことを希望します。 | No. 85をご参照ください。 |
| 89 | 入札説明書 | 20 | 9 | Ⅳ、1、 (1) | 地名地番 | リス舎関係施設が立地する当該地番西側の一部は分筆し、倉吉市所有地として本事業の事業用地から除外するとありますが、分筆後の正確な敷地はいつ頃ご教示頂けるのでしょうか。できる限り早く明示して頂くことを希望します。 | 令和元年11月頃の公表を予定しております。 |
| 90 | 入札説明書 | 20 | 11 | Ⅳ 1 (1) | 防災井戸 | 敷地内に存在する防災井戸はリス舎近辺、当事業の事業用地外にあるものと理解してよろしいでしょうか。 | 防災井戸は、分筆後も本事業の事業用地内に存在します。 |
| 91 | 入札説明書 | 20 | 17 | 1 | 地名地番 | 「当該駐車場の維持管理も本事業の範囲に含めることとする」との事ですが、この維持管理には修繕や必要に応じて駐車場誘導員等の配置も必要となるのでしょうか。また、修繕等の検討も必要になりますので、当該駐車場に設置の設備・施設等についての数量や過去の修繕履歴、図面等についてご提供をお願い致します。 | 前段に関して、駐車場の修繕は必要になります。駐車場誘導員の配置に関しては、要求水準書を満たす範囲で、事業者の提案に委ねます。 後段に関して、倉吉市に確認したところ、駐車場については新設時（平成22年）以降、修繕等は行われていません。新設当時の図面は資料のとおりです。 あわせて、駐車場内に存在するその他の既存構造物については、要求水準書の「別添資料11 本事業の事業用地付近における既存施設の取扱」を参照ください。 |
| 92 | 入札説明書 | 21 | | | 開館時間・休館日 | 下記を原則として、事業者が定めるものとする、とありますが、制限などがあれば事前にお示しください | 事業者のご提案に委ねます。 ただし、最終的な決定は、鳥取県立美術館の設置等に関する条例第6条の規定に基づきあらかじめ県の承認を得て定めます。 |
| 93 | 入札説明書 | 21 | 11 | Ⅳ、1、 (3) | 開館時間・休館日 | サービスエリアの定義をご教示頂けますでしょうか。 | ミュージアムショップ、カフェ・レストランを対象としております。 |
| 94 | 入札説明書 | 21 | | | サービスエリア | サービスエリアの定義をお示しください | No. 93をご参照ください。 |
| 95 | 入札説明書 | 21 | 17 | Ⅳ-3 | 業務の委託 | 入札書類に示していない第三者への業務委託について、県の承諾を得ることが必要とされていますが、承諾を得るための基準、条件等をお示しいただけますでしょうか。 | 要求水準を満たす範囲において、特段基準等は設けておりません。 |
| 96 | 入札説明書 | 21 | 19 | 3 | 業務の委託 | 「県の承諾を得た場合に限り、入札書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。」との事ですが、これは事業者から直接に構成員または協力企業以外の第三者に委託又は請け負わせることができるという理解でよろしいでしょうか。 | ご指摘の場合の他、構成員又は協力企業から第三者に業務を委託又は請け負わせることができます。 |
| 97 | 入札説明書 | 21 | 19 | Ⅳ、4 (1) イ | 業務の委託 | S P Cから業務の監修やアドバイスなどを委託する予定の者は、協力企業等の登録は不要との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、協力企業等にすることを妨げるものではありません。 |
| 98 | 入札説明書 | 21 | 19 | Ⅳ、4 (1) イ | 業務の委託 | 入札から開館まで相当の期間がありますので、業務の監修やアドバイスを委託する人物が特定できない場合には、S P Cから業務の監修やアドバイスなどを委託する予定者であっても、協力企業等の登録は不要との理解でよろしいでしょうか。 | No. 97をご参照ください。 |

| | | | | | | | |
|-----|-------|----|----|-------------|------------|--|---|
| 99 | 入札説明書 | 21 | 19 | IV 3 | 業務の委託 | 入札書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせる場合、県の承諾を得る為の要件は何でしょうか。 | No. 95をご参照ください。 |
| 100 | 入札説明書 | 21 | 26 | IV 4 (1) ア | 設計・建設業務の対価 | 設計・建設業務の対価の一部で活用する国の補助金は施設引き渡し時に一括して事業者に支払うことを予定していますが、設計費・建設業務の対価の何パーセントが支払われる予定でしょうか。 | 事業契約書(案)の「別紙3 2.」をご参照ください。 |
| 101 | 入札説明書 | 21 | 32 | IV-4-(1)-ア | 設計・建設業務の対価 | 想定されている国の補助金の種類、名称をご教示いただけますでしょうか。 | 事業契約書(案)の「別紙3 2.」をご参照ください。また、要求水準書「Ⅲ 3. (2) ③ b. ア」もご参照ください。なお、本補助金の範囲は、本施設全体にかかるものではない点にご留意下さい。 |
| 102 | 入札説明書 | 21 | 35 | 4 | 開業準備業務の対価 | 「開業準備業務の開始後、事業期間終了までの間、各年度において四半期ごとに支払う」とありますが、事業期間に亘って支払われる場合、事業者の負担が大きい場合、開館準備業務終了後一括でお支払いいただくようお願いします。 | 開館準備業務期間内及び開館後の第1四半期において、業績監視要領も踏まえて、全額が支払われることを想定しております。 |
| 103 | 入札説明書 | 22 | 2 | IV. 4 (1) イ | 開館準備業務の対価 | 「開館準備業務の開始後、事業期間終了までの間、各年度において四半期ごとに支払う」とありますが、「開館準備業務の開始後、開館(供用開始)までの間、～」ではないでしょうか | No. 102をご参照ください。 |
| 104 | 入札説明書 | 22 | 8 | IV 4 (2) | 利用者等から得る収入 | 項目ア～ウ以外に駐車場を有料とし、事業者の収入とすることは可能でしょうか。例えば3時間以上の駐車場利用以降は有料ということはあるでしょうか | 倉吉市からの要望として、周辺住民が無料で使えるようにすることが求められていることから、駐車場の有料化は想定しておりません。それにとともに、要求水準書「VI 3. (5) ⑤ c」の表内の「○駐車場の運用」は削除します。 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 105 | 入札説明書 | 22 | 8 | IV 4 (2) | 利用者等から得る収入 | サービス対価の提案価格(入札額)を算出するさいに、維持管理・運営業務の総費用から控除する見込み収益は、事業契約書(案)別紙3「サービス対価の算出方法及び支払方法」P.49より、「ア 本施設の入館料収入、展示室・貸室使用料及び手数料、協賛金」との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、維持管理・運営業務の総費用については、入札説明書「別紙1. 本事業における特定事業の構造」に記載の「サービス対価算定の範囲」についてをご参照ください。 |
| 106 | 入札説明書 | 22 | 13 | | 利用者等から得る収入 | サービス対価の提案価格(入札額)を算定する際に、維持管理・運営業務の総費用から控除する見込み収益は「ア 本施設の入館料収入、展示室・貸室使用料及び手数料、協賛金」だけでなく、「イ 本施設のミュージアムショップ、飲食施設の事業収入」及び「ウ 県が事業者に販売を委託する図録、所蔵作品に係る商品等に係る販売手数料」は収益として算入せずに提案価格を算定してよいと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 107 | 入札説明書 | 22 | | (2) | 利用者等から得る収入 | 県主体企画展の入館料は事業者の収入となると理解しておりますが、県主体企画展の想定収入(利用者数・単価)をお教えいただけないでしょうか。また県独自開催、実行委員会方式、共催のそれぞれについて、事業者の収入となる割合などをお教えください。また4月質疑回答No17に「美術館運営に当たっては、～最終的な決定権限と責任は館長(県)に帰属するものとして整理してあります。」とありますが、県主体企画展の内容は事業者がコントロールできないリスクがあると思われまます。想定を下回った場合は、要求水準書p16の追加給付の調整が行われるという理解でよろしいでしょうか。 | 前段に関して、企画展の開催日数等は、業務要求水準書「別添資料22年間の常設展・企画展の想定【平年ベース】」をご参照ください。また、単価に関しては、事業者の提案に委ねます。なお、実行委員会形式、共催形式においては、事業者と協議の上、決定する個々の規約によりますが、原則として、収入は事業者のものとなります。なお、展覧会に関わる費用等は事業者負担になります。後段に関しては、サービス対価算定に際して基本計画で示した目標入館者数よりも保守的に見積もっており、基本的に追加給付は想定しておりません。 |

| | | | | | | | |
|-----|-------|----|----|------------|------------------------------------|--|---|
| 108 | 入札説明書 | 22 | | (2) | 利用者等から得る収入 | 「県は、事業者に対し、図録、所蔵作品に係る商品等（グッズ）の製作費を支払い、図録、所蔵作品に係る商品等の製作を委託する。」とありますが、本サービス対価とは別に委託契約にて発注されるという理解でよろしいでしょうか。あるいは、サービス対価に含まれる場合、参考仕様や実績が示されていないため、見込むべき金額をお教え下さい。また図録・グッズに関して想定されている販売手数料の総額又は料率をお教えください。 | 委託契約を締結する予定はありません。 過去の実績については、平成31年4月26日に公表した、鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業実施方針等に関する質問・意見に対する回答における「回答にかかる参考資料」において掲載しております。 https://www.pref.tottori.lg.jp/280996.htm なお、「回答にかかる参考資料」のうち一部の資料は、平成31年4月28日以降、本事業への参画を検討される事業者のご希望に応じて提供しております。ご希望の場合には、「回答にかかる参考資料」p.1をご参照ください。 なお、図録・グッズの販売手数料は事業者との協議により、都度定めていくことを想定しておりますが、提案時には20%を上限として、販売手数料率をご提案ください。 |
| 109 | 入札説明書 | 22 | 16 | IV-4-(2)-ア | 県が事業者に販売を委託する図録、所蔵作品に係る商品等に係る販売手数料 | 販売手数料について具体的な金額や計算式をご教示いただけますでしょうか。また、過去3ヶ年分の販売実績（品名、金額、数量等）を開示いただけますでしょうか。 | No.108をご参照ください。 |
| 110 | 入札説明書 | 22 | 16 | IV.4(2)ウ | 販売手数料 | 販売手数料率ほどの程度を想定していますでしょうか | No.108をご参照ください。 |
| 111 | 入札説明書 | 22 | 16 | IV4(2)ウ | 県が事業者に販売委託する図録、・・・販売手数料 | 県から支払われる販売手数料の金額ほどの様に設定されるのでしょうか。図録等の販売金額に対し、20%というような設定でしょうか、それとも1部1個に対しいくらかという設定でしょうか。 | No.108をご参照ください。 |
| 112 | 入札説明書 | 22 | 16 | IV4(2)ウ | 県が事業者に販売委託する図録、所蔵・・・販売手数料 | 図録等の販売価格は誰がどの様に決めるのでしょうか。 | No.108をご参照ください。 |
| 113 | 入札説明書 | 22 | 16 | IV4(2)ウ | 県が事業者に販売を委託する図録、所蔵品に係る商品等に係る販売手数料 | 左記の販売手数料には決まりはあるのでしょうか。例えば、販売価格の●%の手数料等。 | No.108をご参照ください。 |
| 114 | 入札説明書 | 22 | 17 | IV、4、(2)、ウ | 県が事業者に販売を委託する図録、所蔵作品に係る商品等に係る販売手数料 | 商品等（グッズ）の製作費は、実際に製作にかかった費用をお支払い頂けるという理解でよろしいでしょうか。また販売手数料の金額または算定方法についてご教示ください。 | No.108をご参照ください。 |
| 115 | 入札説明書 | 22 | 21 | IV4(3) | 広報物やホームページを活用した広告料 | 広報物やホームページを活用した広告料収入で広告販売価格は事業者が独自に値付してよいですか。また、広告料の価格計算式等はあるのでしょうか。 | 広告料は全額、指定管理者の収入で、価格について県の定めるものではありません。 |
| 116 | 入札説明書 | 22 | 26 | IV4(4)イ | 事業者が運営するミュージアムショップ、・・・各賃料 | 使用料につき、減免を認められるのはどの程度の期間を要しますか。 | 鳥取県行政財産使用料条例第3条、鳥取県公有財産事務取扱規則第15条によります。 |
| 117 | 入札説明書 | 22 | | (4) | 県の収入 | 事業者が運営するミュージアムショップ、飲食施設等の各賃料について 4月の質疑回答で、「使用料の減免は、No.28に示す減免取扱基準により、「県の施策として県の要請により使用させるとき」に「経営状況を勘案して別に定める額」とすることが可能となりますが、本事業において必須事業と位置付けている事業は「県の施策」と整理する方向で検討しています。」とありましたが、本件の厳しい収支計画が想定されますが、具体的な減免率の割合をお示しください。 附帯事業に関する施設面積を「～以上」とされており、採算性の観点より面積を小さくし使用料を抑えることもできないため、ご配慮いただきたい。 | ご指摘の点については、最大で10/10と定められておりますが、個別具体的に判断されます。なお、No.116もご参照ください。 |
| 118 | 入札説明書 | 22 | | | ミュージアムショップ、飲食施設等の各賃料 | 各賃料に関して、実施方針等に関する質問・意見に対する回答 No.68にあるように、使用面積1㎡につき、1月につき820円（税込み）であると考えてよろしいでしょうか。 | 行政財産の使用料については、今後、条例の改正に伴い、変更する可能性があります（現段階では令和元年10月以降、830円（税込）に変更予定です。）。 |

| | | | | | | | |
|-----|-------|----|----|---------|---------------------------------|--|---|
| 119 | 入札説明書 | 22 | | | ミュージアムショップ、飲食施設等の各賃料 | 使用面積の考え方について、あくまで占有する水平投影面積で、専有面積は厨房の範囲のみ、という考えでも宜しいでしょうか | 設計段階により、利用目的に応じて、対象面積は定められることとなります。なお、平成23年11月時点における「鳥取県立博物館カフェ運営事業者募集要項」においては、「使用許可の範囲は厨房部分のみとし、客席部分の対象外とする。よって、客席部分は、喫茶利用者以外の来館者も休憩スペースとして使用することがある。」と記載しております。 |
| 120 | 入札説明書 | 24 | 21 | V5 | 特別目的会社の設立 | 本施設をSPCの所在地とすることは可能でしょうか | 所在地とすることは可能です。 |
| 121 | 入札説明書 | 27 | 6 | 別紙1. | 本事業における特定事業の構造 | サービス対価算定の範囲に必須事業の附帯事業が含まれておりませんが、ミュージアムショップと飲食施設の運営をサービス対価算定範囲に含めることは出来ませんか。両施設の売上で、人件費等を賄うことは困難かと思われます。 | 原文のとおりとします。 |
| 122 | 入札説明書 | 29 | 7 | 別紙3(1) | 重点対話の趣旨 | 全体計画と意匠性が相互に関連するような提案とありますが、意匠性とは形状、模様、色彩等を指すと理解していますので、ここでは意匠性だけでなく、機能性、利便性など建物が備えるべき性質と理解してよろしいでしょうか | そのようなご理解も可能です。 |
| 123 | 入札説明書 | 29 | 7 | 別紙3(1) | 重点対話の趣旨 | 全体計画と意匠性が相互に関連するような提案とありますが、「意匠性」とは、建物のデザイン(設計)を意味しているということでしょうか。 | No.122をご参照ください。 |
| 124 | 入札説明書 | 29 | 20 | 別紙3-(2) | 重点対話の実施前に提出する書類 | 「重点対話のための書類(様式5)」についても入札提案書類と同様に落札者決定基準に記載されている項目の審査となるという認識でよろしいでしょうか。 | No.27及びNo.28をご参照ください。 |
| 125 | 入札説明書 | 29 | 20 | 別紙3(2) | 重点対話の実施前に提出する書類 | 「重点対話のための書類(様式5)」は、重点対話のために、入札参加者の途中段階の検討内容を示すものであり、重点対話の結果等により、入札提案時には大幅な変更も許容される、との理解でよろしいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 126 | 入札説明書 | 29 | 21 | 別紙3(2) | 重点対話の実施前に提出する書類 | 「重点対話の実施前に、入札参加者に「重点対話のための書類(様式5)」の提出を求める」とありますが、実施前のいつのタイミングになりますでしょうか。具体的な日程をご教示願います。 | No.22に示した本回答の別紙をご参照ください。なお、第1回重点対話の事前資料提出期限は令和元年9月3日(火)、第2回重点対話の事前資料提出期限は令和元年9月25日(水)としていますが、重点対話当日の追加資料の提出も認めています。 |
| 127 | 入札説明書 | 29 | 23 | 別紙3(2) | 重点対話の実施前に提出する書類 <事業全般に関する内容> | 別紙3.重点対話の実施要領(2)重点対話の実施前に提出する書類について、<事業全般に関する内容>の項目に、提案記載要領様式集P9の主たる記載要領に記載されている「経営戦略会議のあり方」が記載がありませんが、別紙3の実施要領に即して重点対話の書類を作成すると考えてよろしいでしょうか。 | 入札説明書「別紙3.重点対話の実施要領」に記載の「事業全般に対して求める提案」の中に経営戦略会議(仮称)も含まれるとの想定であり、ご準備ください。 |
| 128 | 入札説明書 | 29 | 27 | 別紙3(2) | 重点対話の実施前に提出する書類 | 「重点対話のための書類(様式5)」に記載を求められている、「戦略ブランディング計画図」「地域連携計画図」は「図」でお示しする必要はございますでしょうか。 | 図で示す必要は特にありません。 |
| 129 | 入札説明書 | 29 | | | 重点対話の実施前に提出する書類 | 別紙3に記載の書類の提出期限はいつでしょうか。 | No.126をご参照ください。 |
| 130 | 入札説明書 | 29 | | | 重点対話の実施前に提出する書類 | 公平性の担保のため、別紙3に記載の書類の提出期限は、各グループで共通にすべきと考えますのでご検討ください。 | No.126をご参照ください。 |
| 131 | 入札説明書 | 29 | | | 重点対話の実施前に提出する資料 | 重点対話の実施前に、入札参加者に「重点対話のための書類(様式5)」の提出を求める、とありますが、ボリュームがあまりに大きく、また重点対話実施時に全ての内容が固まっている状況ではないと考えます。また、内容を固めるための物理的な時間の確保が難しいとも考えます。つきましては、重点対話において提案者が対話したい内容を優先順位をつけて対応するのが現実的かと考えますが、いかがでしょうか | 重点対話で対話したい内容の優先順位づけは、事業者の判断に委ねますが、事業者のお考えについて県から質問することにご留意ください。 |

| | | | | | | | |
|-----|---------|---|----|--------------------|--------------|---|---|
| 132 | 業務要求水準書 | | | | 4月26日の質疑回答 | 4月26日の質疑回答にて、入札説明書公表時に示すとあったものが、いくつか公開されておりません。 以下の情報は、回答の有無および公表予定をお教えください。 N040, 50, 51, 52, 58, 59, 61, 64, 80, 182, 189, 195, 197, 335, 337, 357, 419, 455, 459, 460, 487, 504, 512, 578, 579, 581, 582, 583, 585, 588, 589 | 一部の資料につきましては、以下のとおり参照していただき、そのほかの質問については後日公表します。 N040は、本質問回答N085、N050は、要求水準書P16(9)②、N080は、本質問回答N022、N0189は、本質問回答N0735をご参照ください。 |
| 133 | 業務要求水準書 | | | | 4月26日の質疑回答 | 今回の質疑回答や入札説明書などの記載内容と矛盾していない限り、4月26日の質疑回答は有効なものと認識すれば良いでしょうか。あるいは無効となるものがあればお教えいただけないでしょうか。 | 平成31年4月26日に公表した実施方針等に関する質問・意見への回答と同種内容の上書きもしくは変更がない限り、ご理解のとおりです。 |
| 134 | 業務要求水準書 | | | | 4月26日の質疑回答 | 飲食施設について「現時点では、セルフサービスでの飲食施設は想定していません。」との回答がありましたが、現状のお考えをお教えください。要求水準を満たせば、セルフサービスを含めどのような店舗形態でも可能と理解してよろしいでしょうか。 | 回答内容は変更されていません。なお、要求水準を充足する限りにおいて、事業者のご提案に委ねます。 |
| 135 | 業務要求水準書 | 2 | 5 | I 2 (1) | 事業スケジュール | 美術館の完成引渡し日は令和6年3月31日、設計期間は事業契約締結日から令和3年9月30日、建設期間は令和3年10月1日から令和6年3月31日、維持管理期間は完成引渡し日（令和6年3月31日）から令和22年3月31日までとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 136 | 業務要求水準書 | 2 | 5 | I 2 (1) | 事業スケジュール | 開館（供用開始）は「令和6年度中」となっており、事業契約書（案）別紙2「事業概要書」では「開館（供用開始）は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに行う」とされており、開館日は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。 | No.9をご参照ください。 |
| 137 | 業務要求水準書 | 2 | 5 | I 2 (1) | 事業スケジュール | 美術館の供用開始前には、コンクリート躯体や内装材から発生する水分、アルカリ物質および酸性物質などを揮発させる乾燥期間を設ける必要があると思料しますが、この乾燥は本施設の引渡し日以前に行うのか、引渡し後の開館準備期間中に行うのかご教示いただけませんかでしょうか。 | No.8をご参照ください。 |
| 138 | 業務要求水準書 | 2 | | | 事業スケジュール | 完成引渡し日から開館（供用開始）日までの期間について、短ければ短いほど評価されるのでしょうか。想定している期間があればご教示ください。 | No.9をご参照ください。 |
| 139 | 業務要求水準書 | 2 | | | 事業スケジュール | 期間の始期、終期の記載がありますが、始期は月初、終期は月末、との理解で宜しいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 140 | 業務要求水準書 | 6 | - | II 1 (1) | 敷地形状 | 今回の事業用地としては2-3-1、2-3-9とあります。美術館新築に要する確認申請等においては、上記2筆を合わせたもののうち、リス舎範囲を除いた範囲を「敷地」と扱うと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 141 | 業務要求水準書 | 6 | - | II 1 (1) | 敷地形状 | 前述の質疑のうち、2-3-9を「敷地」と取り扱う場合、「大御堂廃寺といれ」は既存建築物とみなすと理解してよろしいでしょうか。その場合、確認申請等に必要既存建築物の図面などは提供いただけるかと理解してよろしいでしょうか。 | 選定された事業者に提供します。 |
| 142 | 業務要求水準書 | 6 | 14 | II. 1. (1) | 南側駐車場敷地の維持管理 | 南側駐車場も維持管理の対象とのことですが、当該駐車場の修繕業務（舗装面、駐車ライン等）も含まれるのでしょうか。 | No.91をご参照ください。 |
| 143 | 業務要求水準書 | 6 | - | II 1 (1)・(2) | 接道条件 | 今回事業用地として、地積測量図2-3-8、2-3-10の用地は含まないと理解してよろしいでしょうか。その場合、要求水準書(2)敷地条件 接道条件に記載されている道路のうち、(北側)(東側)については事業用地としては接道していないと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 144 | 業務要求水準書 | 6 | - | II 1 (2) | 接道条件 | 今回の事業用地における接道条件は、南側道路への接道によってこれを満たすか、または鳥取県建築基準条例第6条の但し書きによる特定行政庁の許可によって満たすか、いずれかと考えてよろしいでしょうか。また、これとは異なる考えがありましたらお示しください。 | No.143をご参照ください。 |
| 145 | 業務要求水準書 | 6 | - | II 1 (2) | 接道条件 | ラグビー場東側、北側の道路からの車両及び者アプローチを新設する場合、事業用地外の構築物についても事業費に見込むものと理解してよろしいでしょうか。 | 事業者のご提案に委ねます。 |

| | | | | | | | |
|-----|---------|----|----|---------------|----------------|---|---|
| 146 | 業務要求水準書 | 7 | 7 | Ⅱ、2、(2) | 美術館サービスエリア | 美術館サービスエリアの定義をご教示頂けますでしょうか。 | No, 93をご参照ください。 |
| 147 | 業務要求水準書 | 7 | | | 美術館サービスエリア | 美術館サービスエリアとは、ミュージアムショップ・レストランを指すと理解してよろしいでしょうか。 | No, 93をご参照ください。 |
| 148 | 業務要求水準書 | 8 | 36 | Ⅱ 3 | 法令、基準等 | 鳥取県建築基準条例第6条とありますが、「鳥取県建築基準法施行条例」のことと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 149 | 業務要求水準書 | 11 | 1 | (3) | 事業の調整等に関する事項 | ①～⑥を適正に行うことができる総括責任者と統括マネージャーを配置とありますが、両者の想定される役割に違いはありますでしょうか。両者を兼任することは可能でしょうか。 | 業務要求水準書「Ⅱ 4. (5) ③」に記載の通り、総括責任者は本事業全体の管理責任を負い、特段の事情がない限り、特別目的会社の代表取締役を想定しております。また、統括マネージャーは本業務全般を掌握し、各業務責任者及び他の職員を指揮監督等を行うことを定めており、本施設に常駐し、従事することを想定しています。したがって、両者の兼任はできません。 |
| 150 | 業務要求水準書 | 11 | | | 事業の調整等に関する事項 | 統括マネージャーが、事業期間中に交代する前提に立った提案は可とされると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 151 | 業務要求水準書 | 11 | | | 運営計画の策定 | 長期・中期・年間の運営計画を提出することが求められていますが、記載が必須の項目や書式等があればご教示願います。 | 要求水準書を充足する限りにおいて、項目等は事業者に委ねますが、年間運営計画、中期運営計画は、事業の進捗に沿って、内容が変更となることを想定しております。 |
| 152 | 業務要求水準書 | 12 | 1 | Ⅱ、4、(4)、③ | 業務の報告 | 事業期間を通じてア～オの報告書により報告することとなっておりますが、開館後の運営期間に行うという理解でよろしいでしょうか。 | 事業契約書(案)の「別紙4 3.」に記載のとおり、開館準備業務から報告されることを想定しております。 |
| 153 | 業務要求水準書 | 12 | 34 | Ⅱ4 (4) ③ オ | アニュアルレポート | 当レポートは、業務要求水準書P134に定められている「年報」と同じものという理解でよろしいでしょうか。 | 外部に公表するものであり、アニュアルレポートと年報は同じものを指しております。具体的なアニュアルレポート(年報)については、協議の上内容を決定していくことを想定しております。あわせて、業務要求水準書の「Ⅱ 4. (4) ③ オ」を以下のとおり訂正します。 「美術館全体の活動を対外的に示し、よりよい美術館運営に資する外部意見を得るため、本事業のアニュアル・レポートとして作成し、公表すること。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 154 | 業務要求水準書 | 12 | | | 年次報告書 | (2)管理施設の利用に係る料金の収入の実績、(3)管理施設の管理に係る経費の収支状況 に関して、SPCの収入・収支と相違があってもよろしいでしょうか。(運営企業の収入・収支とはイコールになる) | 回答は後日公表します。 |
| 155 | 業務要求水準書 | 12 | | | 経営戦略会議(仮称)への参画 | 設計・建設期間と重複する開館準備期間にも経営戦略会議(仮称)が開催されるものと想定していますが、当該期間にはどのような議題を想定しているでしょうか。議題によって必要な統括マネージャー像が変わると存じますので、詳細をお示し願います。 | 業務要求水準書の「Ⅳ 3. (6)」のとおり、展覧会に関する準備業務等を想定しております。なお、No. 158もあわせてご参照ください。 |
| 156 | 業務要求水準書 | 12 | | | 経営戦略会議(仮称)への参画 | 経営戦略会議(仮称)そのものに関する定義や考え方を提案することを考えていますが、宜しいでしょうか | ご提案を妨げるものではありませんが、ご提案内容によっては重点対話やヒアリング等において質問する可能性があることにご留意ください。 |
| 157 | 業務要求水準書 | 12 | | | 経営戦略会議(仮称)への参画 | 経営戦略会議(仮称)の開催頻度と開催の始期をご教示願います。 | 要求水準を充足する限りにおいて、事業者の提案に委ねます。なお、県との協議により、開催頻度や始期を設定されるものと想定しています。 |
| 158 | 業務要求水準書 | 12 | | | 経営戦略会議(仮称)への参画 | 経営戦略会議(仮称)へ統括マネージャーの参画が義務付けられるのはいつからでしょうか。 | 事業契約締結後からの参画を想定しております。なお、統括マネージャーは、あくまで美術館開館後の運営を想定し、提案されることを想定しております。 |
| 159 | 業務要求水準書 | 12 | | | 経営戦略会議(仮称)への参画 | 経営戦略会議(仮称)へ統括マネージャー以外の出席も可能との理解で宜しいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 160 | 業務要求水準書 | 12 | | | 経営戦略会議(仮称)への参画 | SPCの運営予算に対し、不利になるような協議事項が出た場合、追加清算も含めた協議ができると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| | | | | | | | |
|-----|---------------------|---------|----------|---------------------|--------------------------|--|--|
| 161 | 業務要求水準書 | 12 | | | 経営戦略会議（仮称）への参画 | 経営戦略会議の場において県と事業者で協議が整わなかった場合、実施方針等に関する質問・意見に対する回答No.17では「最終的な決定権限と責任は館長（県）に帰属する」と回答がありましたが、運営予算の超過、見込み収益の減少に関わる事項に関しては、事業者意見が最大限尊重されると考えてよろしいでしょうか。 | 美術館運営に当たっては、館長、学芸課長、事業者の統括マネージャーらが出席する経営戦略会議（仮称）で、事業活動の方向性や具体的業務方針等について協議することを想定しており、その中で学芸員と民間事業者のお互いのノウハウをしっかりと出し合った議論がなされ、双方が連携しながら業務が行われることで良質なサービスの提供を行うことが必要となると認識しています。 ご指摘の点につきましては、上記の考えを踏まえ、協議することとなります。 |
| 162 | 業務要求水準書 事業契約書（案） | 12 2 | 38 29 | Ⅱ-4-(4)- ④ 8条 | 経営戦略会議（仮称）への参画 経営戦略会議 | 経営戦略会議の事業に対する影響について、どの程度の拘束力を持つ会議体かご教示いただけますでしょうか。また、会議で決定する事項とはどのようなことを想定しておられますでしょうか。 | 要求水準書の「Ⅱ 4 (4) ④」をご参照ください。なお、具体的な運営方法については、要求水準を満たす限りにおいて、事業者の提案に委ねます。 あわせて、以下のとおり訂正します。 「「(5) ③」で定める事業者の統括マネージャーは、常設展、企画展の開催及び美術館運営に関して協議を行う経営戦略会議（仮称）に参画し、県と一体となった美術館運営を行うこと。 なお、経営戦略会議（仮称）は、美術館内部での県、事業者相互の協議・意思疎通を目的とする会議を想定している。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 163 | 業務要求水準書 | 13 | 2 | Ⅱ、4、 (4)、④ | 経営戦略会議（仮称）への参画 | 経営戦略会議（仮称）は設計・建設期間中も開催するのでしょうか。その場合は開催頻度の想定があればご教示ください。 | No.158をご参照ください。なお、開催頻度については協議によるものとします。 |
| 164 | 業務要求水準書 | 13 | 2 | Ⅱ、4、 (4)、④ | 経営戦略会議（仮称）への参画 | 経営戦略会議（仮称）の協議においては、県と事業者はあくまで対等な立場であり、民間の意見も尊重して頂けるという理解でよろしいでしょうか。また、協議により事業者に想定外の費用増が生じる場合はサービス対価を見直して頂けるという認識でよろしいでしょうか。 | 前段に関しては、ご理解のとおりです。後段に関しては、物価変動、不効力等について事前に事業契約書（案）において県がリスクを負担するなど配慮しております。 |
| 165 | 業務要求水準書 | 13 | | | 経営戦略会議（仮称）への参画 | 経営戦略会議に統括マネージャーの参画、とありますが、SPCの経営等に関するものについては統括マネージャーが判断、決断できる権限はないと考えますので、総括責任者と統括マネージャー、館長と副館長で協議する場も必要と考えますが、いかがでしょうか | ご理解のとおり、総括責任者が参加することを妨げるものではありません。No.159もあわせてご参照ください。 |
| 166 | 業務要求水準書 | 14 | 10 | Ⅱ4 (5) ② エ | 人員体制 | 事務職員の配置とありますが、この人員に対して想定している具体的な業務内容、役割はどのようなものかご教示ください。また常駐職員でなくても良いという理解で問題ないでしょうか。 | 取締役、監査役、会計監査人を除く職員を事務職員と称しており、常駐職員でないことも問題ありません。具体的な業務内容等は、要求水準を満たす限り、事業者の提案に委ねます。 ご理解のとおりです。 |
| 167 | 業務要求水準書 | 14 | 13 | Ⅱ 4 (5) ③ | 責任者の配置 | 総括責任者は、本施設へ常駐しなくとも構わないとの理解でよろしいでしょうか。また、「鳥取県立美術館インフォメーションパッケージ」P.42に記載されている「副館長」は、総括責任者、統括マネージャーとは別の人格で、県が任免し、その人件費等は県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 168 | 業務要求水準書 | 14 | 13 | Ⅱ.4.(5)③ | 責任者の配置 | 統括マネージャーは、建設期間、開館準備、開館後で要員が入れ替わることを前提としても問題ございませんか？ | ご理解のとおりです。あわせて、No.158もご参照ください。 |
| 169 | 業務要求水準書 | 14 | 13 | Ⅱ.4.(5)③ | 責任者の配置 | 任意事業責任者は、他の責任者が兼務してもよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 170 | 業務要求水準書 | 14 | 16 | Ⅱ 4 (5) ③ | 責任者の配置 | 総括責任者は、「～各責任及び他の職員を指揮監督するとともに～」と記載がございますが、他の職員というのは、SPC職員やSPC業務従事者を意味するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 171 | 業務要求水準書 | 14 | 18 | Ⅱ.4(5) ③ | 責任者の配置 | 統括マネージャーは、主に開館準備、運営段階において求められている役割だと推察しますが、そのような理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。あわせて、No.158もご参照ください。 |
| 172 | 業務要求水準書 | 14 | 19 | Ⅱ、4、 (5)、③ | 責任者の配置 | 統括マネージャーはその他企業との連絡調整を行うとありますが、「その他企業」とは何を指しているのかご教示ください。 | 特別目的会社以外の構成員、協力企業等を示しています。 |
| 173 | 業務要求水準書 | 15 | 4 | Ⅱ.4(5) ③ | 責任者の配置 | 統括マネージャーは美術館に常駐しとありますが、施設完成後の常駐が求められているとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| | | | | | | | |
|-----|---------|----|----|--------------|---------------|--|--|
| 174 | 業務要求水準書 | 15 | 15 | Ⅱ-4-(7) ① | 施設のあり方 | 「本施設の状態が良好」とは使用に支障のない状態、という理解でよろしいでしょうか。また、経年劣化については容認いただけると理解してよろしいでしょうか。 | 前段については、業務要求水準書のとおりです。後段については、要求水準を充足する限り、ご理解のとおりです。 |
| 175 | 業務要求水準書 | 15 | 16 | Ⅱ.4(7) ① | 施設のあり方 | 本施設の状態が良好であるとのことですが、経年による退色などの劣化は性能を発揮できているとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 176 | 業務要求水準書 | 15 | 25 | ② | 引継ぎ等 | 新たな本施設の維持管理運営を担う事業者とは、本事業の選定事業者も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 177 | 業務要求水準書 | 15 | 30 | Ⅱ.4(8) | 基本的な考え方 | 業務プロセスを見直すがありますが、業務プロセスの定義をご教示ください。業務プロセスは業務手順あるいは仕事のやり方という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 178 | 業務要求水準書 | 15 | 33 | Ⅱ.4(8) | セルフモニタリング実施方法 | 県が実施するセルフモニタリングとの連携に十分配慮してセルフモニタリングの方法等を提案することとありますが、県が実施するセルフモニタリングとは、事業契約書別紙4に記載の業績監視要領のことを指すとの理解でよろしいでしょうか。 | 県が実施する業績監視については、事業契約書(案)「別紙4」に示したとおりです。 |
| 179 | 業務要求水準書 | 15 | 33 | Ⅱ.4(8) | セルフモニタリング実施方法 | 県が実施するセルフモニタリングとの連携に十分配慮してセルフモニタリングの方法等を提案することとありますが、モニタリング項目等、具体的な方法、書式、資料などは、あらかじめ県がお示しただけとの理解でよろしいでしょうか。 | No.178をご参照ください。 |
| 180 | 業務要求水準書 | 16 | 1 | Ⅱ.4.(8)② | セルフモニタリング実施方法 | 事業者から提案も可能とありますが、特に県として重視されるポイントがあればお示しください。 | 県が実施する業績監視のポイントは、事業契約書(案)「別紙4」に示したとおりです。 |
| 181 | 業務要求水準書 | 16 | 9 | Ⅱ.4(8) | セルフモニタリング実施方法 | 基準ごとにセルフモニタリングを行う頻度及び方法を設定するとありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。また、事業契約書第60条セルフモニタリングにおいては、四半期ごとにセルフモニタリングを実施すると解されますが、当該条文との関係から基準についてご説明をいただけないでしょうか。 | 事業契約書(案)の第60条に記載の「県及び事業者が協議し別に定める評価表」が、業務要求水準書の「基準ごとにセルフモニタリングを行う頻度及び方法を設定する。」に該当します。なお、基準とは、日報に記録される清掃業務から不定期にチェックする必要がある業務までそれぞれにおいて要求水準を充足していることを評価して頂くための基準となります。 あわせて、事業契約書(案)第60条を以下のとおり訂正します。 「事業者は、維持管理及び運営業務等の実施状況及び財務情報について、評価表により実施したセルフモニタリング結果を、翌四半期開始後10営業日以内に、業務報告書とともに県に提出しなければならない。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 182 | 業務要求水準書 | 16 | 17 | Ⅱ.4.(9)② | サービス対価の支払い | 「県の要求水準を満たしていないことが判明した場合」とありますが、その判断基準についての県のお考えをお示しください。 | 判断基準を示したものが業務要求水準書になります。 |
| 183 | 業務要求水準書 | 16 | 19 | 4.(9)② | サービス対価の支払い | 「サービス対価の調整が生じた場合には、各年度末の支払いにおいてまとめて調整を行う」とあり、例として、「開業後3事業年度において、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算する場合同」がありますが、光熱水費に関してのサービス対価は事業期間を通し、提案時の概算費用を各年度末に差額の精算を行うとの理解でよろしいでしょうか。 | 事業契約書(案)の「別紙3 3.(2)」の記載の通りです。なお、4年目以降は、「開館～」の通り、差額の精算を行いません。 |
| 184 | 業務要求水準書 | 16 | 23 | (9) | サービス対価の支払い | 運営業務全般について、県の判断で実施すべき業務のうち、頻度、業務内容、仕様が不明な業務が多数あります。これらの業務は、事業者の年間の当該項目の予算を超えない範囲で実施し、また、予算を超過した場合は、要求水準書p16に記載の調整額による追加給付により支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 | 業務内容と仕様は、業務要求水準書をご参照ください。また、頻度に関しては、4月に公表した実施方針等に関する質問・意見への回答参考資料集で県立博物館の実績を公表していますので、これらを参考にご提案ください。後段に関しては、物価変動、不可効力等について事前に事業契約書(案)において県がリスクを負担するなど配慮しております。 |

| | | | | | | | |
|-----|-------------------------|----------|----------|--------------------------------|-------------------------------------|--|---|
| 185 | 業務要求水準書 | 16 | 35 | (10) | 上記保険以外の保険 | 「上記保険以外の保険」という表記がありますが、常設展示への保険は県が加入するとの認識でよろしいでしょうか。また、現状加入されている保険類の実績値をお示してください。 | 現在、県が付保している、美術品（鳥取県立博物館の所蔵品及び第三者が所有する美術品であってこれを借用したもの）の輸送、館内の移動にかかる保険については、サービス対価の算定時に含めておりますので、事業者において付保してください。 業務要求水準書「Ⅱ. 4. (10)」、ならびに事業契約書（案）「別紙5」を訂正することとし、訂正内容は後日公表します。 なお、美術収集作品の輸送にかかる保険及び美術常設展にかかる外部借用作品の保険実績は、平成31年4月26日に公表した、鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業実施方針等に関する質問・意見に対する回答における「回答にかかる参考資料」において掲載しております。 https://www.pref.tottori.lg.jp/280996.htm なお、「回答にかかる参考資料」のうち一部の資料は、平成31年4月28日以降、本事業への参画を検討される事業者のご希望に応じて提供しております。ご希望の場合には、「回答にかかる参考資料」p.1をご参照ください。 |
| 186 | 業務要求水準書 | 16 | | | 光熱水費 | 開業後3事業年度以降の光熱水費の支払いに関する考えをご教示ください | No.183をご参照ください。 |
| 187 | 業務要求水準書 | 16 | | | 保険 | 付保する保険について、主語が「事業者が」となっていますが、事業契約書（案）別紙5では「事業者又は〇〇企業は」と分かれています。どちらが正でしょうか。 | No.185をご参照ください。 |
| 188 | 業務要求水準書 事業契約書 （案） | 16 50 | 19 23 | Ⅱ-4-(9)- ② 別紙3-3- (2) | サービス対価の支払い 開館準備及び維持管理・運営の対価の支払方法 | 業務要求水準書にて、サービス対価の調整が生じた場合の例として「開館後3事業年度間において、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算」とありますが、事業契約書では「開館（共用開始）初年度以降の当初3年間については、実績を基に算出された対価を、県が事業者を支払う。」とあります。どちらを適用するのかご教示いただけますでしょうか。 | ご指摘部分は、前者の「開館後3事業年度間において、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算」を適用します。事業契約書（案）の「別紙3 3. (2)」の3段落目を以下のとおり訂正します。 「また、開館後3事業年度間において、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算し、県が事業者を支払う。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 189 | 業務要求水準書 | 17 | 4 | Ⅱ、4、 (11)、① | 打合せ記録の作成・保管 | 「記録作成の対象とする協議については、原則として予算の執行を伴うものとする」とありますが、予算の執行を伴うとはどういうことなのかご教示ください。 | 本条項は全ての打合わせの記録を求めているものではないとの趣旨です。「予算の執行を伴うもの」とは、例えば、サービス対価に関する協議等を想定しております。実務的には、県との協議において決めるものとします。 |
| 190 | 業務要求水準書 | 19 | 2 | Ⅲ 3. (2) | 地盤状況 | 「別添資料6 地盤状況に関する図」をご提示いただける期日をご教示ください。 | この度公表いたしましたので参照ください。 |
| 191 | 業務要求水準書 | 19 | 2 | Ⅲ、3、(2) | 地盤状況 | 「別添資料6 地盤状況に関する図」をご提示頂ける期日をご教示下さい。 また、既済の地盤調査計画概要（調査箇所、本数等）についてもご教示下さい。 | No.190を参照ください。 |
| 192 | 要求水準書 | 19 | 19 | Ⅲ | 3. (2) 設計条件 | ガスの敷設状況の条件がありませんが計画地周辺にはガス管敷設は無いものと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 193 | 要求水準書 | 19 | 19 | Ⅲ | 3. (2) 設計条件 | 敷地内に井戸を掘削することは可能でしょうか。 | 井戸を掘削することを妨げるものではありません。 |
| 194 | 業務要求水準書 | 19 | 28 | Ⅲ 3 (2) ③ b.ア | 美術館面積 | 延べ面積9910㎡とありますが、屋根の下にある、駐輪場、駐車スペース、ロータリー等の面積はこの中に含まれるでしょうか。 | ご指摘の部分は含まれません。 |

| | | | | | | | |
|-----|---------|----|----|-------------------------|-------------------------|--|---|
| 195 | 業務要求水準書 | 19 | 33 | Ⅲ 3 (2) ③ b.イ | 駐車台数 | 「来館者用110台分以上」とありますが、別紙資料11、項目18にて大御堂廃寺歴史公園駐車場は「引き続き存続させ」とあります。来館者用110台分に大御堂廃寺歴史公園駐車場の台数を含めると考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 196 | 業務要求水準書 | 19 | 33 | Ⅲ 3 (2) ③ b.イ | 駐車台数 | 障がい者用6台分（美術館入口付近に2台分、「大御堂廃寺といれ」付近に4台分）とありますが、「大御堂廃寺といれ」付近に4台分にも屋根が必要になりますでしょうか。必要な場合、その場所から美術館エントランスまで屋根で繋ぐ必要がありますでしょうか。 | 「大御堂廃寺といれ」付近の4台分に関しては、屋根の設置は想定はしておりません。 |
| 197 | 業務要求水準書 | 20 | 2 | Ⅲ 3 (2) | ③施設内容 c.面積の考え方及び変更 | 「延べ面積(外壁より内側の面積を示す)9,910㎡を確保」とありますが、建築基準法において容積不算入となる、エレベーターの昇降路、専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、蓄電池を設ける部分、自家発電設備を設ける部分及び貯水槽を設ける部分については、上記延べ面積から除外するとの理解でよろしいでしょうか。 | ここで示す「延べ面積」は、容積対象面積ではなく、床面積とお考えください。よって、ご質問されているエレベーター昇降路などの面積も含むものとします。 |
| 198 | 要求水準書 | 20 | 2 | Ⅲ | 3.(2)③ C. 面積の考え方及び変更 | 建物の庇や屋根の下、或いはピロティ等の外気に解放された半屋外の空間について、美術館の賑わい交流等創出の為の用途に供するスペースとしてこれらを設けた場合、「増加する場合も105%以下の範囲内とする」とある延べ面積に当該部分は算入しないと理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 199 | 要求水準書 | 20 | 2 | Ⅲ | 3.(2)③ C. 面積の考え方及び変更 | 延面積について、105%の上限値を設定した目的をご教示ください。 | 基本計画に記載する施設整備計画（整備費用及び運営費用等を含む。）を踏まえた上で、施設整備と維持管理・運營業務に対してバランスのとれた予算を確保して頂きたいとの趣旨に加え、将来、PFI事業終了後に県等が管理する際のことを考え、上限値を定めています。 |
| 200 | 業務要求水準書 | 20 | 3 | Ⅲ 3 (2)③ | 面積の考え方及び変更 | 民間提案事業に関わり、各室諸元表に記載のない事業者から提案を行う室についても指定の延べ面積に含まれるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 201 | 業務要求水準書 | 21 | 21 | Ⅲ 4 (2)① | 環境負荷低減性 | P57に記載の他条例等については実施設計時での手続業務が記されていますが、CASBEEととりどりの段階での取得手続きを行うべきとお考えでしょうか。 | 基本設計時、実施設計時および、工事完了時としてください。 |
| 202 | 業務要求水準書 | 24 | 33 | Ⅲ 4 (3) ① e.ウ | 地盤凍結に対する措置 | 「凍結深度より深い根入れ深さの確保」とありますが、鳥取県では凍結深度の指定が無いため、具体的な深度の指定はありますでしょうか。 | 鳥取県では定められていないので、指定なしと考えてください。 |
| 203 | 業務要求水準書 | 26 | 11 | Ⅲ、4、 (3)、② | 機能維持性 | イ.電力供給機能の確保、カ.空調機能の確保において、「別に定める期間」指定する機能を維持するとありますが、別に定める期間をご教示ください。 | 業務要求水準書p.41のとおり、10時間としてください。 |
| 204 | 要求水準書 | 26 | 49 | Ⅲ | 4.(3)② 機能維持性 | カ.空調機能の確保において「・ライフラインの途絶時においても別に定める期間指定する機能を維持するために・・・」とありますが「別に定める期間」とはどこに明示してあるかご教示ください。また「指定する機能を維持する室については収蔵エリア、展示エリアと考えて宜しいでしょうか。 | 別に定める期間は、No.203をご参照ください。指定する機能を維持する室については、業務要求水準書「別添資料1 各室諸元表」をご参照ください。 |
| 205 | 業務要求水準書 | 37 | 35 | Ⅲ 5 (2) | ⑩自転車置場 | 「自転車及び2輪車用の区画(自転車:500×2,000 mm、2輪車:900×2,000 mm)を設け」とありますが、2輪車に対する台数の要求水準、記載が見当たりません。2輪車のスペースはないものとして考えて宜しいでしょうか。 | 県としての指定はありません。ご提案によるものとします。 |
| 206 | 業務要求水準書 | 38 | 18 | Ⅲ 5 (2) ⑬ b | オープンスペース | オープンスペースに面積要件はないものとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| | | | | | | | |
|-----|---------|----|----|---------------|-------------------------------|---|---|
| 207 | 要求水準書 | 39 | 17 | Ⅲ | 5. (3) ① 共通事項 | 機材の規格については、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成28年版)」の該当部分を適用するとありますが、最新版の平成31年版を使用しなくて宜しいでしょうか。 | 最新版(平成31年版)としてください。業務要求水準書「Ⅲ. 5. (3) ① (1)」を以下のとおり訂正します。 ・(1) 機材の規格については、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」の該当部分を適用する。ただし、該当する規格がない場合にはこの限りではない。また、「特記による」とあるものについては、「総合的な検討を行う」と読み替える。 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 208 | 要求水準書 | 39 | 20 | Ⅲ | 5. (3) ① 共通事項 | 発電機の選定は「建築設備設計基準(平成30年版)」の計算方法により性能を満たしていることを確認するとありますが、建築確認申請時には一般社団法人 日本内燃力発電設備協会の出力算定ソフトウェアにより性能を満たしていることを確認することが求められます。この為、発電機の選定は日本内燃力発電設備協会の出力算定ソフトウェアにより算出しても宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 209 | 業務要求水準書 | 39 | 36 | Ⅲ、5、(3)、① | 電気設備計画に関する要求水準 | 機器設備システムについて、導入仕様の決定前に県と協議するとありますが、協議により仕様の変更となり提案時よりもコスト増となる場合は増額分を県が見て頂けるという理解でよろしいでしょうか。 | 仕様の協議時に、コストについてもあわせて協議することとします。 |
| 210 | 要求水準書 | 39 | 36 | Ⅲ | 5. (3) ① 共通事項 | 機器及びシステムにおいて、技術変化が激しい設備分野のものは機器及びシステムの技術変化動向を確認し、導入仕様の決定前に県と協議するとありますが、想定されている具体的なシステム名をご教示ください。 | 主に映像音響、情報通信設備と考えておりますが、具体的な対象は事業者選定後に随時協議するものとします。 |
| 211 | 業務要求水準書 | 41 | 1 | Ⅲ 5 (3) | ④雷保護設備 | (1)建物の高さによらず、JIS A 4201-2003の規定で設置するとの理解でよろしいでしょうか。 | 設置の要否は建築基準法のとおりとします。 |
| 212 | 業務要求水準書 | 42 | 4 | Ⅲ 5 (3) | ⑦発電設備 | g.各機器は運転音のできるだけ小さい機種とするとありますが、騒音値の規定等あればご教示願います。 | 非常用発電機については、騒音規制法・振動規制法の対象とはなっていません。よって、騒音値の規定はありませんが、要求水準書に記載のとおりできるだけ運転音の小さい機種を選定してください。 |
| 213 | 業務要求水準書 | 43 | 3 | 5. (3)⑨ | 構内交換装置 | 「IP電話システムに対応する。」とありますが、IP電話を内線で使用するとの意でしょうか。または、IP電話外線との通話を可能にするとの意でしょうか。 | 内線での利用としてください。 |
| 214 | 要求水準書 | 43 | 3 | Ⅲ | 5. (3) ⑨ 構内交換装置 | IP電話システムに対応するとありますが、局線のIP対応と考えて宜しいでしょうか。 | 内線での利用としてください。 |
| 215 | 要求水準書 | 43 | 8 | Ⅲ | 5. (3) ⑨ 構内交換装置 | 多機能電話機とする。ただし、多機能電話機が不要の場所については一般電話機の採用を可とするとありますが、多機能電話機を設置する必要がある部屋をご教示ください。 | 研究室、ホールレクチャールーム、ワークショップルーム、受付、館長室、総務事務室、学芸執務室、応接室、警備員室を想定していますが、詳細は事業者選定後の協議とします。 |
| 216 | 業務要求水準書 | 43 | 29 | 5 | 構内交換設備 | 県職員用PHS(同等機能を有するシステムを含む)については、通信費用は県負担という認識でよろしいですか。 | 通信費としてサービス対価算定で計上しており、事業者負担になります。 |
| 217 | 要求水準書 | 45 | 17 | Ⅲ | 5. (3) ⑮ テレビ共同受信設備 | 4K8K放送への対応は不要と考えて宜しいでしょうか。 | 4K、8K対応としてください。 |
| 218 | 業務要求水準書 | 46 | 3 | | 監視カメラ設備 | 監視カメラは施設・監視の状況に応じて、機種選定してよろしいですか。 | ご理解のとおりです。 |
| 219 | 業務要求水準書 | 46 | 21 | | 監視カメラ設備 c. モニタ部 | 総務課、警備員室に設置するモニタのインチ数は設置場所の状況に応じて最適なサイズに変更しても構いませんか。 | ご理解のとおりです。 |
| 220 | 業務要求水準書 | 46 | 28 | 5 | 防犯・入退室管理設備 | 特定権者(特定権限者)は誰を指すのか、具体的に明示してください。 | 県職員を想定しています。 |
| 221 | 業務要求水準書 | 46 | 30 | | 入館者カウント | 入館者カウント設備は建物内に入る人数のおおよそが判るように任意の場所・数量設置するという理解でよろしいですか。 | 原則として来館者が使用する出入口には設けるものとし、業務要求水準書「Ⅵ. 3. (5). ⑥ b. 入館者数の把握と報告」もご参照ください。 |
| 222 | 業務要求水準書 | 47 | 16 | | 防犯・入退室管理 a. 入退室管理 e. 個人カード | 施設に常駐される県職員数をご教示下さい。 | 10人程度を想定していますが、現時点では未定です。 |

| | | | | | | | |
|-----|---------|----|----|---------------|--------------------------|--|--|
| 223 | 要求水準書 | 47 | 20 | Ⅲ | 5. (3) ⑨ 中央監視制御設備 | 電気設備の項に記載されている中央監視設備と、機械設備の項に記載されている中央監視設備は統合し、1システムとして構築しても宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 224 | 業務要求水準書 | 47 | 22 | Ⅲ、5、 (3)、⑩ | デジタルアーカイブ ビューイング (仮称) | デジタルアーカイブビューイングは別添資料20を参考に、事業者で詳細の仕様は決定できるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりであり、要求水準を充足する限りにおいて、事業者の提案に委ねます。 |
| 225 | 業務要求水準書 | 47 | 22 | ⑩ | デジタルアーカイブ ビューイング | システムの整備に加え、「維持、更新」とありますが、要求水準書の学芸業務からシステムの保守管理は削除されております。事業者としてシステム整備を行い、県学芸員が維持・管理を行うという理解で良いでしょうか。 | 維持管理も事業者にて実施してください。 |
| 226 | 業務要求水準書 | 47 | | | デジタルアーカイブ ビューイング(仮称) | デジタルアーカイブビューイングに投影するコンテンツの作成・更新等は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。 | 事業範囲とします。 |
| 227 | 業務要求水準書 | 47 | 23 | | 防犯・入退室管理 b. 鍵管理 | 鍵管理ボックスの設定変更を行う特定権者は誰を想定していますか。 | 県職員を想定しています。 |
| 228 | 業務要求水準書 | 48 | 17 | 5. (4)① | 共通事項 | 「管理室」とは各室諸元表におけるどの部屋を指すかご教示ください。 | 総務事務室としてください。 |
| 229 | 業務要求水準書 | 49 | 17 | Ⅲ 5 (4) | ②空気調和設備 熱源システム | (15) a. 熱源システムは、「機器の種類及びエネルギー別にケーススタディを行い、各ケース毎にLCC比較検討書を作成し、確認する」とありますが、詳細は落札後の協議で提示するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 230 | 業務要求水準書 | 49 | 22 | Ⅲ 5 (4) | ②空気調和設備 空調方式 | (15) b. 「人が滞留する吹抜け空間の空調方式については、・・・LCC比較検討書にて確認する」とありますが、詳細は落札後の協議で提示するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 231 | 業務要求水準書 | 50 | 10 | Ⅲ 5 (4) | ⑤自動制御設備 | (2) 「省エネルギーに係る業務報告において資料の作成に必要な分析が行える機能を備える」とありますが、省エネルギーに係わる業務報告の具体的な内容をご教示願います。 | 月毎の光熱水使用量と光熱水費について計量・分析し、運用上での省エネルギー対策の立案、設備の運用改善の実施とその効果について年1回、業務報告書を提出するものとしてください。 |
| 232 | 業務要求水準書 | 51 | 12 | Ⅲ 5 (4) | ⑦給水設備 給水方式 | (5) 「給水方式の選定に当たっては、・・・各ケース毎にLCC比較検討書を作成し、確認する」とありますが、詳細は落札後の協議で提示するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 233 | 業務要求水準書 | 52 | | | 厨房設備 | レストラン・カフェ、ショップ等の厨房設備設置費用は、サービス対価の対象と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 234 | 業務要求水準書 | 53 | 14 | Ⅲ 6 (1) | 基本的事項 | 「事業者は、総括代理人に～、行わしめるものとする。」と記載がございますが、総括責任者との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 合わせて、業務要求水準書「Ⅲ 6. (1)」3段落目を以下のとおり訂正します。 「事業者は、総括責任者に、設計企業、建設企業、工事監理企業が的確に業務を実施するように、それぞれの業務管理を行い、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行わしめるものとする。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 235 | 業務要求水準書 | 53 | 21 | Ⅲ 5 (4) | ⑬昇降機設備 イ. 搬入用エレベーター | 「速度15m/minとする。」とありますが、「速度15m/min以上とする。」との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、美術品の搬出入に支障のない速度としてください。 |
| 236 | 業務要求水準書 | 53 | 25 | Ⅲ、6、 (2)、① | 業務の実施に関する 要求水準 | a. コスト管理において、総括表、鋼種別内訳書、内訳明細書の提出時期をご教示頂けますでしょうか。 | 実施設計完了前、工事着工前及び、その後の変更があった時点としてください。 |
| 237 | 業務要求水準書 | 53 | | | 総括代理人 | 事業者は、総括代理人に、設計企業、建設企業、工事監理企業が的確に業務を実施するように、と記載がありますが、総括代理人についての定義をお示しください | No. 234をご参照ください。 |
| 238 | 要求水準書 | 55 | 4 | Ⅲ | 6. (2) ① 基本事項 | 交付金の交付が見込まれる金額の積算を支援するため、県の求めに応じて、必要な経費の見積もり等を提出するとありますが、積算の様式・単価等は事業者独自のもので使用すると考えて宜しいでしょうか。 | 様式、単価は事業者独自のもので結構ですが、内訳明細の提出は必要となります。 |

| | | | | | | | |
|-----|---------|----|----|---------------------|----------------|---|--|
| 239 | 業務要求水準書 | 60 | 18 | | 土壌汚染について | 「要求水準書に明示されていない土壌汚染に起因する費用は県負担とし、工期についても県と協議した上で適切な期間の延長を行う」とありますが、土壌汚染対策法4条の申請に伴い調査命令が出た場合は、その調査費用は県負担と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 240 | 業務要求水準書 | 64 | 17 | 2 | 開業準備業務計画書 | 「業務開始前までに、開業準備業務に関する計画書を作成し」とありますが、本件は、竣工引渡しを行ったのち、施設を使用してから準備業務という理解でよろしいでしょうか。事業契約締結日から開始される開館準備業務について、その時点で計画書を提出することは困難です。 | 事業契約締結後速やかに、計画書をご提出ください。 |
| 241 | 業務要求水準書 | 64 | 22 | 2 | 開業準備業務に係る実施体制 | 「県と合意した日までに」とありますが、現在県が想定されている当該日（いつ頃）についてご教示ください。 | 事業契約締結後速やかに協議を行い、当該日を決定することを想定しています。 |
| 242 | 業務要求水準書 | 65 | 1 | (1) | 開館までの施設の維持管理 | 開館までの施設の維持管理とは、具体的にどのような業務を想定されているか、ご教示頂けますでしょうか。 | 取蔵庫をはじめ、本施設を維持するために必要な業務を想定しています。 |
| 243 | 業務要求水準書 | 65 | 3 | IV 3 (1) | 開館までの施設の維持管理 | 建物引き渡し後、開館までの施設の維持管理について、県とSPCが協同するものとなっておりますが、リスク分担、SPCと県との業務範囲についてご教示ください。 | 維持管理業務はSPCが行うものとします。 |
| 244 | 業務要求水準書 | 65 | 5 | IV.3.(1) | 開館準備期間中の維持管理 | 建物引き渡し後から開館までの維持管理業務の内容は、人員体制も含め開館後の維持管理業務の要求水準と同様という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 245 | 業務要求水準書 | 65 | 6 | (2) | 事務所及び収蔵品等の移転作業 | 適正な積算にあたり、作業量のわかる追加情報をいただきたい。 ① 備品什器・消耗品の移転：内容、種類、点数、サイズ、保管場所の写真、搬出経路 ② 収蔵品の移転：サイズ等ボリュームがわかるもの、保管場所の写真、搬出経路 | ①移転すべき什器・備品（収納棚、書架、机、椅子等）については別添資料1 諸室諸元表の備考欄を参照してください。 ②収蔵品についてはこれまで提供した情報をご確認ください。入札までの期間において現物確認を行う予定はありません。 |
| 246 | 業務要求水準書 | 66 | 1 | IV.3.(1) | 開館までの施設の維持管理 | 維持管理を県とSPCが協働するとのことですが、SPCが業務として委託されるのではないのでしょうか。協同とは具体的にどのようなことを想定されているかご教示ください。 | No.243をご参照ください。 |
| 247 | 業務要求水準書 | 66 | | | 開館までの施設の維持管理 | 開館準備業務の開館までの施設の維持管理について、具体的な業務が不明です。維持管理業務の業務内容を想定して宜しいのでしょうか、ご教示ください。 | No.242をご参照ください。 |
| 248 | 業務要求水準書 | 66 | 7 | | 作品移送 | 県博・県博倉庫から美術館への作品の移送に際しての保険については、SPCが付保するものの、その保険料は都度県が負担するという理解でよろしいですか。現時点で対象物の保険価額も不明であり保険料の算定は困難です。 | 業務要求水準書別添資料2 1の2（参考）をご参照ください。 |
| 249 | 業務要求水準書 | 66 | 7 | IV 3 (2) ② | 県博から美術館への作品移送 | 県博や県博倉庫から美術館への作品移送についての保険は、SPCが付保するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、対象となる作品の保険価額が明確ではありませんので保険料が算出できません。事業費に保険料を見込むため、例えば「移送1日につき100万円」など、提案時に見込む金額を具体的にご教示いただけませんか。 | No.248をご参照ください。 |
| 250 | 業務要求水準書 | 66 | | | 統括マネージャー | 経営戦略会議に統括マネージャーが参画する、と記載がある業務もあれば、記載のない業務もありますが、記載の通りで問題ないとの理解でよろしいのでしょうか。もしくは、経営戦略会議の全てに統括マネージャーが参画する必要があるのでしょうか。 | 経営戦略会議の位置づけは要求水準書を充足する限りにおいて、事業者のご提案に委ねますが、経営戦略会議開催の際には、統括マネージャーの参加が必要となります。 |
| 251 | 業務要求水準書 | 67 | 2 | IV.3.(2) ② | 要求水準 | 美術作品の安全を担保するとありますが（他の箇所にも同様の記載がありますが）、善管注意義務を尽くすこととの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、加えて要求水準を充足することが求められる点、ご留意ください。 |

| | | | | | | | |
|-----|---------|----|----|---------------------|-----------------------|--|---|
| 252 | 業務要求水準書 | 67 | 34 | IV、3、(4)、③ | オープニングイベント | 内覧会及びオープニングセレモニーの招待者人数の想定をご教示ください。 | 内覧会は美術館オープンに向けた情報発信を目的としマスコミ等を想定するとともに、オープニングセレモニーは開館記念展との連携に配慮し美術館の魅力を発信することを目的としており、いずれも招待者等については、県と調整しながら決定することとしています。 |
| 253 | 業務要求水準書 | 68 | 28 | (6) | 展覧会開催準備業務 | 初年度の展覧会準備は、開館1年前から準備を行う想定でよろしいでしょうか。 | 事業契約締結後より企画立案することを想定しています。 |
| 254 | 業務要求水準書 | 69 | 19 | IV 3 (6) ③ | 開館準備業務 SPC主体企画展の準備 | 開館初年度に開催するSPC主体のポップカルチャー等の企画展に関する準備業務とございますが、次年度以降は、分野限らず企画、開催するという理解でよろしいでしょうか。 | 開館初年度と次年度で分野が異なるものではありません。 |
| 255 | 業務要求水準書 | 70 | 7 | IV、3、(7)、① | 開館後の施設の貸出等 | 開館前の貸出に係る本施設の利用許可申請の受付について、県からの業務委託によりSPCが実施する場合は、サービス対価とは別に県からSPCに委託料が支払われるという理解でよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 256 | 業務要求水準書 | 71 | | | 開館後の施設の貸出等 | 開館前の貸出にかかる本施設の利用許可申請の受付は、指定管理業務外の業務として、県からの業務委託によりSPCが実施する可能性もある、と記載がありますが、それはいつ確定するのでしょうか。提案上は、サービス対価の対象外、として宜しいのでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 257 | 業務要求水準書 | 71 | 19 | V-2-(1)- ①-a | 業務範囲 | 計画修繕については提出した長期修繕計画の範囲内で実施するものと理解してよろしいでしょうか。また、事業期間内に発生する修繕業務のうち事業者側の負担で行うものについて費用負担に一定の上限を設けていただけませんか。 | 前段についてはご理解のとおりです。後段については、特に一定の上限を設けないものとします。、 |
| 258 | 業務要求水準書 | 72 | 20 | V-4-(1)- ①-a | 業務計画書等 | 維持管理業務マニュアルはどの程度までを要求されるのでしょうか。 | 要求水準書に示す業務の手順とします。 |
| 259 | 業務要求水準書 | 72 | 22 | 4 | 業務関係図書 | 「維持管理業務年間計画書（各年度初日から2ヶ月までに提出）」とありますが、2ヶ月前でしょうか、2ヶ月以内のどちらでしょうか。 | 2ヶ月前までとします。 |
| 260 | 業務要求水準書 | 72 | 27 | V-4-(1)- ①-b | 法令に基づく有資格者 | 法令に基づく資格者（電気主任技術者）について、常駐非常駐の別は事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 261 | 業務要求水準書 | 72 | 29 | 4 | 法令に基づく有資格者 | 防火管理者の選任については、必ずしも維持管理業務従事者より選任する必要はない(統括責任者や運営業務責任者、運営業務従事者でもよい)という認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、業務を監督する地位にある人員を選任してください。 |
| 262 | 業務要求水準書 | 72 | 29 | b | 法令に基づく有資格者 | 防火管理者は、監督的な地位にあるもの選任することが求められており、本件では、施設への常駐が要求水準書で求められる統括マネージャーが務めることが適当であるとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 261をご参照ください。 |
| 263 | 業務要求水準書 | 72 | | | 修繕業務 | 修繕業務は経常修繕業務及び計画修繕を行うこと、計画修繕は大規模修繕ともいう、と記載がありますが、修繕業務に大規模修繕業務を含む、との理解で宜しいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 264 | 業務要求水準書 | 73 | 20 | V-4-(1)- ③-b | 業務の報告 | 報告書の県指定様式（例：12条点検）についてご教示いただけますでしょうか。 | 事業者選定後の協議とします。 |
| 265 | 業務要求水準書 | 79 | 13 | e | 排煙設備 | ⑤機械設備のe.排煙設備は、⑦防災設備のb.建築基準法関係防災設備に包含されると考えますので、本項目は削除して頂けませんでしょうか。 | 要求水準書のとおりとしますが、重複して業務を行ってもらうことを求めるものではありません。 |
| 266 | 業務要求水準書 | 80 | 25 | V-4-(2)- ⑨-c | 植栽・緑地 | 敷地内に現存する樹木等のうち残置予定のものがある場合、樹種、本数等を開示いただけますでしょうか。 | 事業者の提案によります。 |
| 267 | 業務要求水準書 | 84 | 1 | V.4.(2).① | 修繕 | 図.「修繕に係る要求水準」の解像度の高いものを提供頂けないでしょうか。 | 本回答の別紙を参照下さい。 |
| 268 | 業務要求水準書 | 84 | 2 | 図表 | 修繕の図 | 挿入されている図は修繕の考え方を示したものと推察されますが、文言が判読できません。判読できるような図の再掲をお願いできますでしょうか。 | No. 267をご参照ください。 |

| | | | | | | | |
|-----|---------|----|----|---------------|---------------|---|---|
| 269 | 業務要求水準書 | 84 | 3 | | 修繕 | 下図ではなく上図の誤植ではないでしょうか。ご確認ください。 | ご理解のとおりです。 |
| 270 | 業務要求水準書 | 84 | 6 | 4 | 建築物の修繕 | 「空調設備機器の更新は本事業の範囲外」とのことですが、長期修繕計画の策定についても本事業の範囲外でしょうか。 | 長期修繕計画の策定は事業範囲内とします。 |
| 271 | 業務要求水準書 | 84 | 7 | V-4-(4)- ② | 建築物の修繕 | 「空調設備機器の更新は本事業の範囲外」とありますが、県が対象とする空調設備器について具体的に開示していただけませんか。 | 熱源機器、空調室外機及び室内機の更新とします。 |
| 272 | 業務要求水準書 | 84 | 7 | ② | 建築物の修繕 | 空調設備機器の更新は本事業の範囲外とし、事業終了後に事業者以外の者によって実施されるものとするがありますが、本事業の選定事業者による実施は不可ということでしょうか。もし不可であれば、その意図をご教示願います。 | 本事業の選定事業者による実施を妨げるものではありません。 |
| 273 | 業務要求水準書 | 84 | 7 | V-4-(4)- ③ | 備品の修繕 | 備品の修繕のうち事業者側の負担で行うものについて、費用負担に一定の上限を設けていただけませんか。 | 特に一定の上限を設けないものとします。 |
| 274 | 業務要求水準書 | 87 | 29 | 4 | 清掃 | 展示ケース内に展示物がある場合の清掃について、事業者は「必要な協力をする」とありますが、現在県が想定されている協力内容についてご教示ください。 | ケース内の清掃作業に必要な器具や消耗品の提供協力を想定しています。 |
| 275 | 業務要求水準書 | 89 | 17 | e | 外構 | 排水設備、溝、水路等は、施設外部から小動物が容易に侵入できないような措置を取ることとありますが、どのような小動物を想定されておりますでしょうか。本施設周辺に生息する小動物をご教示願います。 | ねずみ、昆虫等を想定しています。 |
| 276 | 業務要求水準書 | 89 | 32 | 7 | 除雪 | 事業者は開館時間までに除雪作業を行うこととし、また、除雪を行う判断基準は、大雪警報や注意報の発令によるとのことですが、発令のタイミングや降雪量によっては、開館時間までに除雪することが困難なケースも想定されます。極力短時間で除雪し、来館者や職員の皆様の安全性確保に努めますが、焦りは作業事故にもつながりかねませんので、迅速に除雪作業を行うこととして頂けませんでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 277 | 業務要求水準書 | | | | 除雪に関する事項 | 清掃関係者によるものか？ 除雪の主体は、警備、清掃？ 除雪機を受注者側で準備とあるが、その範囲は？ 駐車場を含めた全体？施設の周辺のみ？ 除雪機の保管場所は、確保していただけるのか？ | 除雪の主体は、事業者内でご判断ください。 エントランスへのアプローチ、運営に支障がない程度の車道・駐車スペースを除雪することとし、事業者の提案によります。 除雪機の保管場所は、敷地内で、事業者でご確認ください。 |
| 278 | 業務要求水準書 | 91 | 27 | 4 | 環境衛生管理 | 「I P M専門員は、県のI P M総責任者と協議の上、本施設のI P Mマニュアルを作成」とありますが、I P Mマニュアル（維持管理業務マニュアル）を業務開始の6か月前までに提出する(p.72)ことを考えると、業務開始の6か月以上前より協議を開始する必要があります。県の考えとして、県のI P M総責任者は業務開始の何か月前より、事業者が選任するI P M専門員との協議開始を予定されておりますでしょうか。 | 業務開始の9か月以上前を想定していますが、時期については事業者の提案とします。 |
| 279 | 業務要求水準書 | 92 | 31 | V-4-(7)- ① | 一般事項 | 「常に警備員と清掃担当者との連絡をとり」とありますが、これは開館時間中のことという理解でよろしいでしょうか。また、清掃担当者の常駐を義務付けるものではないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 280 | 業務要求水準書 | 92 | | | 警備 | 「毎日24時間の有人警備を行うこと。」とありますが、現倉吉パークスクエアは24時間有人警備となっていないようにお見受け致します。新美術館のみが24時間有人警備となるのは、事業費を鑑みても過剰だと感じますが、いかがでしょうか。 | 美術品を展示収蔵しているため、24時間有人警備とします。 |
| 281 | 業務要求水準書 | | | | 常駐警備の勤務体制について | 24時間の有人警備体制と指定されているが、夜間のモニター監視業務と巡回業務は併用なのでしょうか。それとも監視業務の合間に巡回業務を取り入れてよろしいのでしょうか？ 警備員の仮眠時間の兼ね合いもあり、監視と巡回を同時並行では、無理があるため。 | 監視業務の合間に巡回業務を取り入れてよいものとします。 |
| 282 | 業務要求水準書 | 93 | 19 | 4 | 出入管理 | 警備員の必要に応じた立哨箇所等については事業者による提案に委ねられるという認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| | | | | | | | |
|-----|---------|----|----|--------------------------|----------------|---|---|
| 283 | 業務要求水準書 | 93 | 33 | | 毎日24時間の有人警備 | 監視カメラ設備や防犯・入退室管理設備が導入されますので有人警備の体制はご提案として対応させて頂けますか。 | 要求水準書の性能を保持する範囲で、ご理解のとおりです。 |
| 284 | 業務要求水準書 | | | | 自衛消防隊について | 警備員は、自衛消防隊の一員に組入れるべきか？ それとも基本職員等スタッフで組織されるものか？ 警備員が自衛消防資格を取得する必要はありますか？ | 事業者の提案によるものとします。 |
| 285 | 業務要求水準書 | 93 | 30 | V-4-(7)- ②-g | 巡回監視 | 「最低2時間ごとに敷地内を巡回警備すること」とありますが、閉館時間であっても2時間ごとに巡回警備を行うという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 286 | 業務要求水準書 | 93 | 30 | V.4.(7). ②.g | 巡回警備 | 「最低2時間ごとに巡回警備」とありますが、これは深夜帯も含め24時間を対象とするものでしょうか。それとも開館時間帯のみ、又は事業者の提案ででしょうか。 | No.285をご参照ください。 |
| 287 | 業務要求水準書 | | | | 巡回業務について | お示しの業務要求水準書によれば、巡回業務は最低2時間に1回施設内の巡回業務を行うと記載されていますが、駐車場については、具体的に巡回頻度が示されていません。 常駐警備の体制(警備体制に間隙を生じない体制)を勘案しながら、施設周りの外周、駐車場巡回を行えばよいのでしょうか？ | 駐車場も含む敷地内を対象として巡回を行ってください。 |
| 288 | 業務要求水準書 | | | | 資格者配置について | 常駐警備員についてお尋ねします。 本業務は、24時間交代制勤務ですが、複数配置が基本であれば資格者(施設警備2級取得者以上)配置が望まれると思いますが、そのように解してよろしいか？ | 関係法令と業務要求水準書の内容を満足する範囲で、事業者の提案によるものとします。 |
| 289 | 業務要求水準書 | 94 | 11 | 4 | 機械警備業務 | 警戒箇所については事業者による提案という認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 290 | 業務要求水準書 | 95 | 4 | | 巡回警備 | 監視カメラ設備や防犯・入退室管理設備が導入されますので、巡回の間隔についてはご提案として対応させて頂けますか。 | 業務要求水準書に記載のとおりとします。 |
| 291 | 業務要求水準書 | 95 | | ② | 運営業務に係る実施体制 | 「県と事前に協議した上で、県と合意した日までに運営業務責任者を選定するとともに、当該業務の実施に係る体制を構築し、実施体制に係る資料とあわせて従事職員(出向者を含む)の名簿を業務開始までに県に提出すること。」とありますが、事業契約書案第44条「維持管理及び運営業務等に従事する者(以下「従事職員」という。)の名簿を、運営業務については業務開始日の6ヶ月前までに、維持管理業務及び任意事業については業務開始日の1ヶ月前までに、それぞれ県に提出しなければならない。ただし、開館準備業務については、事業者は、事業契約締結日以降できる限り速やかに、従事職員の名簿を県に提出することとする。」とあります。要求水準書を優先して良いでしょうか。 | ご指摘を踏まえ、業務要求水準書「IV.2.(1)②」を以下のとおり訂正します。 「県と事前に協議した上で、県と合意した日までに開館準備業務責任者を選定するとともに、当該業務の実施に係る体制を構築し、実施体制に係る資料とあわせて従事職員の名簿を事業契約締結日以降できる限り速やかに県に提出すること。」 また、業務要求水準書「VI.2.(1)②」を以下のとおり訂正します。 「県と事前に協議した上で、県と合意した日までに運営業務責任者を選定するとともに、当該業務の実施に係る体制を構築し、実施体制に係る資料とあわせて従事職員(出向者を含む)の名簿を業務開始日の6ヶ月前までに県に提出すること。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 292 | 業務要求水準書 | 96 | 20 | VI 3 (1) ① b | 収蔵品管理システム | 収蔵品管理システムについての運用の業務内容について「○開館前、○データ更新・登録、○データのウェブ公開」と記載がございましたが、SPCは下線が引いてある○データウェブの公開をすることが要求水準内容という理解でよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 293 | 業務要求水準書 | 97 | | b | 新規収蔵作品資料の保存・修復 | 修復に関する実績値をお示しいただきましたが、保存処置に係る直近の実績額をお示しただけでいいのでしょうか。 | 保存処置業務について、平成30年度～平成26年度の実績はありません。 |
| 294 | 業務要求水準書 | 97 | 21 | IV.3.(1). ②.b | 新規収蔵作品資料の保存・修復 | 新規収蔵品の保存修復について「鳥取県がこれまで実施してきた修復の水準を下回らない」を満たすにはどの程度の水準・予算をお見込でしょうか。 | 4月に公表した実施方針等に関する質問・意見への回答参考資料集の県立博物館実績版をご参照ください。 |
| 295 | 業務要求水準書 | 92 | | | 資料撮影・デジタル化 | 民間事業者としては積算が過大になる可能性が高い記載ですので、業務頻度、撮影対象品の数量等、詳細をお示しください。 | 4月に実施方針等に関する質問・意見への回答参考資料集の県立博物館実績版を公表していますので、これらを参考に提案ください。 |

| | | | | | | | |
|-----|---------|-----|-------|-----------------|------------------|--|---|
| 296 | 業務要求水準書 | 97 | | | 統括マネージャー | 学芸業務（収蔵）は、経営戦略会議が不要で。統括マネージャーの参画も不要、との理解で宜しいでしょうか | 経営戦略会議の位置づけは要求水準書を充足限りににおいて、事業者のご提案に委ねますが、経営戦略会議開催の際には、統括マネージャーの参加が必要となります。 |
| 297 | 業務要求水準書 | 98 | | i | 額装 | マット装のみの実績額しか公表されていませんが、額装とはマット装に係る費用のみという理解でよろしいでしょうか。マット装以外の新規額等・再額装に係る近年の実績額又は見込み額をお教えてください。 | マット装以外の新規額装、再額装について、平成30年度～平成26年度の実績はありません。これらを参考にご提案ください。 |
| 298 | 業務要求水準書 | 98 | | d | 梱包・収納 | 本業務に関する過去の実績額・見込み額をお教えてください。 | 梱包・収納のみの業務は、平成30年度～平成26年度の実績はありません。梱包・収納は、美術資料作品の輸送、展覧会借用作品の輸送、展示・撤収作業などの業務に含めることが多いです。 |
| 299 | 業務要求水準書 | 99 | | e | 画像の貸出 | 本業務に関連する過去の貸出点数をお教えいただきたい。 | 回答は後日公表します。 |
| 300 | 業務要求水準書 | 100 | 1 | b | 翻訳 | 常設展示に関する翻訳実績がありません。年間の翻訳文字数をお教えてください。 | 業務要求水準書別添資料2・3及び、4月に公表した実施方針等に関する質問・意見への回答参考資料集の県立博物館実績版を参考に提案ください。 |
| 301 | 業務要求水準書 | 101 | 7 | | 付保 | 要求水準書で数か所記載のある展示輸送一括オールリスク保険については、SPCが付保するものの、その保険料は都度県が負担するという理解でよろしいですか。現時点で対象物の保険価額も不明であり保険料の算定は困難です | 回答は後日公表します。 |
| 302 | 業務要求水準書 | 101 | 14 | VI、3、(2)、① | 付保 | 借用作品資料を対象に「展示輸送一括オールリスク保険」に加入することとありますが、 | 回答は後日公表します。 |
| 303 | 業務要求水準書 | 101 | 7 | VI 3 (2) ① f | 借用する作品資料等への保険 | 「借用作品資料を対象に、展示輸送一括オールリスク保険に加入すること」とされておりますが、この保険をSPCが付保する場合、対象となる作品の保険価額が明確ではありませんので保険料が算出できません。事業費に保険料を見込むため、例えば「移送1日につき100万円」など、提案時に見込む金額を具体的に教えてください。 | 回答は後日公表します。 |
| 304 | 業務要求水準書 | 101 | | | 借用する作品資料等に保険加入 | 展示輸送一括オールリスク保険の詳細（保険内容、保険期間、被保険者等）をご教示願います。 | 回答は後日公表します。 |
| 305 | 業務要求水準書 | 102 | | i | 常設展の空間構成・会場施工 | 本業務に関する過去の実績額・見込み額をお教えてください。 | 回答は後日公表します。 |
| 306 | 業務要求水準書 | 102 | | j | 展示替え | 本業務に関する過去の実績額・見込み額をお教えてください。 | 展示替えのみの業務は、平成30年度～平成26年度の実績はありません。展示替えは、展示・撤収作業の業務に含めることが多いです。 |
| 307 | 業務要求水準書 | 108 | 15・23 | VI 3 (2) ②iア及びイ | 出品目録、展示ガイドの製作 | 展覧会終了時に、過度の在庫を抱えない様製作すること、とあるのは、出品目録に関する業務要求と思われますが、県博の過去の入館者数をベースに学芸員と数量を検討するという解釈で宜しいですか。 | ご理解のとおりです。 |
| 308 | 業務要求水準書 | 109 | 28 | VI 3 (2) ②k | ミュージアムグッズの製作 | ここで、想定されるグッズとは、絵葉書、クリアファイル等企画展毎に製作ということかと思われませんが、県博の過去の企画展毎の個々のグッズ販売数等のデータは記録されていますか。また、開示されますか。 | 県が事業に対し製作費を支払う所蔵作品に係る商品等(グッズ)の製作実績は、4月に公表した実施方針等に関する質問・意見への回答参考資料集の県立博物館実績版をご参照ください。 |
| 309 | 業務要求水準書 | 109 | | | 県主体企画展 | 展示輸送一括オールリスク保険の詳細（保険内容、保険期間、被保険者等）をご教示願います。 | 回答は後日公表します。 |
| 310 | 業務要求水準書 | 110 | | m | 借用作品資料の集荷返却 | 本業務に関する過去の実績額・見込み額をお教えてください。 | 回答は後日公表します。 |
| 311 | 業務要求水準書 | 111 | | n | 美術企画展における展示・撤収作業 | 本業務に関する過去の実績額・見込み額をお教えてください。 | 回答は後日公表します。 |
| 312 | 業務要求水準書 | 115 | | t | 企画展記録撮影 | 本業務に関する過去の実績額・見込み額をお教えてください。 | 回答は後日公表します。 |

| | | | | | | | |
|-----|---------|-----|----|--------------|-----------------|---|--|
| 313 | 業務要求水準書 | 116 | | u | 企画展関連イベント | 消耗品等の購入の内訳又は実績額をお教えてください。 | 本事業における消耗品等の購入は事業者が行うものとし、当該消耗品等の調達については学芸業務に係る消耗品等も含まれます。また、学芸業務に係る消耗品等の購入費については過去の実績を参考に業務量に応じた見込金額をサービス対価に積算するとともに、事業者が消費するであろう金額についてもサービス対価に概算計上しているところです。一方で、後者については、事業者の提案に期待する部分でもありますので、各業務にかかる消耗品費については要求水準書で示す業務プロセス等も踏まえて適切な金額をご提案ください。なお、学芸業務に係る消耗品等について不明瞭な部分がありましたら、重点対話を通じてご理解いただくことを想定しています。 |
| 314 | 業務要求水準書 | 117 | | v | 音声ガイド | 本業務に関する過去の文章量や委託実績額、販売実績をお教えてください。 | 回答は後日公表します。 |
| 315 | 業務要求水準書 | 120 | 11 | VI. 3. (2)、③ | 後援名義申請 | 7. 常設展・県主体企画展の最初の【要求水準】は、【業務内容】の間違いでしょうか。 | ご理解のとおりであり、「VI. 3. (2). ③ f. ア. 常設展・県主体企画展」に記載の最初の【要求水準】は【業務内容】に訂正します。 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 316 | 業務要求水準書 | 121 | | ア | 講演会セミナー | 消耗品等の購入の内訳又は実績額をお教えてください。 | No. 313をご参照ください。 |
| 317 | 業務要求水準書 | 121 | | イ | ワークショップ | 消耗品等の購入の内訳又は実績額をお教えてください。 | No. 313をご参照ください。 |
| 318 | 業務要求水準書 | 122 | | ウ | こどもミュージアム | 消耗品等の購入の内訳又は実績額をお教えてください。 | No. 313をご参照ください。 |
| 319 | 業務要求水準書 | 122 | | エ | 移動美術館 | 本業務に関する過去の実績額をお教えてください。 | 「鳥取県立博物館年報 (Annual Report of the Tottori Prefectural Museum)」をご覧ください。 https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=265347 |
| 320 | 業務要求水準書 | 123 | | ア | 児童・教員向けプログラム | 消耗品等の購入の内訳又は実績額をお教えてください。 | No. 313をご参照ください。 |
| 321 | 業務要求水準書 | 123 | | イ | 県内の小学4年生全員のバス招待 | 過去のバス手配台数及び実績額をお教えてください。 | 美術館での新たな取組としています。 |
| 322 | 業務要求水準書 | 124 | 28 | VI 3 (5) ① | 美術館協議会等 | 「美術館協議会等を設置し、必要に応じ開催」とあり、業務内容の文中に、【出席】と記載がございますが、SPCからの出席想定者をご教示願います。また「【 】の凡例」との関係をご教示願います。 | 回答は後日公表します。 |
| 323 | 業務要求水準書 | 129 | | | 統括マネージャー | 経営戦略会議に統括マネージャーが参画する、と記載がある業務もあれば、記載のない業務もありますが、記載の通りで問題ないとの理解でよろしいのでしょうか。もしくは、経営戦略会議の全てに統括マネージャーが参画する必要があるのでしょうか。 | No. 296をご参照ください。 |
| 324 | 業務要求水準書 | 133 | 5 | VI. 3. (5)、⑨ | 収入 | オ. 音声ガイドについて、販売手数料の収入となっていますが、「別添資料22 年間の常設展・企画展の想定」では来館者自身のスマホを使うシステムを想定しており販売を見込んでいないとされています。どちらが正しいのかご教示いただけますでしょうか。 | 音声ガイドのサービス形態については事業者の提案とし、県と協議することとします。 |
| 325 | 業務要求水準書 | 134 | 4 | | 公用車の管理 | 県貸与の公用車についてガソリン代を支払うなど適切に管理するよう求められていますが、リース車とのことであり自動車保険(任意保険)を付保する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 326 | 業務要求水準書 | 141 | 33 | VI3 (7) ① | レストラン・カフェ、ショップ等 | SPC自ら営業する場合に「出店料の受領」は業務に不要ではないですか。 | 回答は後日公表します。 |
| 327 | 業務要求水準書 | 141 | | | レストラン・カフェ、ショップ等 | レストラン・カフェ、ショップ等の収入は「SPCの収入としないこと」提案も認められると考えてよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 328 | 業務要求水準書 | 141 | | | レストラン・カフェ、ショップ等 | レストラン・カフェ、ショップ等の採算が取れず、事業期間中に営業できない状況になった場合にも、なんらのペナルティーを科されることはないと考えてよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------------|-----|----|-----------------------|-----------------|---|--|
| 329 | 業務要求水準書 | 142 | 8 | VI3 (7) ① | レストラン・カフェ、ショップ等 | 美術館サービスエリアは休館日や開館時間外でも営業を可能とする、とありますが、企画展の内容によっては、県内外の外部事業者とタイアップの上、企画展に合わせた商品を製作し、ショップ以外のエリア（例えばショップ近くのロビーの一角に臨時販売エリアを設定して）で販売することは可能ですか。 | 回答は後日公表します。 |
| 330 | 業務要求水準書 | 142 | 32 | VI 4 (1) | 任意事業 | 自主事業および民間提案事業のうち「行政財産を使用するものについては、県の許可を得て実施する」とされておりますが、この場合は「鳥取県行政財産使用料条例」にもとづいて使用料を徴収するものと思料します。条例に記載されている使用料のどの項目が該当するのかご教示いただけませんか。また、必須業務となっているレストラン・カフェ、ショップ等については使用料は不要との理解でよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 331 | 業務要求水準書 | 142 | | | 任意事業 | 提案時に任意事業を提案した場合で、事業期間中になんらかの事由により任意事業が実施できない状況になった場合にも、なんらのペナルティーを科されることはないと考えてよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 332 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 1 | - | 収蔵エリア 収蔵庫共通 欄 | 収蔵庫二重壁 | 8項目めに収蔵庫を「空気層を設けた二重床壁天井構造とし」とあります。極力二重壁の隙間は小さくなるよう計画致しますが、面積芯に関しましては、二重壁の外側としてとらえて宜しいでしょうか。 | 二重壁の内側壁の壁芯としてください。 |
| 333 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 1 | - | 収蔵エリア 収蔵庫共通 欄 | 収蔵庫の二層化への対応 | 「収蔵庫は、将来の二層化に対応できるよう、床荷重、電力盤の容量を見込む。」とありますが、鉄骨架台（コンクリートスラブ無し）で二層化すると考えてよろしいでしょうか。また、床荷重は二層部分にも同程度の積載荷重が必要と考えるとよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 334 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 1 | 9 | | 収蔵庫共通 | 内壁と躯体の間の空気層部分の面積は各収蔵庫面積には含まれないという認識でよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 335 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 1 | 15 | | 収蔵庫共通 | 収蔵庫は将来の二層化に対応できるよう床荷重を見込むとありますが、各収蔵庫項目にあるように一般書庫、倉庫等の荷重を見込むことで良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 336 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 1 | | | 写真収蔵庫 | 1ページ目に写真収蔵庫前室は、「夏季・冬期共に15℃±1℃、55%±5%の空調を備える」とありますが、8ページ目の空調条件では「夏季22℃±1℃、55%±5%冬季18℃±1℃、55%±5%」となっております。どちらの条件を正と考えるとよろしいでしょうか。 | 写真収蔵庫廻りは、以下のとおり訂正します。 写真収蔵庫前室：夏季22℃±1℃、55%±5%冬季18℃±1℃、55%±5% 写真収蔵庫：夏季・冬季とも15℃±1℃、55%±5% プレハブ冷蔵庫：庫内温度10℃±1℃・湿度45±5%が保てるもの なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 337 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 2 | - | 収蔵エリア トラック ヤード欄 | 11tトラック | 11tトラックとは、総重量が11tのものを指し示していますでしょうか、もしくは積載重量を11tのものを指し示していますでしょうか。県民ギャラリー側トラックヤードの4tトラックにつきましても同様になります。ご教示いただけますでしょうか。 | 共に積載重量としてください。 |
| 338 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 2 | - | 収蔵エリア トラック ヤード欄 | トラックヤード、荷解室天井高 | トラックヤード、荷解室の天井高6000とありますが、「トラックヤードの駐車スペースと荷降ろしスペースには、荷降ろしを円滑に行える段差を設ける」とあります。この時に天井高さは段差の高い側(荷下ろしスペース)から6000か、低い側(トラック駐車スペース)から6000かをご教示いただけますでしょうか。また、隣接する荷解室の天井高さも6000とありますが、トラックヤードとの天井高さの関係をご教示いただけますでしょうか。 | トラック駐車スペースから6000mmを確保してください。 |
| 339 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 2 | | | トラックヤード | 「ワークショップルームへの搬入は、上記美術館のトラックヤードから行うものとする」とありますが、上記以外の方法が動線や運用上合理的であると判断した場合には、別の搬入経路を提案してもよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、来館者動線と交錯する動線は認められません。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------------|----|----|------------------|-----------------------------|---|--|
| 340 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 2 | - | 荷捌室欄 | 荷捌室 | 業者による燻蒸に対応とありますが、燻蒸設備の規模、仕様設定をご指示ください。 | 多目的倉庫(20㎡)の中で、「エキヒュームS」を使用しての燻蒸を想定しています。 あわせて、鳥取県立博物館における燻蒸の実績については、平成31年4月26日に公表した、鳥取県立美術館(仮称)整備運営事業実施方針等に関する質問・意見に対する回答における「回答にかかる参考資料」において掲載しております。 https://www.pref.tottori.lg.jp/280996.htm なお、「回答にかかる参考資料」のうち一部の資料は、平成31年4月28日以降、本事業への参画を検討される事業者のご希望に応じて提供しております。ご希望の場合には、「回答にかかる参考資料」p.1をご参照ください。 |
| 341 | 別添資料1 各室諸元表 | 3 | 18 | 展示室共通 | ライティングダクト 負荷 | ライティングダクトの負荷容量は4基/mのスポットライトが設置可能な容量を確保するとありますが、LEDスポットライトを4基/m設置可能な容量を確保すれば良いと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 342 | 別添資料1 各室諸元表 | 3 | 19 | 展示室共通 | ベース照明 | ベース照明は、展示替えや清掃点検等に使用する作業灯りを示すと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 343 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 5 | | | 研究図書室 | 備考欄の発注者にて設置する備品は「別添資料17、2頁、研究図書室」に記載の備品に加え、事業者にて設置すべき備品という理解でよいでしょうか。 | 業務要求水準書「別添資料17 什器備品及び映像音響機器リスト」2ページの「研究図書室」に記載の備品の他に、発注者が準備するものの設置作業を行ってもらう備品です。 |
| 344 | 業務要求水準書 | 7 | 10 | II 3 | 法令、基準等 | 該当敷地の雨水流出抑制に関する基準、指導の有無・要件をご教示願います。 | 事業用地での指導はありません。 |
| 345 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 7 | | サービス エリア | ・ミュージアム ショップ機能 ・レストラン | 「備品・厨房機器についても本事業にて整備する。」とありますが、サービス対価(設計・建築)での整備との理解でよろしいでしょうか。また、修繕・更新に関しても、サービス対価(維持管理)で実施との理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業期間内の更新は想定していません。 |
| 346 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 8 | | | 職員ゾーン 総務事務室 | 「事業者職員の執務スペース」とありますが、県職員も利用するのでしょうか。 | 現時点では県職員が常駐執務することは想定していませんが、今後の県の組織体制の検討によっては県職員が若干名配置される可能性もあります。 |
| 347 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 9 | | | 写真収蔵庫 | 空調条件は年間10℃±1℃、60%±5%となっていますが、別添資料17_什器備品及び映像音響機器リストには収蔵庫内にプレハブ冷蔵庫(庫内温度10±1℃・湿度45±5%)を設置することになっています。写真収蔵庫本体を大型のプレハブ冷蔵庫とすることは可能でしょうか。あるいは、什器のプレハブ冷蔵庫を複数台設置して、写真収蔵庫の温度環境を緩和することは可能でしょうか。 | No.336をご参照ください。 |
| 348 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 9 | | | 写真収蔵庫 | 空調条件は年間10℃±1℃、60%±5%とありますが、空調間欠運転はI_8:00~18:00(一般開館時間)となっています。夜間の躯体への蓄熱を考慮すると温度変動は大きくなる危険性がありますが、空調停止時の庫内湿度の許容値等ありましたらご教授下さい。もし、夜間も10℃±1℃であるならば、プレハブ冷蔵庫側で温度補完して頂く事は可能でしょうか。 | No.336をご参照ください。 なお、夜間も同一の条件としてください。 |
| 349 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 10 | - | - | 夏季空調・冬季空調 | 空調温湿度条件は、夏季・冬季で異なっていますが、恒温恒湿条件を季節により変えて運用するという考え方でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 350 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 13 | — | 常設展示室 ③、企画展示室 | 夏季空調24度±2、 冬季空調22℃±2 | 別添資料12「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」3ページの、「5 公開の環境」、「(2) 展示ケース内の温度及び湿度の調整」によると、展示ケース内の温度は摂氏22度±1度を目安とすること、とありますが、各室諸元表の基準優先でよろしいでしょうか？ | 回答は後日公表します。 |

| | | | | | | | |
|-----|-------------------------------------|-------|----|----------|----------------------|--|---|
| 351 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 13 | | | 研究室、図書室、研究作業室、研究資料倉庫 | 研究室、研究用図書室、研究作業室、研究資料倉庫はいずれもガス消火設備が必要となっています。これらの部屋は夜間休日時の無人の際の自動消火を目的としていると考察しますが、ガス放出時には低温のため資料などが結露する危険性があります。24時間有人警備の条件も与えられているため、消火器や消火栓などの手動消火設備で代用することは可能でしょうか。 | 要求水準書に記載のとおりとしてください。 |
| 352 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 13 | 2 | | 常設展示室④ | 照度は50lxと記載がありますが、50lx以上の明るさで使用することはないと考えてよろしいでしょうか。 | No. 342をご参照ください。 |
| 353 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 15 | - | - | キッズルーム、授乳室 | キッズルーム、授乳室に給排水、給湯の要求がありませんが、不要と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 354 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 10~18 | - | - | 空気清浄度 | VOC：0.1mg/m ³ 以下とは建築物環境衛生管理基準によるホルムアルデヒド：0.1mg/m ³ ということではよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 355 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 10~18 | - | - | 空気清浄度 | HCOH、CH ₃ COH、酢酸、ギ酸の数値が対象室により異なっています。弊社が施工している国庫・重要文化財（美術品）を保管している施設では、通常東京文化財研究所から示されている空気質の望ましい値を満足するよう求められており、対応しております。当該施設もすべてその値としてよろしいでしょうか。対象室により異なる数値とした理由をご教示ください。 | 空気清浄度のランクⅡを下記基準に改めます。ランクⅠは原文のままとします。 NH ₃ :30ppb以下 HCOH:80ppb以下 CH ₃ COH:30ppb以下 酢酸:170ppb以下 ギ酸:10ppb以下 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 356 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | 10~18 | - | - | 空気清浄度 | 空気清浄度は、からし期間終了時に満足していればよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 357 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | | | | 給湯室、警備員室・控室、清掃員控室等 | 「職員」と「委託業者」の定義についてご教示ください。 | 定義については、実施方針等に関する質問・意見への回答（平成31年4月26日公表）NO. 555をご参照ください。なお、記載の趣旨は、各業務の実施が円滑に行える動線計画を行っていただくことを求めるものです。 |
| 358 | 業務要求水準書別添資料1 各室諸元表 | | | | 清掃員控室 | 清掃員控室は事業者が専用して使用できるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 359 | 業務要求水準書別添資料3 壁面展示ガラスケースの基準仕様 | | | | | 本仕様を超える提案は加点要素とありますが、該当する審査項目が見受けられません。どの項目で評価されるのでしょうか。また「過去5年間に重要文化財を有する国公立の博物館・美術館施設へ同等品エアタイト展示ケースの納品実績を有すること。」とありますが、こちらはどのように証明すべきでしょうか。また構成員・協力企業として実績を要するという理解で良いでしょうか。 | 「本仕様を超える提案は加点要素」について、落札者決定基準 第5(2)設計・建設業務に関する事項の諸室計画で評価されます。「納品実績」について、納品を明確に示す契約書、納品書等の書類を提出してください。「構成員・協力企業として実績を要する」について、実績を要する者は、構成員・協力企業であることは求めません。 |
| 360 | 業務要求水準書別添資料4 各室のセキュリティの考え方 | | 10 | | 収納庫前室 | 鍵の仕様に電気錠+ダイヤル錠とありますが、ダイヤル錠自体は入退室管理設備と電気的に接続していない単独の設置でよろしいですか。 | ご理解のとおりです。 |
| 361 | 業務要求水準書別添資料8 下水道台帳 | 1 | - | - | 雨水排水 | 現状の計画敷地(ラグビー場、大御堂廃寺歴史公園駐車場)の敷地内雨水排水計画図、および排水先をご提示いただけますでしょうか。残置する大御堂廃寺歴史公園駐車場につきましては、新たに雨水排水設備を設けなくてもよいという判断で宜しいでしょうか。 | 前段については、本回答の別紙に排水工作物を示した敷地測量図を示しますので、ご参照ください。後段については、ご理解のとおりですが、既存排水設備に接続されている側溝の排水が行える計画としてください。 |
| 362 | 業務要求水準書別添資料11 本事業の事業用地付近における既存施設の取扱 | 1 | - | 整理No. 16 | 大御堂廃寺といれ及びその付属物 | 「存続させること」とありますが、正確な位置を示す、測量図、確認申請図等の資料をいただけますでしょうか。 | 測量図は、No. 361を参照ください。確認申請図等の資料は、No. 141を参照ください。 |

| | | | | | | | |
|-----|-------------------------------------|---|----|---------------------------------|-------------------------|---|---|
| 363 | 業務要求水準書別添資料11 本事業の事業用地付近における既存施設の取扱 | 1 | 1 | | 防災井戸 | 存続させる防災井戸の既存位置を明示頂けませんでしょうか。 | No. 361を参照ください。 |
| 364 | 業務要求水準書別添資料11 本事業の事業用地付近における既存施設の取扱 | 1 | 17 | | 車止め | 存続させる車止めについては駐車場を新規整備の上で設置をすることもよいでしょうか。 | 現状のまま残置してください。 |
| 365 | 業務要求水準書別添資料11 本事業の事業用地付近における既存施設の取扱 | 1 | 18 | | 大御堂廃寺歴史公園 駐車場 器具収納倉庫 | 存続させる器具有能倉庫の既存位置、及び規模を明示頂けませんでしょうか。 | 本回答の別紙をご参照ください。 |
| 366 | 業務要求水準書別添資料11 本事業の事業用地付近における既存施設の取扱 | 1 | 19 | | 菜の花ロード | 既存位置、範囲を明示頂けませんでしょうか。 | 本回答の別紙をご参照ください。 |
| 367 | 業務要求水準書別添資料11 本事業の事業用地付近における既存施設の取扱 | - | - | 整理No. 5, 7~ 8, 11, 12, 14 | 撤去物 | 事業費として撤去費を見込む必要があるため、各項目の位置図、構造図、写真などをご提示ください。 | 本回答の別紙をご参照ください。 |
| 368 | 業務要求水準書別添資料11 本事業の事業用地付近における既存施設の取扱 | | 10 | 整理No. 7 | 既存施設の維持管理 | ラグビー場付近の「橋、車止め」を存続又は架け替えた場合、維持管理の対象となるのでしょうか。また、対象となる場合、修繕業務も含まれるのでしょうか。 | 維持管理、修繕とも、業務範囲に含まれることとなります。 |
| 369 | 業務要求水準書別添資料15 現場説明書 | | | 注記 | | 「分筆後の地積測量図を本年11月中に公表する」とありますが、事業用地に関わることから早急に公表いただけませんかでしょうか。 | 原文のとおりとします。 |
| 370 | 業務要求水準書別添資料15 現場説明書 | 3 | 4 | | 作業時間について | 作業休止日は、原則土曜日及び日曜日とし、祝日は作業可能日としてよろしいでしょうか。 | 原則として現場説明書のとおりとし、作業休止日に作業を行う場合は、協議を行うものとします。 |
| 371 | 業務要求水準書別添資料17 什器備品及び映像音響機器リスト | 1 | - | 写真収蔵庫 欄 | プレハブ冷蔵庫 | 写真収蔵庫にプレハブ冷蔵庫：サイズ1.8x1.8x1.8m、庫内温度10℃±1℃・湿度45±5℃が保てるもの」とありますが、これは写真収蔵庫80㎡の中にさらに上記記載のプレハブ冷蔵庫を入れるという認識で宜しいでしょうか。また、写真収蔵庫の各室諸元表の空調温湿度条件(温度10℃±1℃・湿度55±5%)は上記冷蔵庫の温湿度を示すものと考えてよろしいでしょうか。その場合、室内条件をご指示願います。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、No. 336をご参照ください。 |
| 372 | 業務要求水準書別添資料17 什器備品及び映像音響機器リスト | 1 | | | 展示室共通 | LEDスポットライト(フラッド)：200灯、LEDスポットライト(ウォールウォッシュ)：120灯とありますが、展示室全体での台数でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 373 | 業務要求水準書別添資料17 什器備品及び映像音響機器リスト | 1 | | | 展示室共通 | LEDスポットライト(フラッド)：200灯、LEDスポットライト(ウォールウォッシュ)：120灯とありますが、各室のベース照明は別途設置するとの解釈でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、ベース照明は業務要求水準書「別添資料1 各室諸元表」で指定する照度となるよう、事業者にて設置してください。 |
| 374 | 業務要求水準書別添資料17 什器備品及び映像音響機器リスト | 3 | - | 総務事務室 欄 | ローパーティション | 「一式」とありますが、必要な高さ、長さをご教示いただけますでしょうか。 | 打合スペースを目隠しすることを想定しています。設置高さはH=1500mm程度、設置長さは提案によるものとします。 |
| 375 | 業務要求水準書別添資料17 什器備品及び映像音響機器リスト | 3 | - | 監視室欄 | 発電機 | 停電作業用発電機の記載がありますが、可搬型の発電機を該当室に納入するものと考えてよろしいでしょうか。また、発電機容量の指定はありますか。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、提案によるものとします。 |
| 376 | 業務要求水準書別添資料17 什器備品及び映像音響機器リスト | 3 | | | 監視室 | 別添資料1：各室諸元表には「監視室」の記載がありません。監視室はどの室に該当しますでしょうか。 | 警備員室に該当するものとします。なお、業務要求水準書「別添資料1 各室諸元表」の警備員室欄に記載の2人程度は、警備業務と設備監視を実行可能な体制として、事業者にて人数は提案してください。 |

| | | | | | | | |
|-----|--|---|--|--------------|-----------------|--|--|
| 377 | 業務要求水準書別添資料17 什器備品及び映像音響機器リスト | | | | 什器備品及び映像音響機器リスト | 維持管理が「県」となっている什器備品については、日常の保守管理、突発的な損傷による日常修繕、定期的な更新、それらすべてが県負担により実施されるとの理解でよろしいでしょうか。日常の保守管理だけを県が実施し、修繕・更新は事業者が実施するというスキームはリスク負担の観点から困難と考えます。 | 維持管理が「県」となっている什器備品については、日常の保守管理、突発的な損傷による日常修繕は県の負担にて、定期的な更新は事業者が実施することとさせていただきます。 |
| 378 | 業務要求水準書別添資料17 什器備品及び映像音響機器リスト | | | | 什器備品及び映像音響機器リスト | 「更新の要否欄に「○」の記載がある備品については、事業期間中に最低一度の更新を行うこと」とありますが、維持管理が「県」となっている什器備品に関して、事業者では管理のコントロールが出来ないため、更新1回までを事業者、2回以上必要になった場合は県負担としていただきたい。 | 更新1回までを事業者、2回以上必要になった場合は県負担とします。 |
| 379 | 業務要求水準書別添資料17 什器備品及び映像音響機器リスト | | | | | 県が維持管理を行う備品は県が調達または更新を行うという理解でよろしいでしょうか。また、県が維持管理を行う備品で提案欄に「○」のあるものは、事業者の提案により県が調達を行うという理解でよろしいでしょうか。 | No.378をご参照ください。 |
| 380 | 業務要求水準書別添資料17 什器備品及び映像音響機器リスト | | | | | 県が用意した備品で「更新の要否」に「○」があるものは、県で更新するという理解でよろしいでしょうか。 | No.378をご参照ください。なお、業務要求水準書「別添資料17 什器備品及び映像音響機器リスト」に記載した備品等は県が用意するものではなく、全て事業者において整備していただくこととなります。 |
| 381 | 業務要求水準書別添資料17 什器備品及び映像音響機器リスト | | | | 掲示板 | 要求水準書P37に掲示板の設置が記載されており、設置室及び参考寸法は「別添資料17 什器備品及び映像音響リスト」によるとなっておりますが、リストの中に掲示板の記載が見当たりません。掲示板の設置に関する条件をご教示頂けますでしょうか。 | 業務要求水準書に記載の屋外掲示板、屋内掲示板、業務要求水準書「別添資料17 什器備品及び映像音響機器リスト」に記載のホワイトボードを設けてください。その他の掲示板は事業者の提案によるものとします。 |
| 382 | 業務要求水準書別添資料17 什器備品及び映像音響機器リスト | | | | 維持管理 | 維持管理の欄に「県」とあり、更新の要否欄に「○」とあるものに関し、初期調達は事業者で行い（設計・建築のサービス対価）、更新は県で実施するとの理解でよろしいでしょうか。仮に、更新はあくまで事業者で行う場合は、維持管理費（長期修繕計画）のサービス対価として実施するのでしょうか。 | No.378をご参照ください。 |
| 383 | 業務要求水準書別添資料18 全国瞬時警報システム基本構成図 | | | | 全国瞬時警報システム | 全国瞬時警報システムに県支給品も含まれていますが、維持管理の対象となる機器の区分をご教示ください。また、そこに修繕及び更新も含まれるかもご教示ください。 | 県支給品を除く部分の維持管理・修繕・更新を事業者の業務範囲とします。 |
| 384 | 業務要求水準書別添資料19 庁内LAN基本構成図 | 1 | | | 美術館 庁内LAN基本構成図 | この資料に対する説明がありませんが、業務要求水準書P42の⑧構内情報通信網設備の資料と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。業務要求水準書42のページほか、130ページもご参照ください。 |
| 385 | 業務要求水準書別添資料19 庁内LAN基本構成図 | 1 | | | 美術館 庁内LAN基本構成図 | 特記事項に支給品の記載がありますが、どの部分を示すのか、ご教示願います。 | 同資料の図面を参照ください。 |
| 386 | 業務要求水準書別添資料20 収蔵品等管理システム、デジタルアーカイブビューイング等のイメージ | | | | | 収蔵品等管理システムの詳細な仕様をご提示いただけないでしょうか。 | 平成31年4月26日に公表した実施方針等に関する質問・意見への回答のNo.470をご参照ください。 |
| 387 | 業務要求水準書別添資料20 収蔵品等管理システム、デジタルアーカイブビューイング等のイメージ | | | | | PFIの提案として、米子美術館・倉吉博物館・その他TMN加盟美術館との連携が含まれているようにお見受けしますが、これら施設の収蔵品データ等は、収蔵品等管理システムに登録されるものと考えてよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 388 | 業務要求水準書別添資料21 開館準備業務・移転作業の想定 | 1 | | 1、(1) (3) | 移転するもの | 入札までの期間で移転するものの現物確認をさせてもらうことは可能でしょうか。 | 入札までの期間において現物確認を行う予定はございません。 |
| 389 | 業務要求水準書別添資料21 開館準備業務・移転作業の想定 | 1 | | 1、(1) | 移転するもの | 「事務机、イス」「キャビネット」の大きさ、数をご教示頂けますでしょうか。 | 別添資料1 諸室諸元表の備考欄を参照してください。 |

| | | | | | | | |
|-----|--|---|----|---------|--|---|---|
| 390 | 業務要求水準書別添資料22 指定管理者情報公開モデル規程 | | | | | 該当資料を提示いただけませんか。 | 「指定管理者情報公開モデル規程」は別添資料として公表していません。内容を確認されたい場合には、鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課にお問い合わせください。 |
| 391 | 業務要求水準書別添資料23 開館準備業務・移転作業の想定 | | | | | 移転作業の積算にあたり、種類・点数に加え、サイズや段ボールの箱数など目安になるものをお示しください。あるいは見込み額でも結構です。現地説明会等現物を確認する機会もないため、事業者にてボリュームを把握するのは困難です。 | 業務要求水準書「別添資料21 開館準備業務・移転作業の想定」についてのご質問と想定しますが、現段階でサイズや段ボールの箱数等の検討は行っていないので、これまで提供した情報をご確認ください。 |
| 392 | 業務要求水準書別添資料24 年間の常設展・企画展の想定【 【 平年ベース 】 】 | 1 | 4 | | 年間の常設展・企画展の想定【 【 平年ベース 】 】 | 資料名は別添資料22の間違ひではないかと思いますが、企画展の想定で県主体及びS P C主催と2通り想定されているが、第三者（例えば報道機関等）の企画展は新美術館では開催しないということですか。 | 第三者が企画される企画展等は貸館の扱いとなりますので、業務要求水準書「別添資料22 年間の常設展・企画展の想定【 【 平年ベース 】 】」には含めておりません。 |
| 393 | 業務要求水準書別添資料24 年間の常設展・企画展の想定【 【 平年ベース 】 】 | | | | | リストで比較されている業務以外で、県博での企画展に必要な業務はその他の企画展と同様という理解でよろしいでしょうか。（空間構成や資料輸送など） | 回答は後日公表します。 |
| 394 | 業務要求水準書別添資料25 多言語対応整理表 | | | | | 事業者が行うべき業務の積算にあたり各項目の点数及び想定文字数があればお教えください。 | 別添資料23を参考に提案ください |
| 395 | 業務要求水準書別添資料26 鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する合意書及び鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱の運用について（通知） | | | | | 該当資料を提示いただけませんか。 | 「鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する合意書及び鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱の運用について（通知）」は別添資料として公表していません。内容を確認されたい場合には、鳥取県地域づくり推進部県民参画協同課にお問い合わせください。 |
| 396 | 落札者決定基準 | 3 | 18 | 第33(4) | 県民参加型公開プレゼンテーション | プレゼンテーションは、各入札参加者に対しどの程度の時間を想定しているかご教示ください。 | No.43をご参照ください。 |
| 397 | 落札者決定基準 | 3 | 18 | 第33(4) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 落札者決定基準においては県民に対するアンケートに関する記載がないため、アンケートは審査にかかわるものではないと判断しておりますが、入札参加者の公平な競争性の確保の観点から、入札説明書に記載のあるアンケート結果の審査会への報告は適切ではないと考えますが如何でしょうか。 | No.43をご参照ください。 |
| 398 | 落札者決定基準 | 3 | 18 | 第33(4) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 公開プレゼンテーションにおいて、審査員からの質疑応答は想定されていますでしょうか。 | No.43をご参照ください。 |
| 399 | 落札者決定基準 | 3 | 18 | 第33(4) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 公開プレゼンテーションにおいて、審査員以外の傍聴者からの質疑応答は無いと理解して宜しいでしょうか。 | No.43をご参照ください。 |
| 400 | 落札者決定基準 | 3 | 18 | 第33(4) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 公開プレゼンテーションは、どのような説明材料および方法（PPTなど）で説明を行う想定かご教示ください。 | No.43をご参照ください。 |
| 401 | 落札者決定基準 | 3 | 18 | 第33(4) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 公開プレゼンテーションには、入札参加者の各構成企業から複数名が登壇できるものと理解して宜しいでしょうか。 | No.43をご参照ください。 |
| 402 | 落札者決定基準 | 3 | 18 | 第33(4) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 公開プレゼンテーションにおける入札参加者の発表の順序はどのように決定されるのでしょうか。 | No.43をご参照ください。 |
| 403 | 落札者決定基準 | 3 | 18 | 第33(4) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 公開プレゼンテーションを傍聴できる一般県民はどのように選定されるのでしょうか。 | No.43をご参照ください。 |
| 404 | 落札者決定基準 | 3 | 18 | 第33(4) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 公開プレゼンテーションでは、公平な競争性の確保のために、他の入札参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできないようにする配慮が必要と思われるのですが、どのようにお考えでしょうか。 | No.43をご参照ください。 |
| 405 | 落札者決定基準 | 3 | 18 | 第33、(4) | 県民参加型公開プレゼンテーション | 落札者決定基準においては、「県民に対するアンケート結果」が評価項目となっていないため、公平性を確保する観点からも、審査に影響を及ぼす懸念のある「アンケート結果の審査会への報告」は取り止めとされるのが妥当と考えます。 | No.43をご参照ください。 |

| | | | | | | | |
|-----|------------|----|----|----------|----------------------|---|--|
| 406 | 落札者決定基準 | 3 | | | 県民参加型公開プレゼンテーション | プレゼンテーションの時間はどの程度をお考えでしょうか。また、県民からの質疑と応答時間を設ける予定でしょうか。 | No. 43をご参照ください。 |
| 407 | 落札者決定基準 | 3 | 24 | 3 | 県民参加型公開プレゼンテーション | 「県民参加型公開プレゼンテーション」、「審査会ヒアリング」における失格事由となる不正行為の具体的内容についてご教示下さい。 | No. 43をご参照ください。 |
| 408 | 落札者決定基準 | 3 | 22 | 第3 3 (4) | 審査会によるヒアリング | 「県民参加型公開プレゼンテーションに引き続き」とありますが、同日に行われる想定でしょうか。 | No. 43をご参照ください。 |
| 409 | 落札者決定基準 | 3 | 22 | 第3 3 (4) | 審査会によるヒアリング | ヒアリングは、各入札参加者に対しどの程度の時間を想定しているかご教示ください。 | No. 43をご参照ください。 |
| 410 | 落札者決定基準 | 3 | 22 | 第3 3 (4) | 審査会によるヒアリング | ヒアリングには、入札参加者の各構成企業から複数名が出席できるものと理解して宜しいでしょうか。 | No. 43をご参照ください。 |
| 411 | 落札者決定基準 | 3 | | | 審査会によるヒアリング | 「県民参加型公開プレゼンテーションに引き続き」とありますが、同日に行われるのでしょうか。 | No. 43をご参照ください。 |
| 412 | 落札者決定基準 | 5 | 35 | 第4、2、(3) | 価格審査の得点化方法 | 現在の計算式では、入札額が予定価格と同額の場合は0点となり、入札額が0円でないと満点になりませんが、間違いではないでしょうか。 | 間違いではなく、予定価格と同額では0点となります。 |
| 413 | 落札者決定基準 | 6 | 1 | 第5 | 加点審査の評価項目及び配点等 | 複数の評価項目毎にまとめて配点が記載されておりますが、評価項目ごとの配点をご教示頂けますでしょうか。 | 各項目を総合的に勘案し、審査会が評価します。 |
| 414 | 落札者決定基準 | 6 | | | 加点審査の評価項目 | 評価項目毎の配点詳細（例えば、(1)事業全般に関する事項のうち、・本事業における実施方針・実施体制・事業戦略の3項目で70点とありますが、項目別の配点など）を開示いただけないでしょうか。 | No. 413を参照ください。 |
| 415 | 落札者決定基準 | 6 | 4 | Ⅱ、1、(1) | 地名地番 | 事業用地（2-3-1）と北側水路等（2-3-8）との境界設定について、水路用地側擁壁上の地積調査鉋等の設置状況を踏まえて、資料にて明示して頂けますでしょうか。 | 業務要求水準書に関する質問と想定しますが、本回答の別紙をご参照ください。ただし、正式な境界の明示は令和元年11月頃を予定しています。 |
| 416 | 落札者決定基準 | 7 | 21 | 第5 (1) | 地域経済・社会への貢献 | 評価のポイントに県内事業者の所得向上が期待できるかとありますが、所得とは売上だけでなく利益も確保されているかという理解でよろしいでしょうか。 | 事業者のご提案に委ねます。 |
| 417 | 落札者決定基準 | 8 | | | 獨創性 | 各提案書にて評価、とありますが、評価基準及び評価方法が曖昧なので、公平性を期すためにも明確にしてください。獨創性は60点のうち何点なのでしょうか。 | No. 413を参照ください。 |
| 418 | 落札者決定基準 | 9 | 7 | (3) | 維持管理業務に関する事項 | 「建築物の機能・性能保持」、「作品環境の保持」、「利用者の快適性」、「防災・防犯」の4項目で配点70点とのことですが、各項目別の配点をご教示頂けないでしょうか。 | No. 413を参照ください。 |
| 419 | 落札者決定基準 | 10 | | (5) | その他特筆すべき提案に関する事項 | 大きく評価項目が4つありますが、各配点をお教えいただきたい。「重点対話への取組み」と「提案全般に対する魅力」の配点もお教えください。 | No. 413を参照ください。 |
| 420 | 落札者決定基準 | 11 | 22 | 第5 (5) | 重点対話への取組み | 重点対話への取組み姿勢が評価対象に含まれていますが、同資料3ページにある落札者決定までの審査手順の概要を示すダイアグラムにおいて、重点対話の位置づけが示されておりません。どのようにお考えかをお示しください。 | 重点対話の位置づけについては、No. 22に示した本回答の別紙をご参照ください。 |
| 421 | 落札者決定基準 | 11 | 22 | 第5 (5) | 重点対話への取組み | (5)その他特筆すべき提案に関する事項のうち、重点対話への取組み姿勢の配点の割当てをお示しください。 | No. 413を参照ください。 |
| 422 | 落札者決定基準 | 11 | 22 | 第5、(5) | 重点対話への取組み、提案全般に対する魅力 | 評価のポイントとして2点挙げられておりますが、1つ目が重点対話に関するポイント、2つ目が提案全体の魅力に関するポイントという理解でよろしいでしょうか。重点対話については協力する姿勢が評価ポイントであり、提案内容が優れているかどうかの評価される訳ではないという理解でよいのか確認したいという趣旨です。 | ご理解のとおりです。 |
| 423 | 落札者決定基準 | 11 | | | 重点対話への取組み、提案全般に対する魅力 | 評価基準及び評価方法が曖昧なので、公平性を期すためにも明確にしてください。 | No. 413を参照ください。 |
| 424 | 提案記載要領・様式集 | 6 | | | 重点対話の実施 | 参加資格通知予定日から重点対話実施日まで時間がないため、提出先・提出方法・提出期日等の情報は質疑回答に併せて公表頂くようお願い致します。 | No. 22をご参照ください。 |
| 425 | 提案記載要領・様式集 | 7 | 8 | 第1の6 | 添付書類 | 添付書類は、代表企業、構成員、協力企業の各社について添付すればよろしいでしょうか。 | 財務諸表については、代表企業のもののみで結構です。 |

| | | | | | | | |
|-----|------------|---|----|----------------|---------------|---|--|
| 426 | 提案記載要領・様式集 | 7 | 8 | 第1の6 | 添付書類 | 添付書類は、参加表明書の提出時に添付する書類でしょうか | 参加表明書の提出時の添付書類は、提案記載要領・様式集「第1 3」をご参照ください。 |
| 427 | 提案記載要領・様式集 | 7 | 8 | 第1の6 | 添付書類 | 添付書類の綴じ方についてご教示ください | 任意とします。 |
| 428 | 提案記載要領・様式集 | 8 | 8 | 第2 1(1) | 提出書類記載要領 | 「参照が必要な場合には該当する書類及びページを記載すること」とありますが、この様式集で記載されているページは削除して、新たなページ番号を当グループのルールで設定してもよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 429 | 提案記載要領・様式集 | 8 | 12 | 第2の1(2) | 書式等 | Word様式は、イラストレーター等で作成した内容を文字を認識できるPDF等に返還したうえで、貼り付けて提案書として提出することはお認めいただけますでしょうか | ご指摘の方法については問題ございません。 |
| 430 | 提案記載要領・様式集 | 8 | 17 | 第2の1(2) | 書式等 | 様式6-A、B、C、D、Eごとに連番を記載する必要はありませんでしょうか | 連番については任意ですが、様式を特定できるよう、記載にはご留意ください。 |
| 431 | 提案記載要領・様式集 | 8 | 17 | 第2の1(2) | 書式等 | インデックスは、様式6-1、6-2、6-3、6-4、6-A、6-B、6-C、6-D、6-E、提案書概要版の前にそれぞれ入れればよいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 432 | 提案記載要領・様式集 | 8 | 22 | 第2の1(2) | 書式等 | 再委託先、アドバイザー等、代表企業、構成員、協力企業以外の企業は企業名の記載が許されるとの理解でよろしいでしょうか。また、企業名の記載が許されない場合は、どのような記載にすればよろしいでしょうか。 | 提案記載要領・様式集「第3 1」に記載のとおり、正本1部、副本15部の提出を求めています。正本については、企業名を記載してください。副本に関しては、特定の企業名、個人名等が明らかとならないようにしてください。 |
| 433 | 提案記載要領・様式集 | 8 | 23 | 第2 1 (3) | 電子媒体による提出 | 電子データのファイル形式について、図面や図表を用いて記載する様式については、「Adobe Illustrator」や「Vectorworks」等の作図ソフトを用いてもよろしいでしょうか。 | ご指摘の方法については問題ございません。 |
| 434 | 提案記載要領・様式集 | 8 | 24 | 第2 1 (3) | 電子媒体による提出 | 「『入札書及び提案書の提出時』に定める様式」は、電子データも提出するとありますが、様式6-1「入札書」については入札期間中は開札日まで厳封されるものと思料しますので、データでの提出対象外になるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 435 | 提案記載要領・様式集 | 8 | 25 | 第2、1、 (3) | 電子媒体による提出 | ファイル形式について、PowerPointでの作成を認めて頂けないでしょうか。 | 提案記載要領・様式集においてExcelファイルで提供している様式集を除き、PowerPointでの作成も可とします。 あわせて 提案記載要領・様式集「第2 1 (3)」を以下のとおり訂正します。 「第1 6 入札書及び提案書の提出時」に定める様式については、提案書とともにCD-Rに各提出書類の電子データを保存して1部提出すること。電子データのファイル形式等はMicrosoft社製Word、Excel又はPowerPoint（バージョン2013以降）で作成するとともに、全ての様式についてPDF形式でも作成すること。 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 436 | 提案記載要領・様式集 | 8 | 26 | 第2 1 (3) | 電子媒体による提出 | 「電子データのファイル形式等はMicrosoft社製Word又はExcel（バージョン2013以降）で作成」とありますが、図面についてはPDF形式のみの提出でよいとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 437 | 提案記載要領・様式集 | 8 | 28 | 第2 1(4) | 会社名等がわかる表記の禁止 | 「構成員がわかる記述をしないこと。」とありますが、協力企業名は記述してもよろしいでしょうか。 | No. 432を参照ください。 |
| 438 | 提案記載要領・様式集 | 8 | 28 | 第2 1(4) | 会社名等がわかる表記の禁止 | 「構成員がわかる記述をしないこと。」とありますが、公開プレゼンテーションの際に使用する書類【提案書概要版】も明記は禁止なのででしょうか。公開プレゼンテーションも構成員を明かさず実施されるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。あわせて、No. 432をご参照ください。 |
| 439 | 提案記載要領・様式集 | 8 | 28 | 第2の1(4) | 企業名等がわかる表記の禁止 | 再委託先、アドバイザー等、代表企業、構成員、協力企業以外の企業は企業名の記載が許されるとの理解でよろしいでしょうか。また、企業名の記載が許されない場合は、どのような記載にすればよろしいでしょうか。 | No. 432を参照ください。 |
| 440 | 提案記載要領・様式集 | 8 | 28 | 第2の1(4) | 企業名等がわかる表記の禁止 | 指定した部分とはいずれの箇所でしょうか。ご教示ください。構成員以外の協力企業の企業名は記載が許されるのでしょうか | No. 432を参照ください。 |

| | | | | | | | |
|-----|------------|----|----|----------------|-----------------------------|--|---|
| 441 | 提案記載要領・様式集 | 8 | 29 | 第2、1、(4) | 会社名等がわかる表記の禁止 | 構成員がわかる記述をしないこととありますが、協力企業も同様という理解でよろしいでしょうか。 | No. 432を参照ください。 |
| 442 | 提案記載要領・様式集 | 8 | | | 会社名等がわかる表記の禁止 | 「構成員等がわかる記述をしないこと」とありますが、構成員等とは「構成員・協力企業」という理解でよろしいでしょうか。また、関心表明書等を取得した企業名等を記述することを妨げる規定でないと理解してよろしいでしょうか。 | No. 432を参照ください。 |
| 443 | 提案記載要領・様式集 | 9 | 2 | 第2、2、(1) | 重点対話のための書類 | 重点対話の提出書類は電子データで送ることになりますでしょうか。また、その場合はPowerPointやPDFデータでの提出を認めて頂けないでしょうか。 | ご指摘の方法については問題ございません。また、本回答の別紙をご参照ください。 |
| 444 | 提案記載要領・様式集 | 9 | 2 | 第2、2、(1) | 重点対話のための書類 | 主たる記載要領にある「実施体制図」や「構成企業及び協力企業の役割」についても、会社名等がわかる表記は禁止ということでしょうか。 | No. 432を参照ください。なお、実績等の評価のために、各社の実績、能力については評価項目に従い、記載をしてください。 |
| 445 | 提案記載要領・様式集 | 10 | 13 | 第2 2 (1) | 重点対話のための書類 設計・建設業務に関する事項 | 主たる記載要領、平面計画図の部分に「面積は問わないものとする」とありますが、ご記載の意図は、「平面図に面積の情報を記載する必要はない」との理解でよろしいでしょうか。 | 重点対話の時点では要求水準の面積を充足しているかどうかは対話の主旨とはしないという意図とご理解ください。 なお、上記の意図から、平面図に面積の情報を記載する必要はありません。 |
| 446 | 提案記載要領・様式集 | 11 | 15 | 第2 2 (2) | 提案書への添付書類 | 様式6-A-2では融資関心表明書、様式6-A-3ではリスク評価書、保険引受意向書等をそれぞれ添付することとされておりますが、その他の様式についても、記載要領に沿った内容であれば「関心表明書」などの書類を添付することは可能との理解でよろしいでしょうか。 | 提出は可能ですが、提出時には企業名が明らかとならないよう、全てにマスキング処理等を施してください。 |
| 447 | 提案記載要領・様式集 | 11 | 15 | 第2 2 (2) | 添付書類への会社名の記載 | 融資関心表明書、リスク評価書などの添付書類は、応募グループの代表企業、構成員や協力会社の会社名等をマスキングし、金融機関や各種アドバイザーについては会社名を表示しても構わないとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 446をご参照ください。 |
| 448 | 提案記載要領・様式集 | 12 | 1 | | 様式確認 | 12頁表の「リスク想定及び対策と事業継続性の担保」及び「モニタリング」についての「様式」「用紙」欄は空白ですが、様式は「6-A-3」用紙は「A3横1枚」で、結果「事業収支計画」も含めてA3横1枚という理解でよろしいですか | ご理解のとおりです。 |
| 449 | 提案記載要領・様式集 | 12 | 1 | | 様式確認 | 保険の付保内容等を補足する資料の添付は認められますか | No. 446をご参照ください。 |
| 450 | 提案記載要領・様式集 | 12 | 13 | 第2の2(2) | 地域経済・社会への貢献 | 鳥取県内への定量的な経済貢献とありますが、定量的とは発注額、発注割合等を示すとの理解でよろしいでしょうか。経済波及効果等の記載が求められているのではないとの理解でよろしいでしょうか | 事業者の提案に委ねます。 |
| 451 | 提案記載要領・様式集 | 15 | 19 | 第2の2(2) | レストラン・カフェにかかる運営計画 | 事業計画とありますが、レストラン・カフェのテナントは開館までに準備すれば良いとの条件ですので、具体的な収支計画が求められているのではないとの理解でよろしいでしょうか | 提案記載要領・様式集「別添様式6-A-3 別添1 ～ 別添様式6-A-3 別添4」において、レストラン・カフェも含めた収支状況の記載を求めています。 |
| 452 | 提案記載要領・様式集 | 15 | 22 | 第2の2(2) | ミュージアムショップにかかる運営計画 | 事業計画とありますが、ミュージアムショップは開館までに準備すれば良いとの条件ですので、具体的な収支計画が求められているのではないとの理解でよろしいでしょうか | 提案記載要領・様式集「別添様式6-A-3 別添1 ～ 別添様式6-A-3 別添4」において、ミュージアムショップも含めた収支状況の記載を求めています。 |
| 453 | 提案記載要領・様式集 | 15 | - | 第2 2 (2) | 提案書概要版 | 県民参加型公開プレゼンテーションの際使用する「提案書概要版」は、様式6-3に記載の「提案書概要版」と同じものを示しているのでしょうか。同じ書類とした場合、県民参加型公開プレゼンテーションで使用する提案書概要版は、提案書提出時からの変更はできないとのことでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 454 | 提案記載要領・様式集 | 15 | 29 | 第2、2、(2) | 提案書概要版 | 提案書概要版には、提案書に記載している内容のみしか記載できないという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 455 | 提案記載要領・様式集 | 15 | | | 提案書概要版 | 県民参加型公開プレゼンテーションの際使用する書類について、提出した提案書に記載した内容、表現に関するものに限定し、新たな提案や表現は禁止する、との理解で宜しいでしょうか | 提出頂いた提案者概要版を用いてご説明頂きますが、提案書以外のことを言及することを妨げるものではありません。ただし、ご提案内容の1つとして、落札した場合には、提案書と同様に実施する責務が発生することにご留意ください。 |
| 456 | 提案記載要領・様式集 | 15 | | | 提案書概要版 | 県民参加型公開プレゼンテーションは令和2年1月上旬の予定ですが、それでも提案書提出と同時に提出する必要があるのでしょうか | ご理解のとおりです。 |

| | | | | | | | |
|-----|------------|----|---|-----------|---------------------|---|---|
| 457 | 提案記載要領・様式集 | 16 | 4 | 第3 1 | 提案書の応募者名の記載 | 「提案書」表紙に、正本と副本の記載がありますが、正と副の違いについて以下の考え方でよろしいかご教示ください。 ①正は入札参加企業名を記載し、副は代表A、構成員Bなどの呼称に置き換える（この場合は2つの提案書データとなります）。 ②正も副も入札参加資格確認申請をした企業名は記載せず代表A、構成員Bなどの呼称で表示し、正のみ各様式シリーズのバイダーの次の表紙の前に代表企業：〇〇会社、構成員：△△会社、協力企業：□□会社等の企業名を記載した参加企業対応表を添付する（この場合は1つの提案書データですみます） ③「正」と「副」の記入を表紙及び背表紙に記載し、副は1/15から15/15まで番号を記載する。 | ①、②については、事業者の負担に鑑み、②の形として提出することとします。 合わせて、提案記載要領・様式集「第3 1」2段落目を以下のとおり訂正します。 「提案書等の副本は、特定の企業名及び企業を類推できる記載（ロゴマークの使用など）はマスキング（黒塗り）して提出すること。正本は、企業名が判断できるよう様式任意の対応表を合わせて添付すること」 ③については、管理番号は不要です。 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 458 | 提案記載要領・様式集 | 16 | 6 | 第3の1 | 入札書及び提案書の提出要領 | 副本は企業名等の記載はマスキングして提出することとありますが、正本は企業名を記し、副本はマスキングを行うということでしょうか。 | No. 457を参照ください。 |
| 459 | 提案記載要領・様式集 | 16 | 6 | 第3の1 | 入札書及び提案書の提出要領 | 正本は企業名を記し、副本は企業名をマスキングすることは提案者にとって作業の負担となりますので、企業名の対比表を作成したうえで、正副とも、構成員Aなどの言い換えによる記載としていただけないでしょうか | No. 457を参照ください。 |
| 460 | 提案記載要領・様式集 | 16 | 6 | 第3の1 | 入札書及び提案書の提出要領 | 正副で企業名の記載を書き分ける場合、CD-Rにより提出するデータはどちらのデータを提出すればよろしいでしょうか | No. 457を参照ください。 |
| 461 | 提案記載要領・様式集 | 16 | 6 | 第3の1 | 入札書及び提案書の提出要領 | 正副で企業名の記載を書き分ける場合、提案書概要版は、公開プレゼンで使用することですから企業名を伏せたもののみ作成すれば良いとの理解でよろしいでしょうか | No. 457を参照ください。 |
| 462 | 提案記載要領・様式集 | 16 | 6 | 第3 1 | 入札書及び提案書の提出要領 | 「提案書等の副本は特定の企業名及び企業を類推できる記載はマスキングして提出すること。」とありますが、マスキング（黒塗り）ではなく「構成員A、構成員B」のように記載してもよろしいでしょうか。 | No. 457を参照ください。 |
| 463 | 提案記載要領・様式集 | 16 | 8 | 第3 1 | 入札書及び提案書の提出要領 | 6-A-3別添①「事業収支計画に関する提案」は、「計算式が分かるようにして提出すること」とありますのでEXCEL形式での提出と思料しますが、関連する別添②から別添④についても計算式が分かるようにEXCEL形式で提出するという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 464 | 提案記載要領・様式集 | 18 | | 様式3-2 | 入札参加者構成員等一覧表 | 構成員、協力企業各社の記載と押印は、1社1ページなど、複数ページにわたっても構わないでしょうか。1枚に押印する場合、各社間での書類のやり取りが発生するため煩雑となり、作成に相当の時間が必要となります。 | 複数ページになることも問題ありません。 |
| 465 | 提案記載要領・様式集 | 18 | | 様式3-3 | 委任状 | 構成員、協力企業各社の記載と押印は1社1ページを袋とじとする様式もお認めいただけないでしょうか。1枚に押印する場合、各社間での書類のやり取りが発生するため煩雑となり、作成に相当の時間が必要となります。 | 時間的・地理的制約により、複数の企業が同一の様式に記載・押印することが難しい場合には、構成員・協力企業と代表企業との間での「委任状（構成員→代表企業）（様式3-3）」を必要な枚数提出してください。 |
| 466 | 提案記載要領・様式集 | 18 | | 様式3-4 | 入札参加資格確認申請書 | 構成員、協力企業各社の記載と押印は1社1ページを袋とじとする様式もお認めいただけないでしょうか。1枚に押印する場合、各社間での書類のやり取りが発生するため煩雑となり、作成に相当の時間が必要となります。 | 袋とじする様式を認めます。 |
| 467 | 提案記載要領・様式集 | 18 | | 様式3-5 | 秘密保持誓約書 | 構成員、協力企業各社の記載と押印は1社1ページを袋とじとする様式もお認めいただけないでしょうか。1枚に押印する場合、各社間での書類のやり取りが発生するため煩雑となり、作成に相当の時間が必要となります。 | No. 466をご参照ください。 |
| 468 | 提案記載要領・様式集 | 21 | - | 様式 3-4 | 「入札説明書Ⅱ2（2）個別の参加資格要 | 建設業務の実績における【実施または受託期間】とは、着工～竣工期間を記載すればよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| | | | | | | | |
|-----|------------|------------|---|-----------------------|--------------------|---|--|
| 469 | 提案記載要領・様式集 | 26 | - | 様式6-1 | 入札金額 | 入札説明書P.14に「入札書に記載する金額は、原則として、消費税額を含めた契約申込金額とする。・・・内訳として消費税額を記載すること。」とありますので、本様式の「入札金額」には消費税を含み、内訳を入力欄を適宜追加して税抜き金額と消費税額をそれぞれ記入するとの理解でよろしいでしょうか。また消費税率は10%で計算し、サービス対価の各回支払額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるとの理解でよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 470 | 提案記載要領・様式集 | 26 | | | 様式6-1 入札書 | 入札金額は税込表記すると理解してよろしいでしょうか。 | No.469を参照ください。 |
| 471 | 提案記載要領・様式集 | 27 | | 様式6-2 | 事業実施体制 | 本様式は、A4サイズ1枚で記載すればよろしいでしょうか | A4サイズ1枚で足りない場合には、適宜枚数を追加してください。 |
| 472 | 提案記載要領・様式集 | 28 | | | 提案書提出一覧表 | 提案書概要版は、任意、と記載がありますが、様式が任意ということでしょうか。提出が任意、ということでしょうか。提出が任意であれば未提出でも評価に影響はなく、提出すれば評価される、というものではない、との理解で宜しいでしょうか | 提案書概要版は様式任意ですが、提出は必須です。 |
| 473 | 提案記載要領・様式集 | 32 | | 各様式 | 様式6-A-1他 | 業務の具体的な実施方法等を記載してくださいとありますが、基本的に具体的な業務方法の記載を求めているわけではなく、考え方や工夫、提案の効果などを簡潔に記載すれば良いとの理解でよろしいでしょうか | 落札者決定基準を参照の上、ご提案ください。 |
| 474 | 提案記載要領・様式集 | 43 | | | 備品リスト | 「提案書類 様式6-B-15 備品リスト」へ記載する備品とは、「別添資料17 什器備品及び映像音響機器リスト」のうち「提案書類 様式6-B-15 備品リストへの記載要否」に「○」がついている備品のことでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 475 | 提案記載要領・様式集 | - | 1 | 様式6-A-3 別添① | 割賦金利の端数の処理方法 | 割賦支払いの金利は、各回の支払額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 476 | 提案記載要領・様式集 | - | 1 | 様式6-A-3 別添① | サービス対価の端数の処理方法 | 割賦元本と開業準備の対価、維持管理・運営の対価は、各回の支払額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた上で総支払額との差額を最終の支払い回で調整すると理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 477 | 提案記載要領・様式集 | | | | 様式6-A-3別添① | 必要に応じて項目を削除・変更することは認められると考えてよろしいでしょうか。 | 必要に応じて、行及び項目の追加は認めますが、記載されている項目の削除は認めません。 |
| 478 | 提案記載要領・様式集 | | | | 様式6-A-3別添① | 損益計算書中の展示関連収入に「その他 グッズ販売収入等」とあり、附帯事業収入にミュージアムショップ収入の項目がありますが、両者の別をどのようにお考えでしょうか。 | 「展示関連収入」欄の「その他」は入札説明書「IV 4 (2) ウ」を指し、「ミュージアムショップ」は入札説明書「IV 4 (2) イ」を指しており、別のものと想定しております。 |
| 479 | 提案記載要領・様式集 | 様式6-A-3別添① | | | 損益計算書 | 維持管理に関する営業費用に光熱水費の項目がありますが、事業計画書(案)における光熱水費は3年間の計測値により算出した額とあります。損益計算書における光熱水費はあくまで参考値であり、実際の維持管理サービス対価とは誤差のものでとの認識でよろしいでしょうか。また、売上高の維持管理サービス対価には、光熱水費(参考)は含めるのでしょうか。 | 前段については、誤差が生じると考えており、「開館後3事業年度間において、事業者による光熱水費等の概算払いを実績で精算」としております。あわせて、No.188をご参照ください。後段については、光熱水費は維持管理のサービス対価に含まれます。 |
| 480 | 提案記載要領・様式集 | 様式6-A-3別添① | | | 損益計算書 | 売上高のサービス対価内の開館準備の対価には維持管理費も含まれるのでしょうか。 | 維持管理のサービス対価に光熱水費は含まれます。 |
| 481 | 提案記載要領・様式集 | 様式6-A-3別添① | | | 損益計算書 | 開館準備期間中の維持管理費の計上先は、売上高については12行目(エケルNo)の「維持管理・運営の対価」、営業費用については34~41行目(エケルNo)の「維持管理業務」に計上するとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。あわせて、提案記載要領・様式集「様式6-A-3別添①」の12行目を以下のとおり訂正します。 「維持管理業務」 |
| 482 | 提案記載要領・様式集 | - | 1 | 様式6-A-3 別添③ 別添④ | 収入の算出根拠 支出の算出根拠 | 6-A-3別添③および④には金額の単位が記載されておませんが、他の別添様式と合わせて千円単位で記載するとの理解でよろしいでしょうか。 | なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。6-A-3別添③および④に関しては、算出根拠を求めておりますので、項目に応じた単位を記載ください。 |

| | | | | | | | |
|-----|------------|------------|---|------------|--------------|---|--|
| 483 | 提案記載要領・様式集 | 様式6-A-3別添③ | | | 付帯事業に関する記載項目 | 「様式6-A-3 ①に記載した営業費用について算出根拠を記載すること」「他の様式と整合性を確保すること」とありますが、付帯事業をテナント方式にする場合などは賃料のみが収入になるため、利用者数や単価などの項目は適宜削除すれば良いでしょうか。 | 必要に応じ、「その他費目」に費目を追加することは認めますが、記載されている項目の削除は認めません。ご指摘の場合については、空欄のままです。 |
| 484 | 提案記載要領・様式集 | | | | 様式6-A-3別添③ | ・様式6-A-3①に記載した「営業費用」について算出根拠を記載すること。とありますが、「営業収入」の間違いでしょうか。 | ご指摘を受け、様式6-A-3①「【提案書作成要領】」を以下のとおり訂正します。 「様式6-A-3 ①に記載した営業収入について算出根拠を記載すること。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 485 | 提案記載要領・様式集 | | | | 様式6-A-3別添③ | ・他の様式と整合性を確保すること。とありますが、本様式にある図録単価や図録販売手数料等、様式6-A-3別添①に記載のない項目の記入が求められています。本様式の項目を削除することは認められると考えてよろしいでしょうか。 | No. 483をご参照ください。 |
| 486 | 提案記載要領・様式集 | | | | 様式6-A-3別添③ | ・他の様式と整合性を確保すること。とありますが、付帯事業収入について、例えば利用者から支払われる利用料金は運営企業の収入とし、SPCの収入は行政財産使用料のみとした場合、本様式にある「飲食店利用者数」「ミュージアムショップ利用者単価」等に金額を記載しても、様式6-A-3別添①との整合性がとれなくなります。付帯事業について、他の様式で収支見込等を記載し、本様式からは削除することが認められるでしょうか。 | No. 483をご参照ください。 |
| 487 | 提案記載要領・様式集 | | | | 様式6-A-3別添③ | 「前提条件」を記載すると思いますが、何を記載することを想定しているかご教示願います。 | 各項目の金額等を定めた根拠をご記入ください。 また、No. 490もご参照ください。 |
| 488 | 提案記載要領・様式集 | - | 1 | 様式6-A-3別添④ | 支出の算出根拠 | 「光熱水費及び燃料費」は、事業契約書（案）別紙3「サービス対価の算出方法及び支払方法」の3.(2)において「開業準備期間中は実績に基づき精算」し、「開館以降」は「当初3年間」の「実績値を基に算出される額」を支払う、とされており、実績値が支払いの根拠となっております。提案時には開館4年目以降の「光熱水費及び燃料費」は当初3年間の提案金額の平均値を記載するとの理解でよろしいでしょうか。 | 事業者のご提案に委ねます。 |
| 489 | 提案記載要領・様式集 | | | | 様式6-A-3別添④ | 費目にデジタルアーカイブビューイングの保守管理費用とありますが、要求水準書の運営業務のところには特に記載がありません。デジタルアーカイブビューイングの保守管理は運営業務として必要なのでしょうか。 | 必要になります。なお、業務要求水準書「IV 3. (4) ① 連携」の前に、以下のとおり追記し、現在公表している「①」を「②」に繰り下げます。 「①デジタルアーカイブビューイング 【業務内容】 デジタルアーカイブ化した各館の主要作品画像を公開する仕組みの開発設置、保守管理、公開 鳥取県ミュージアムネットワーク（TMN）を通じて、県立美術館を拠点に、美術系文化施設との協力連携による収蔵品データベースの構築等 ○データベース登録更新作業 TMN美術系各館所蔵作品画像（美術ラーニングセンターで行う児童作品の画像を含む）デジタルデータベース登録化計画作成＞更新画像等選定収集＞更新作業＞公開 ○システムの保守管理 システム導入メーカーとの調整＞メーカーによる保守管理＞支払 【要求水準】 県による直営部分（SPCはホームページ等を含むシステム管理を実施）」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |

| | | | | | | | |
|-----|------------|---|----|-------------|----------------|--|---|
| 490 | 提案記載要領・様式集 | | | | 様式6-A-3別添④ | 様式6-A-3別添③では「前提条件」を記載するとありますが、本様式では「算出根拠」を記載するとあります。各々に違うことを記載することを求めているのであれば、詳細をご教示願います。 | ご指摘の「前提条件」は「算出根拠」と読み替えてください。 |
| 491 | 提案記載要領・様式集 | | | | 様式6-B-16 | 本様式のページ設定を変更し、複数毎で提出することは認められるでしょうか。 | 必要に応じて、ページ設定を変更し、複数枚により提出することは可能です。 |
| 492 | 基本協定書(案) | 1 | 23 | 第1条第1項第(6)号 | 回答書 | 『甲からの質問に対し落札者が令和〔〕年〔〕月〔〕日に提出した回答書』とありますが、この回答書は何を指していますでしょうか。 | ご指摘部分の「回答書」とは、提案書提出後からヒアリング実施までに行うことを予定しているヒアリングに先立ち実施する質問に対する事業者からの回答を指します。 |
| 493 | 基本協定書(案) | 1 | | | 第1条 定義 (6) | 日にちが確定している箇所があるため、埋めてはいかがでしょうか。 | 基本協定前に記載する予定です。 |
| 494 | 基本協定書(案) | 1 | 39 | 第3条第2項 | 甲及び乙の義務 | 「乙は、事業事業契約の締結のための協議にあたっては、における鳥取県教育委員会・・・」の文章の「における」は誤記だと思いますので、御修正いただけないでしょうか。 | 基本協定書(案)第3条第2項を以下のとおり訂正します。 「2 乙は、事業契約締結のための協議にあたっては、鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(美術館整備運営事業)及び甲の要望事項を尊重するものとする。ただし、かかる要望事項が、入札説明書等から逸脱している場合を除く。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 495 | 基本協定書(案) | 1 | 39 | 第3条第2項 | 甲及び乙の義務 | 「乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、における・・・」とありますが、「における」の前にあるべき言葉が抜けてしまっていると思われしますので、ご教示頂けますでしょうか。 | No. 494をご参照ください。 |
| 496 | 基本協定書(案) | 1 | | | 第3条 第2項 | 乙は、事業契約締結のための協議にあたっては、における鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会・・・とありますが、途中文言の抜けが見られますので、修正をお願いします | No. 494をご参照ください。 |
| 497 | 基本協定書(案) | 1 | 44 | 第4条第1項 | 特別目的会社の設立日について | 『乙は、本協定締結後、令和〔〕年〔〕月〔〕日までに、入札説明書等、提案書及び次の各号の定めに従い、本事業の遂行を目的とする特別目的会社を適法に設立し、』とありますが、設立の手続きには日数がかかりますので、『乙は、本協定締結後、事業の遂行に支障の無い日までに、入札説明書等、提案書及び次の各号の定めに従い、本事業の遂行を目的とする特別目的会社を適法に設立し、』と変更していただけないでしょうか。 | 原案のとおりとしますが、特別目的会社の設立期限については、県と落札者との間で協議を行います。 |
| 498 | 基本協定書(案) | 1 | 46 | 第4条第1項 | 役員等の通知について | 『設立登記の完了後速やかに、特別目的会社をして、甲に対し、設立時取締役及び設立時監査役並びに設立時会計監査人を通知させる。その後、取締役若しくは監査役の改選(再任を含む。)又は会計監査人の変更がなされた場合も同様とする。』とありますが、役員の高任や会計監査人(変更なくとも年1度登記が必要)の登記等もあり、都度の提出となりますと負担が大きいため、設立登記の完了後の通知のみとさせていただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 499 | 基本協定書(案) | 1 | | | 第4条 | 基本協定締結の時期について、お示しください。また、基本協定締結後から仮契約締結までの期間は、SPCの設立等に要する必要期間がございますので、仮契約締結後から議会の議決予定までの期間を含め、無理のない適切な期間の設定をお願いします。 | 令和元年度中に事業契約を締結するために必要な鳥取県議会における日程を勘案して決定します。なお、No. 497もご参照ください。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|---|----|--------|---------------------|---|--|
| 500 | 基本協定書 (案) | 1 | | | 第4条(1) | 特別目的会社の所在地を本施設とすることは認められると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 501 | 基本協定書 (案) | 2 | 4 | 第4条第1項 | 定款及び株主名簿の提出について | 『認証済み原始定款の原本証明付き写し及び株主名簿の原本証明付写しを提出』とありますが、これらの書類については設立時及び当該書類の内容変更時に提出すればよいとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 502 | 基本協定書 (案) | 2 | 32 | 第5条第1項 | 資金調達のための担保権設定について | 『構成員は、その保有する特別目的会社の株式について、第三者（特別目的会社の他の株主を含む。）に対して譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。』とありますが、特別目的会社が資金調達の為に担保権を設定する際にはご承認をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご指摘部分に関して、担保権の設定を妨げるものではありませんが、都度、県との協議のもと決定します。 |
| 503 | 基本協定書 (案) | 2 | 46 | 第6条第1項 | 契約期間中のその他の義務 | 『乙は、特別目的会社をして、次の各号に定める事項に従わせなければならない』とありますが、乙と特別目的会社は別法人であり、別法人である他社に対してある行為をさせる・させない、ということは出来ませんので、当該記載を『乙は、自らが派遣する特別目的会社の役員をして、次の各号に定める事項に従わせなければならない』とし、各号『特別目的会社は、～行わないこと。』とある記載を『自らが派遣する特別目的会社の役員をして、特別目的会社が～行う決議に賛成しないこと。』と変更していただけないでしょうか。 | ご指摘の点については、別法人ではあるものの、乙は特別目的会社に役員を派遣しているほか、株主としての支配関係があることを踏まえ、原案のとおりとします。 |
| 504 | 基本協定書 (案) | 3 | 19 | 第8条第1項 | 業務の委託、請負 | 『乙は、特別目的会社をして、～それぞれ委託させ又は請け負わせるものとする。』とありますが、乙と特別目的会社は別法人であり、別法人である他社に対してある行為をさせる・させないということは出来ませんので、『乙は、自らが派遣する特別目的会社の役員をして、～それぞれ委託させ又は請け負わせるよう努めるものとする。』と変更していただけないでしょうか。 | No. 503をご参照ください。 |
| 505 | 基本協定書 (案) | 3 | 25 | 第8条第2項 | 契約書の提出について | 『締結後速やかに、その契約書等の写しを甲に提出するものとする』とありますが、契約書等の写しではなく、契約締結を証する書類の提出とすることもお認めいただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 506 | 基本協定書 (案) | 3 | 32 | 第9条第1項 | 代表企業の連帯責任について | 『代表企業は、構成員及び協力企業を統括し、構成員及び協力企業をして、特別目的会社に対し、本業務のうち前条第2項に基づき構成員及び協力企業が受託し又は請け負った業務につき、法令及び業務要求水準に従って誠実に履行させる義務を負う。』とありますが、代表企業は、他の構成企業や協力企業とは本事業においてプロジェクトを協同する関係であり、統括はしますが他社の業務履行責任を負うことは出来ませんので、当該記載は削除してください。 | ご指摘を踏まえ、基本協定書（案）第9条第1項の見出しと内容を以下のとおり訂正します。 「（代表企業の役割） 第9条 代表企業は、構成員及び協力企業を統括し、構成員及び協力企業をして、特別目的会社に対し、本業務のうち前条第2項に基づき構成員及び協力企業が受託し又は請け負った業務につき、法令及び業務要求水準に従って誠実に履行させるよう努めるものとする。」 |
| 507 | 基本協定書 (案) | 3 | 36 | 第9条第2項 | 構成企業及び協力企業の連帯責任について | 『特別目的会社が甲に対して負担する債務につき、特別目的会社と連帯して当該債務を負担する。』とありますが、連帯の記載は削除いただけないでしょうか。 | ご指摘を踏まえ、基本協定書（案）第2項、第3項、第4項をそれぞれ削除します。 なお、後日公表する訂正表もあわせてご参照ください。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|---|----|------------|-------------------------|---|---|
| 508 | 基本協定書 (案) | 3 | | | 第9条 第2項 | 各構成員及び各協力企業が特別目的会社と連帯して当該債務を負担することは、民間企業からすると過大な負担となり、事業リスクが大きすぎます。本項を削除いただくようお願い致します。 | No. 507をご参照ください。 |
| 509 | 基本協定書 (案) | 3 | 45 | 第9条 第3項 | 構成員及び協力企業の連帯責任及び代表企業の責任 | 運営企業及びが・・・の「及び」の表現は不要ではないでしょうか。 | No. 507をご参照ください。 |
| 510 | 基本協定書 (案) | 3 | 38 | 第9条第3項 | 各業務企業の連帯責任について | 『設計企業が複数存在する場合、各設計企業は、自己以外の設計企業が前項に基づき甲に対して負担する全ての債務につき、それぞれ、当該設計企業と連帯して保証する責任（履行保証責任を含む。）を負う。工事監理企業、建設企業、開館準備企業、維持管理企業、運営企業がそれぞれ複数存在する場合についても同様とする。』とありますが、なお、構成企業及び協力企業の間で役割分担を明確にしたうえで本事業へ参画する予定であり、同じ『●●企業』として参加している場合であっても、担当する業務が異なる場合がありますので、連帯して保証する責任を負うことは難しいかと存じますので、当該記載は削除いただけないでしょうか。 | No. 507をご参照ください。 |
| 511 | 基本協定書 (案) | 3 | 38 | 第9条 3 | 構成員及び協力企業の連帯責任及び代表企業の責任 | 各業務の構成員及び協力企業が複数存在する場合、各企業は、自己以外の他企業が甲に対して負担する全ての債務につき、それぞれ、当該企業と連帯して保証する責任（履行保証保険を含む。）を負うとのことですが、本項目については、企業間の協定書等で業務分担やリスク分担を取り決めるなど、事業者の提案に委ねることとし、削除して頂けませんでしょうか。 | No. 507をご参照ください。 |
| 512 | 基本協定書 (案) | 4 | 1 | | 構成員及び協力企業の連帯責任及び代表企業の責任 | 4項で構成員及び協力企業の連帯責任を定める規定を排除するものではないとありますが、PFI事業は各企業が受託し又は請け負った業務の範囲内のリスクとコストを負担するものと思慮しますので、本項目は削除をお願い致します。 | No. 507をご参照ください。 |
| 513 | 基本協定書 (案) | 4 | | | 第9条 第4項 | 事業契約の締結日の目処の記載がありますが、具体的な日にちの想定があればお示しください | 令和元年度中に事業契約を締結するために必要な鳥取県議会における日程を勘案して決定します。 |
| | | | | | | 第6項第1号から第4号はいずれも本事業に関する事由と理解しておりますので、本号の冒頭に「本事業の入札に関し、」と明記していただけますでしょうか。 | 基本協定書（案）第10条第6号第1号、第2号、第4号を以下のとおり訂正します。なお、第3号は原案のとおりとします。 「(1)本事業の入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成員若しくは協力企業が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。 (2)本事業の入札に関し、前号に定める課徴金の納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成員若しくは協力企業又は構成員若しくは協力企業が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは、構成員若しくは協力企業又 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|---|----|--------------------|-------------------------------|---|---|
| 514 | 基本協定書 (案) | 5 | | | 第10条第6項1号 | は構成員若しくは協力企業が構成事業者である事業者団体に対する命令で確定したものをいい、これらの命令が構成員若しくは協力企業又は構成員若しくは協力企業が構成事業者である事業者団体に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本事業の入札に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。 (3)納付命令又は排除措置命令により、構成員若しくは協力企業又は構成員若しくは協力企業が構成事業者である事業者団体に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間(当該納付命令又は排除措置命令に係る事件について、公正取引委員会が構成員又は協力企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。 (4)本事業に関し、乙のいずれかの役員又は代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。」 | |
| | | | | | | なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 | |
| 515 | 基本協定書 (案) | 4 | 15 | 第10条 第6項 (1) | 乙の事由による事業契約に係る仮契約または事業契約の締結中止 | 本条項では、落札グループの構成法人が、独禁法による課徴金納付命令が事業契約締結までに確定した場合は、県が契約締結しないことができることを定めていますが、これは本事業の入札に関してされたものに限るとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 514をご参照ください。 |
| 516 | 基本協定書 (案) | 5 | | | 第10条第6項4号 | 第6項第1号から第4号はいずれも本事業に関する事由と理解しておりますので、本号の冒頭に「本事業の入札に関し、」と明記していただけますでしょうか。 | No. 514をご参照ください。 |
| 517 | 基本協定書 (案) | 5 | 14 | 第10条 第7項 | 事業契約 | 第10条第6項第1号から4号に該当した場合、本事業の入札において該当した場合は、同条第7項の規定により違約金が課せられますが、本事業の入札外で該当した場合は、違約金は課せられないとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 514をご参照ください。 |
| 518 | 基本協定書 (案) | 5 | 34 | 第10条 第12項 | 事業契約 | 本項に該当し、事業契約を締結しない場合は、違約金は課せられないとの理解でよろしいでしょうか | 基本協定書(案)第10条第12項に該当し、県が事業契約を締結しない場合には、事業者には違約金は課しません。 |
| 519 | 基本協定書 (案) | 5 | 17 | 第10条第7項 | 違約金の連帯責任について | 『乙は、かかる違約金の支払債務を連帯して負担するものとする。』とありますが、連帯責任の規定は外していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 520 | 基本協定書 (案) | 5 | 21 | 第10条第8項 | 違約金の連帯責任について | 『乙は、かかる違約金の支払債務を連帯して負担するものとする。』とありますが、連帯責任の規定は外していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 521 | 基本協定書 (案) | 5 | 25 | 第10条第9項 | 違約金の連帯責任について | 『乙は、かかる違約金の支払債務を連帯して負担するものとする。』とありますが、連帯責任の規定は外していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|---|----|-------------|---------------|---|---|
| 522 | 基本協定書 (案) | 5 | | | 第10条第9項 | 第10条第9項及び第11項で、乙の責めに帰すべき事由により事業契約の締結にいたらなかった場合における甲の損害賠償請求権を定め、甲の責めに帰すべき事由により事業契約の締結にいたらなかった場合における乙側の損害賠償請求権を定めないのは公平ではありませんので、「甲の責めに帰すべき事由（甲の議会の議決が得られなかった場合を含む。）により事業契約の締結にいたらなかった場合、甲は、乙及び特別目的会社に対し、乙及び特別目的会社に生じた損害を賠償する。」旨の規定を第10条に追加していただけますでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 523 | 基本協定書 (案) | 5 | | | 第10条第9項及び第11条 | 本条に規定される「甲及び乙のいずれの責めにも帰することのできない事由」と、第10条第9項の「乙のいずれかの責に帰すべき事由」の区分が不明確と存じます。第10条第9項に該当する具体の例をご教示願います。 | 基本協定書(案)第10条第9項に定める「乙のいずれかの責めに帰すべき事由」とは、落札者となる〔 〕グループを構成する法人のいずれかの責めに帰すべき事由がある場合をいいます。 |
| 524 | 基本協定書 (案) | 6 | | | 第11条第4項 | 乙が甲に提出する書類等も重要なものですので、甲及び乙に公平に、乙の義務としてだけでなく、甲の義務としても規定していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 525 | 基本協定書 (案) | 6 | 36 | 第12条 第5項 | 秘密保持 | 本事業の各業務を乙から受託し又は請け負った第三者（乙から直接受託し又は請け負った者に限られない。）とありますが、乙から業務を直接受託または請け負っていない第三者とはどのような例が考えられるのかご教示ください。 | 第三者が乙から再委託契約、下請負契約によって業務を受託し又は請け負った場合を想定しております。 |
| 526 | 基本協定書 (案) | 6 | | | 第13条 | 有効期間に関する規定を設けていただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。なお、本基本協定書(案)では、第1条第2号において、「契約期間」の定義を定めております。 |
| 527 | 基本協定書 (案) | 8 | | 7 | 別紙1 出資者誓約書 | 本項は基本協定書の誓約書の規定としては一般的ではないので、削除していただけますでしょうか。もし、本項が必要ということであれば、当該誓約書において本項の誓約が必要である理由をご説明いただけますでしょうか。 | ご指摘を踏まえ、基本協定書(案)「別紙1」第7項を削除します。あわせて、現在公表している「別紙1」第8項を第7項に繰り上げます。なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 528 | 基本協定書 (案) | 8 | | 8 | 別紙1 出資者誓約書 | 第8項で規定する守秘義務が基本協定書第12条の守秘義務と同じものであることを明確にさせていただきますでしょうか | ご指摘を踏まえ、基本協定書(案)「別紙1」第8項を第7項に繰り上げ、以下のとおり訂正します。 「7 当社らが、本事業に関して知り得たすべての情報について本協定第12条に基づく守秘義務を負い、鳥取県の事前の書面による承諾を受けた場合を除き、当該情報を第三者に開示しないこと。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 529 | 事業契約書 (案) | 0 | | | 甲 | 本事業の契約者（甲）は鳥取県ですが、代表者は公共施設の管理者となる知事ではなく、鳥取県立博物館長となっておりますが、契約手続き上、特に問題はございませんでしょうか | 問題ございません。 |
| 530 | 事業契約書 (案) | — | 18 | 前文 | 指定管理協定について | 『事業者を鳥取県立美術館の指定管理者として指定』とありますが、契約は事業契約書のみであり、指定管理協定書は締結しないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|---|----|------------|----------------|--|--|
| 531 | 事業契約書 (案) | 2 | 16 | 第6条 第1項 | 提案書類及び要求水準書の関係 | 提案書類を訂正する必要がある場合、事業者は県の指導のもと、未充足部分を是正し、訂正後の提案書類を県に提出、承諾を受けるものと理解してよろしいでしょうか。 | ご指摘を受け、事業契約書(案)第6条を以下のとおり変更します。 「提案書類において、業務要求水準書等を満たしていない部分(以下、「未充足部分」という。)が判明した場合、事業者は自己の責任及び費用負担で本事業の遂行に悪影響が生じないよう必要な措置を講じなければならない。なお、事業者は、本件落札者が本事業の実施主体として選定されたことは、県により未充足部分の不存在が確認されたものではないことを了解する。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 532 | 事業契約書 (案) | 2 | | | 第6条 | 「必要な措置を講じ、提案書類を訂正しなければならない」とありますが、必要な措置を講じれば目的は達成されるもので、提案書類の訂正は過剰な事業者負担と感じます。「提案書類を訂正しなければ」を削除いただけないでしょうか。 | No. 531をご参照ください。 |
| 533 | 事業契約書 (案) | 2 | | | 第6条 | 事業者は、本事業を遂行するに際し、本事業の事業者選定審査会が提案書類に関して述べた意見、その他県及び県民からの要望事項を、尊重しなければならない、とありますが、尊重の定義をお示しください。また、新たな費用負担が生じる場合の対応等については協議いただけたとの理解で宜しいでしょうか。 | 事業契約書(案)第6条第2項における「尊重」は、事業者が、業務要求水準書等から逸脱しない範囲内で、本事業を遂行するに際し、本事業の事業者選定委員会が提案書類に関して述べた意見、その他発注者からの要望事項に配慮していただきたいとの趣旨です。なお、この対応に伴う業務要求水準の変更、新たな費用負担等は想定しておりません。 |
| 534 | 事業契約書 (案) | 2 | | 第8条 | 経営戦略会議 | 「県及び事業者は、本事業に関する事項を協議するための経営戦略会議を設置する」とあるが、本事業に関する事項とは、事業契約書や提案書で示されている業務範囲内の事項について協議するという理解で良いでしょうか。 | 本事業とは、事業契約書(案)別紙1に記載のとおり、「鳥取県立美術館整備運営事業」を指します。 |
| 535 | 事業契約書 (案) | 2 | | | 第8条 | 経営戦略会議の位置づけが曖昧のように感じていますが、入札公告・要求水準、提案書を踏まえ、落札後に内容を協議する、という理解で宜しいでしょうか。 | 経営戦略会議(仮称)の役割等は、業務要求水準書「II 4.(4)④」をご参照ください。なお、経営戦略会議(仮称)の位置づけにつきましては、要求水準を充足する限りにおいて、事業の提案に委ねます。 |
| 536 | 事業契約書 (案) | 2 | | | 第8条 | 構成員として、統括マネージャーは必ず含める、とありますが、ここでいう構成員の定義についてご教示ください | 事業契約書(案)第8条第2項における「構成員」は、経営戦略会議を構成する者を指し、「別紙2」における「構成員」とは異なります。 |
| 537 | 事業契約書 (案) | 2 | | | 第8条 | 経営戦略会議によって事業者が費用負担をすることはない、との理解で宜しいでしょうか | No. 535をご参照ください。 |
| 538 | 事業契約書 (案) | 2 | | | 第8条 | 経営戦略会議に参画する統括マネージャーが合意できない事項が発生した場合に、多数決で合意形成が図られるとすると、事業者側の意見が通らなくなるおそれがあります。事業者意見は一定程度担保されるのでしょうか。 | 経営戦略会議(仮称)の役割等は、業務要求水準書「II 4.(4)④」に記載のとおりであり、事業者意見は当然のことながら尊重されることを想定しております。 |
| 539 | 事業契約書 (案) | 2 | | | 第10条 | 責任の負担について、県は何ら新たな責任を負担しない、とありますが、経営戦略会議での取り決めなど、事業者の合意のうえで取り決め、全てを事業者に負担させるという意図はない、との理解で宜しいでしょうか | ご理解のとおりです。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|---|----|---------|------------|--|--|
| 540 | 事業契約書 (案) | 2 | | | 第11条1項 | 「被保険債権」は「被担保債権」の誤記でしょうか | 事業契約書(案)第11条第1項を以下のとおり訂正します。 「事業者は、本施設の設計及び建設の履行を保証するため、本契約の締結と同時に、本施設の引渡しまでの間、次の各号に掲げるいずれかの方法による保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、事業者が別途定める履行保証保険契約を締結した後、又は建設企業、設計企業若しくは工事監理企業をして別途定める履行保証保険契約を締結せしめた後、県を被保険者とした場合は、直ちにその保険証券を県に提出しなければならない。また、事業者の負担により、その保険金額請求権に、本契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を県のために設定しなければならない。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 541 | 事業契約書 (案) | 2 | | | 第11条1項 | 保険金額請求権に質権を県のために設定するのは、事業者が自らを被保険者とした場合と理解しておりますので、その旨明記していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。なお、No. 541をご参照ください。 |
| 542 | 事業契約書 (案) | 2 | | | 第11条1項5号 | 本項又はその他の事業契約の規定上、県が負担することになる費用には、金融費用も含まれるという理解で宜しいでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 543 | 事業契約書 (案) | 3 | 14 | | 契約の保証 | 履行保証保険契約を締結した後、「直ちにその保険証券を県に提出しなければならない」とありますが、一般的に保険契約締結から保険証券発行までは一定期間の時間差があります。保険証券の発行が直ちにできない場合には、まずは保険会社発行の「付保証明書」を県に提出し、保険証券発行後ただちに県に提出するという手続きでもよろしいでしょうか | ご指摘の場合については、履行保証保険契約が付保されたことを証する付保証明書をご提出いただき、保険証券の発行後速やかに県にご提出ください。 |
| 544 | 事業契約書 (案) | 3 | 25 | 第11条2項 | 契約の保証 | 保証の金額として契約金額の100分の10に相当する金額が要請されていますが、本施設の設計及び建設の履行を保証するための保証ですので、サービス対価のうち設計・建設の対価(割賦金利を除く、消費税を含む)に相当する金額と理解してよろしいでしょうか。 | 契約保証金については、PFI事業としての特性を踏まえ、他の事例等の取り扱いも参考として改めて検討し、回答は後日公表します。 |
| 545 | 事業契約書 (案) | 3 | 25 | 第11条第2項 | 契約の保証 | 保証金額は契約金額の100分の10に相当する金額となっておりますが、設計及び建設の履行を保証するという趣旨から、契約金額のうち設計・建設業務のサービス対価の100分の10に相当する金額として頂けないでしょうか。 | 回答は後日公表します。なお、No. 544をご参照ください。 |
| 546 | 事業契約書 (案) | 3 | 25 | 第11条第2項 | 契約の保証金額 | 本契約締結時に事業者が行なう契約保証は、本条文にあるとおり「本施設の設計及び建設の履行を保証」するものですので、保証する金額は、本事業の「契約金額」ではなく、別紙3の「1. サービス対価の構成」のうち割賦金利を除き消費税等を含む設計・建設の対価の額との理解でよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。なお、No. 544をご参照ください。 |
| 547 | 事業契約書 (案) | 3 | | | 第11条2項 | 前項に定める保証の金額は、契約金額の100分の10に相当する金額とする、と記載がありますが、契約金額ではなく、施設整備費用の100分の10に相当する金額と考えますが、いかがでしょうか | 回答は後日公表します。なお、No. 544をご参照ください。 |
| 548 | 事業契約書 (案) | 3 | 26 | 第11条第3項 | 契約の保証 | 100分の10、10分の1と書き分けられていますが、どのように使い分けられているのでしょうか。使い分けられていないのであれば記載を統一してはいかがでしょうか。 | 回答は後日公表します。なお、No. 544をご参照ください。 |
| 549 | 事業契約書 (案) | 3 | 32 | 第12条第1項 | 担保権の設定について | 『本契約上の契約上の地位又は権利若しくは義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分を行うこと。』について、事前の承諾が必要とありますが、特別目的会社が資金調達のために担保権を設定するにはご承諾をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 502をご参照ください。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|----|----|-------------|-----------------|--|--|
| 550 | 事業契約書 (案) | 5 | 1 | 第15条 第1項 | 業績監視 | 業績監視とモニタリングと似た用語が使用されていますが、違いをご教示ください。同義であれば、用語を統一いただけませんか。 | ご指摘を踏まえ、事業者が行うものを「セルフモニタリング」、県が行うものを「業績監視」とし、事業契約書(案)第15条第3項を以下のとおり訂正します。 「3 県が業績監視の実施及びその他本契約に基づき事業者の業務を確認し、又は承認を与えたことのみをもって、事業者の本事業の実施の結果について責任を負担するものと解してはならない。」 また、「別紙3 4.(4)」を以下のとおり訂正します。 「県は、本事業の実施に関する各業務等の業績監視を行い、施設整備業務、開業準備業務及び維持管理及び運営業務等の実施状況が、本契約等に適合しない場合には、本契約等の規定に従い、事業者に対し、業務改善及び復旧に関する勧告やサービス対価の減額等の措置をとるものとする。詳細については、「別紙4 業績監視要領」を参照すること。」 「別紙4」は、後日訂正版を公表します。 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 551 | 事業契約書 (案) | 5 | 1 | 第15条 | 業績監視 | 「業績監視」と「モニタリング」の言葉の使い分けについて何が異なるのかご教示頂けますでしょうか。 | No.550をご参照ください。 |
| 552 | 事業契約書 (案) | 5 | 4 | 第15条第1項 | モニタリングに係る費用について | 『事業者は、県による業績監視の実施について、自らの費用で協力しなければならない。』とありますが、県が行うモニタリング自体に係る費用は県の負担との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 553 | 事業契約書 (案) | 6 | 24 | 第19条 第2項 | 条件変更等 | 県が必要があると認めるときは、同条1項の事業者の通知が事実であることが確認できた場合との理解でよろしいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 554 | 事業契約書 (案) | 7 | | | 第21条 | 事業者は、新たな技術の導入等により本事業に係る費用の減少が可能である場合、かかる提案を県に対し積極的に行うものとする、とありますが、工期が延長する場合でも、ということでしょうか | 事業契約書(案)第21条第4条に示す「新たな技術の導入等により本事業に係る費用の減少が可能である場合」は、原則として、工期を延長するような場合を想定しておりません。 |
| 555 | 事業契約書 (案) | 8 | 3 | 第22条 第4項 | 本施設の設計 | 「・・・、当該図書図書の内容が本契約等に適合しないことを・・・」の文章の「図書図書」は誤記だと思われまので、御修正いただけませんか。 | 事業契約書(案)第22条第4項を以下のとおり訂正します。 「4 県は、第2項に示す基本設計に係る設計図書の提出を受けた場合において、当該図書の内容が本契約等に適合しないことを認めたとき、又は当該図書の記載によっては本契約等に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して事業者へ通知しなければならない。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 556 | 事業契約書 (案) | 8 | 3 | 第22条 第4項 | 本施設の設計 | 「・・・当該図書図書の内容が・・・」となっておりますが、図書が重複していると思われます。 | No.555をご参照ください。 |
| 557 | 事業契約書 (案) | 8 | | | 第22条4項 | 当該図書図書の内容が、と記載がありますが、当該設計図書と認識しますがいかがでしょうか | No.555をご参照ください。 |
| 558 | 事業契約書 (案) | 10 | 6 | 第25条 第4項 | 本施設の建設 | 建設企業が加入している包括保険で別紙5に規定する保険の条件を満たせる場合は、建設企業の加入する保険で認められるという理解でよろしいでしょうか。 | 事業契約書(案)「別紙5」に定める保険の条件を充足している限りにおいて、認めます。 |
| 559 | 事業契約書 (案) | 10 | 21 | 第25条 第6項 | 本施設の建設 | 県の指示で建設方法の変更及び引渡日の変更を行い、結果として費用が減少した場合との理解でよろしいでしょうか。それ以外に想定されるものがあればご教授願います。 | ご理解のとおりですが、ご指摘の場合に限られません。 |

| | | | | | | |
|-----|--------------|----|----|---------|---|--|
| 560 | 事業契約書 (案) | 11 | | 第27条 | 「建設業務の全部又はその主たる部分、」とありますが、「その主たる部分を、」の間違いではないでしょうか。 | 事業契約書(案)第27条第1項を以下のとおり訂正します。 「第27条 事業者は、建設業務の全部又はその主たる部分を、建設企業以外の第三者に請け負わせること又は委任することはできない。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 561 | 事業契約書 (案) | 12 | | 第30条3項 | 事業者は、あらかじめ県の承認を受けない限り、近隣対策の不調を理由として工事実施計画を変更することはできない、とありますが、これまで実施してきた近隣との協議経過等についての資料をご提示ください | 回答は後日公表します。 |
| 562 | 事業契約書 (案) | 12 | 21 | 第30条5項 | 本件工事に伴う近隣対策 | 本件工事に係る電波障害対策費及び電波障害対策に係る工事損害補償については、通常予見可能となるものに限り県が負担するとありますが、予見不可能な電波障害に関するリスクは事業者がコントロールできないことから、県の負担としていただきますようお願いいたします。 ご指摘を踏まえ、事業契約書(案)第30条第5項を以下のとおり訂正します。 「事業者は、近隣対策の結果、事業者に発生した増加費用及び損害を負担する。ただし、本件工事に係る電波障害対策費及び電波障害対策に係る工事損害補償については、県がこれを負担する。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 563 | 事業契約書 (案) | 12 | 20 | 第30条5項 | 本件工事に伴う近隣対策 | 「ただし、」が重複しています。誤植ではないでしょうか。 No.562をご参照ください。 |
| 564 | 事業契約書 (案) | 12 | 20 | 第30条第5項 | 本件工事に伴う近隣対策 | 「・・・損害を負担する。ただし、ただし、本件工事に係る・・・」の文章の「ただし、ただし、」は誤記だと思われるので、御修正いただけないでしょうか。 No.562をご参照ください。 |
| 565 | 事業契約書 (案) | 12 | | 第30条5項 | | 「ただし、ただし、」とあります。「ただし、」の間違いではないでしょうか。 No.562をご参照ください。 |
| 566 | 事業契約書 (案) | 12 | | 第30条6項 | | 県が設定した条件に起因して住民の反対運動、訴訟等の対応が必要となった場合は、「本施設を設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応」に含まれるという理解で宜しいでしょうか。 回答は後日公表します。 |
| 567 | 事業契約書 (案) | 14 | 27 | 第35条第1項 | 工事日程の変更等 | 第19条1項に掲げられている事実又は第21条1項に掲げられている事情に基づき工事日程の変更が必要となった場合も、本条文に該当するとの理解でよろしいでしょうか 回答は後日公表します。 |
| 568 | 事業契約書 (案) | 15 | 6 | | 引渡予定日、供用開始日の変更 | 引渡し日のみの遅延の場合には、県に支払うべき違約金はないという理解でよろしいですか(第47条で「維持管理業務・運営業務開始の遅延による違約金」が規定されているのは認識しております) ご理解のとおりであり、事業契約書(案)第47条の定めもご留意ください。 |
| 569 | 事業契約書 (案) | 15 | 1 | 第36条第1項 | 引渡予定日、供用開始日の変更 | 第19条1項に掲げられている事実又は第21条1項に掲げられている事情に基づき工事日程の変更が必要となった場合も、本条文に該当するとの理解でよろしいでしょうか 回答は後日公表します。 |
| 570 | 事業契約書 (案) | 15 | | 第36条5項 | | 事業者に及ぼした損害を賠償する旨を明記していただけますでしょうか 原案のとおりとします。 |
| 571 | 事業契約書 (案) | 15 | 19 | 第37条第1項 | 引渡予定日、供用開始日の変更等に係る協議 | 第19条1項に掲げられている事実又は第21条1項に掲げられている事情に基づき工事日程の変更が必要となった場合も、本条文に該当するとの理解でよろしいでしょうか ご指摘の事情に伴い、事業契約書(案)第36条第1項に定めるとおり県に引渡予定日及び供用開始日の変更を請求した場合、第37条第1項に基づき、引渡予定日又は供用開始日の変更については、県と事業者が協議して定めます。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|----|----|-------------|-----------------------------|--|---|
| 572 | 事業契約書 (案) | 16 | 6 | 第39条 第1項 | 本施設の建設に伴い 第三者に及ぼした損 害 | 第三者損害のうち、県の責めに帰すべき事由により生じたもの並び に本件工事に係る電波障害に係る賠償額についてのみ県負担との記載 がありますが、建設に伴い事業者が善良な管理者としての注意を 払っても避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断 絶などの事由により第三者に与えた損害については、県負担にてお 願いできないでしょうか。 | No. 562をご参照ください。 |
| 573 | 事業契約書 (案) | 16 | | | 第39条1項 | 事業者が損害賠償額を負担するのは、事業者の責めに帰すべき事由 により生じたものであることを明記していただけますでしょうか | 原案のとおりとします。 |
| 574 | 事業契約書 (案) | 16 | 26 | 第40条 第4項 | 事業者による本施設 の竣工検査 | 別紙5の保険に規定する種類及び内容の保険の証書の写しを提出書 類に添えることになっておりますが、建設業務に係る保険は第25条 により提出済みであり、維持管理・運営業務に係る保険は運営開始 日からの保険期間となっているため、この時点での保険の証書の提 出は不要ではないでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 575 | 事業契約書 (案) | 16 | | | 第40条4項 | 別紙5の保険に規定する種類及び内容の保険の証書の写し(保険の 証書の写しは本施設が完成検査に合格したことを確認した場合のみ) を添えて速やかに県に報告する、とありますが、竣工検査後に 提出する保険の証書の写しは、何を想定されていますでしょうか | 回答は後日公表します。 |
| 576 | 事業契約書 (案) | 17 | | | 第42条1項 | 瑕疵が重大ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき は、修補請求できず、損害賠償請求のみが可能とするのが一般的な 瑕疵担保規定かと存じますので、その旨を明記していただけますで しょうか。 | ご指摘を踏まえ、事業契約書(案)第42条を以下のとおり訂正します。 「第42条 本施設に瑕疵があるときは、県は、事業者に対して、相当の 期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補 とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該瑕疵が重要 なものではなく、かつその修補に過分の費用を要するときは、県は修補 を請求することができない。 2 前項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第41条に基づき本件 施設の最終の引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。 ただし、その瑕疵が事業者若しくは建設企業の故意若しくは重大な過失 により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年間と する。 3 県は、各施設が前項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、前項に 規定する期間内に、県がその滅失又は毀損を知った日から1年以内に前 項の権利を行使しなければならない。 4 事業者は、建設企業をして、県に対し、本条による瑕疵の修補及び 損害の賠償をなすことについて、連帯保証させるべく、保証書を差し入 れさせるものとする。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 577 | 事業契約書 (案) | 17 | | | 第42条1項 | 「事業者若しくは建設企業が当該瑕疵があることを知っている場 合」)に瑕疵担保期間を10年とするのは一般的ではございませんの で、削除する又はより一般的な規定にご修正いただけませんか。 | No. 576をご参照ください。 |
| 578 | 事業契約書 (案) | 17 | | | 第42条2項 | 発注者が引渡しを受ける際に瑕疵があることを知ったときは、事業 者が当該瑕疵があることを知っていた場合を除き、その旨を直ちに 事業者へ通知しなければ瑕疵担保請求できないとするのが一般的な 瑕疵担保規定かと存じますので、その旨の規定を追加していただ けますでしょうか。 | No. 576をご参照ください。 |
| 579 | 事業契約書 (案) | 17 | 19 | 第42条3項 | 本施設の瑕疵担保 | 県に差し入れる保証書が様式1に記載されていません。ひな形をご 開示ください。 | 事業契約書(案)「様式1」は後日公表します。 |
| 580 | 事業契約書 (案) | 17 | 19 | 第42条 第3項 | 本施設の瑕疵担保 | 保証書の様式は、様式1に示されるものと思いますが、内容をご提 示いただけますでしょうか。また保証書の内容については事前に協 議ができるという理解でよろしいでしょうか。 | 事業契約書(案)「様式1」は後日公表します。 |
| 581 | 事業契約書 (案) | 17 | | | 第42条3項 | 建設企業をして瑕疵の補修及び損害の賠償をなす保証書の差し入れ は、建物本体に関わるものであり、備品等の保証書は別途メーカー 保証書等を以って代えられるものと考えてよろしいでしょうか。 | 事業契約書(案)「様式1」は後日公表します。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|----|----|-------------|--------------------------------|---|--------------------------------|
| 582 | 事業契約書 (案) | 17 | | | 第42条3項 | 保証書を開示していただけますでしょうか。 | 事業契約書(案)「様式1」は後日公表します。 |
| 583 | 事業契約書 (案) | 17 | | | 第42条3項 | 事業者は、建設企業をして、県に対し、本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて、連帯保証させるべく、保証書を差し入れさせるものとする、とありますが、この保証書は別紙1を指しますでしょうか。別紙1の保証書様式には何も記載がないため、事業者が任意で作成する、との理解で宜しいでしょうか。 | 事業契約書(案)「様式1」は後日公表します。 |
| 584 | 事業契約書 (案) | 17 | 25 | 第43条3項 | 開館準備業務の実施 | 開館準備業務期間中、別紙5に規定する保険に加入するよう要請がありますが、別紙5項番2の維持管理及び運営業務等に係る保険と理解すればよろしいでしょうか。念のため確認します。 | ご理解のとおりです。 |
| 585 | 事業契約書 (案) | 17 | 26 | 第43条 第3項 | 開館準備業務の実施 | 別紙5に規定する保険のうち、建設業務に係る保険は対象外という理解でよろしいでしょうか。また、維持管理・運営業務に係る保険は運営開始日からとなっておりますが、開館準備業務期間も加入しなければいけないのでしょうか。 | No. 185をご参照ください。 |
| 586 | 事業契約書 (案) | 17 | 26 | 3 | 開館準備業務の実施 | 別紙5に規定する保険への加入は、建物完成引渡日からという理解でよろしかったでしょうか。 | No. 185をご参照ください。 |
| 587 | 事業契約書 (案) | 17 | | | 第43条3項 | 「開館準備業務期間中、別紙5に規定する保険に加入しなければならない」とありますが、付保する保険は、2.維持管理及び運営業務等に係る保険を指すのでしょうか。 | No. 185をご参照ください。 |
| 588 | 事業契約書 (案) | 17 | | | 第43条3項 | 「開館準備業務期間中、別紙5に規定する保険に加入しなければならない」とありますが、付保する保険が、2.維持管理及び運営業務等に係る保険同様であれば、保険内容が施設完成後のことを想定されていると存じます。開館準備業務は事業契約締結が始期ですので、設計・建設期間中の保険付保は不要であると考えてよろしいでしょうか。 | No. 185をご参照ください。 |
| 589 | 事業契約書 (案) | 18 | 22 | 第47条 | 維持管理業務・運営 業務開始の遅延による 違約金 | 違約金について、サービス対価を元本とする規定がありますが、維持管理業務及び運営業務の開始遅延に係る違約金ですので、対象となる元本はサービス対価のうちの維持管理・運営の対価と理解してよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 590 | 事業契約書 (案) | 18 | 20 | 第47条 | 遅延による違約金 | 「サービス対価を元本として」とありますが、例えば維持管理業務の遅延による場合、「サービス対価(初年度の維持管理業務費)を元本として」となる、との理解でよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。なお、No. 589をご参照ください。 |
| 591 | 事業契約書 (案) | 18 | 20 | 第47条 | 遅延による違約金 | 「サービス対価を元本として」とありますが、例えば運営業務の遅延による場合、「サービス対価(初年度の運営業務費)を元本として」となる、との理解でよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。なお、No. 589をご参照ください。 |
| 592 | 事業契約書 (案) | 18 | 21 | 第47条第1項 | 遅延による違約金 | 『事業者は、遅延した日数に応じ、サービス対価を元本として会計規則第120条の規定により計算した額の違約金を県に支払う。』とありますが、この元本となるサービス対価は、遅延した業務に対応するサービス対価に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。なお、No. 589をご参照ください。 |
| 593 | 事業契約書 (案) | 18 | 24 | 第6章 | 維持管理・運営 | 附帯事業(ミュージアムショップ運営、飲食施設運営)について、実施方針等に関する質問回答の項番138にあります、「初期投資費用はサービス対価に織り込むとともに、経営状態に応じて床賃料は減免するなど、一定の配慮を行う検討をすることが必要と認識しています。」について具体的な内容を条項として頂けないでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 594 | 事業契約書 (案) | 19 | | | 第51条 | 運営業務による収入の一部は、SPCの売上として計上しない(運営企業の売上として計上し、SPCの売上は、店舗等の行政財産使用料のみとする)ことも認められると考えてよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|----|----|-------------|------------------------|---|---|
| 595 | 事業契約書 (案) | 19 | | | 第52条1項 | 事業者が損害賠償義務を負うのは事業者に帰責事由がある場合であることを明記していただけますでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 596 | 事業契約書 (案) | 19 | | | 第52条1項 | 県に帰責事由がある場合には、県が損害賠償する旨を但書として明記していただけますでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 597 | 事業契約書 (案) | 19 | | 第53条 | 保険の付保 | 4月26日質疑回答No198にもありますが、收藏品等の動産保険は不要という理解で良いでしょうか。 | 回答は後日公表します。なお、No. 185をご参照ください。 |
| 598 | 事業契約書 (案) | 19 | 15 | | 保険の付保 | 維持管理・運営業務期間中において、本施設及び展示物に関して県が付保する保険・共済等がありましたら、その補償内容等をご教示ください | 回答は後日公表します。なお、No. 185をご参照ください。 |
| 599 | 事業契約書 (案) | 19 | 14 | 第53条 第1項 | 保険の付保 | 「事業者は」とありますが、保険契約者は別紙5の通り、事業者又は開館準備企業、維持管理企業、運営企業いずれでも構わないとの理解でよろしいでしょうか | ご理解のとおりです。 あわせて、事業契約書(案)第53条を下記のとおり訂正します。 「事業者又は開館準備企業、維持管理企業、運営企業は、指定期間中、維持管理及び運営業務等を行う上で想定される損害をてん補するため別紙5に規定する保険に加入し、その保険料を負担しなければならない。」 なお、後日公表する訂正表をご参照ください。 |
| 600 | 事業契約書 (案) | 19 | 14 | 第53条 第2項 | 保険の付保 | 「一部を第三者に委託し、～」とありますが、この場合の第三者とは開館準備企業、維持管理企業又は運営企業との理解でよろしいでしょうか | ご指摘の部分における構成員とは、協力企業以外において、業務を委託する先である企業を指しております。 |
| 601 | 事業契約書 (案) | 21 | 1 | 第57条第1項 | 資金調達のための担保 権の設定について | 『事業者は、業務に関して生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、県の事前の承認を得た場合はこの限りではない。』とありますが、特別目的会社が資金調達の為に担保権を設定するにはご承諾をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 502をご参照ください。 |
| 602 | 事業契約書 (案) | 21 | | | 第57条 | 本条の「業務に関して生じる権利又は義務」は、第12条第1号が事業契約に基づく権利・義務の譲渡等を規定しているため、事業契約に基づく権利・義務以外の、業務に関して生じる権利・義務という意味でしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 603 | 事業契約書 (案) | 21 | 18 | 第59条 | 近隣対策 | 近隣対策について、現在県が想定されている内容についてご教示ください。 | 現時点では必要に応じて、町内会に対する文書による周知、隣接住民への個別の説明等を想定しております。 |
| 604 | 事業契約書 (案) | 21 | | | 第59条 | 事業者は、自らの責任及び費用負担において、維持管理及び運営業務等を実施するにあたり合理的な範囲内で近隣対策を実施する、とありますが、具体的な近隣対策の内容をご提示ください | No. 603をご参照ください。 |
| 605 | 事業契約書 (案) | 21 | | | 第59条3項 | 県が設定した条件に起因して住民の反対運動、訴訟等の対応が必要となった場合は、「本施設を設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応」に含まれるという理解で宜しいでしょうか。 | 事業契約書(案)第59条第3項記載のとおり、「第1項及び前項の規定にかかわらず、本施設を設置すること自体に関する近隣対策は県が実施するほか、当該近隣対策に起因して事業者に本事業の実施に係る増加費用又は損害が生じたときは、県がこれを負担する。また、本施設を設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は、県がその費用及び責任負担において行う。」としており、県が設定した条件全てが対象となるわけではありません。 |
| 606 | 事業契約書 (案) | 23 | | | 第66条2項 | 第9号から第13号は、いずれも指定管理者である事業者に関する事由という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|----|----|-------------|-------------|--|---|
| 607 | 事業契約書 (案) | 24 | | | 第66条5項 | ①維持管理及び運営業務等の全部又は一部の停止が第66条第2項第5号の事由に基づく場合に、事業者が生じた増加費用及び損害については、県が負担するという理解で宜しいでしょうか。 ②また、当該停止が第66条第2項第8号の事由に基づく場合についても、同様の理解で宜しいでしょうか。 | ①事業契約書(案)第66条第2項第5号で定める、県の債務不履行による契約解除の場合には、第91条第5項に定めるとおり、県は、解除により事業者が生じた損害を賠償します。 ②事業契約書(案)第66条第2項第8号で定める、県の任意による契約解除の場合には、第91条第5項に定めるとおり、県は、解除により事業者が生じた損害を賠償します。 |
| 608 | 事業契約書 (案) | 25 | 13 | 第69条 | 修繕・更新 | 「別途定める更新」の内容(意味)についてご教示ください。 | 事業者提案の修繕計画等を想定しております。 |
| 609 | 事業契約書 (案) | 25 | 14 | 第69条 第1項 | 本施設の修繕・更新 | 「別途定める更新」とはどのような内容かご教示頂けますでしょうか。 | No. 608をご参照ください。 |
| 610 | 事業契約書 (案) | 26 | 3 | | 展示物の盗難又は破損 | 本施設内とは、物理的な規制のある建物内という理解でよろしいですか。 | 事業契約書(案)「別紙1」記載のとおり、本施設とは「本契約に従い整備される鳥取県立美術館をいい、建築物、建築設備、備品、外構施設、駐車場等を含む。」としており、必ずしも屋内には限りません。 |
| 611 | 事業契約書 (案) | 26 | 5 | | 展示物の盗難または破損 | 第72条における「事業者の賠償すべき損害の額」はどのような算定根拠になりますか。損害を復旧する費用でしょうか。「格落ち」による損害も含まれますか | 事業契約書(案)第72条第1項に示す破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等による損害の額を想定しております。 |
| 612 | 事業契約書 (案) | 26 | 5 | | 展示物の盗難または破損 | 第72条において、第三者あるいは利用者による展示物の盗難または損傷があった場合の、対応はどのような整理になりますか | 当該事象が起こった場合については、個別具体的な盗難又は損傷の状況に基づいて判断される県と事業者の帰責割合に応じて賠償額が算定されることとなります。 |
| 613 | 事業契約書 (案) | 26 | 4 | | 展示物の盗難又は破損 | 責任割合に応じての当該損害の全部又は一部賠償は、事業者又は帰責企業の業務受託金額を超える事はないとの理解でよろしいですか。 | 破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等による損害の全部又は一部に対する賠償額は、個別具体的な損害が発生した際に算定されるものであり、必ずしも事業者のサービス対価もしくは事業者から業務の一部を事業者から直接受託し、又は請負う企業の業務受託金額の範囲内であるとは限りません。 |
| 614 | 事業契約書 (案) | 26 | | | 第74条 | 事業者が損害賠償額を負担するのは、事業者に帰責事由がある場合であることを明記していただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 615 | 事業契約書 (案) | 27 | 4 | 第75条 第3項 | サービス対価の支払い | 「第15条の業務報告書～」は、「第14条の業務報告書～」の誤りでしょうか、 | 事業契約書(案)第75条第3項を以下のとおり訂正します。 「3 第14条の業務報告書又は第60条の評価票に虚偽の記載があることが判明した場合には、事業者は、当該虚偽記載がなければ県が前項の規定によりサービス対価を減額することができた額について、県に返還しなければならない。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 616 | 事業契約書 (案) | 27 | 10 | 第76条 第1項 | サービス対価の変更等 | 「特別の理由があるとき」とありますが、現時点で想定しているものがあればご教示下さい。 | 現時点で特別に想定しているものはございません。 |
| 617 | 事業契約書 (案) | 27 | 15 | 第76条 第3項 | サービス対価の変更等 | 「協議開始から30日以内に協議が調わない場合には、県が定め、事業者へ通知する。」とありますが、一方的過ぎると考えます。協議を重ねることを原則とし、協議期間の延長及び最終的に県が定める場合を限定していただきたい。 修正案：ただし、事業者が合理的な理由なしに誠実な協議に応じず、協議開始から1年を経過しても協議が調わない場合には、県が定め、事業者へ通知する。 | 事業契約書(案)第76条第3項は、サービス対価の増額又は県による費用負担の増加が問題となるようなケースを念頭に置いており、そのような場合における増額を生じさせないための要求水準の変更であれば、事業者の負担が必ずしも重くなるような変更を想定しているものではないと理解しております。このため、原案のとおりとします。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|----|----|--------------------|----------------------|---|--|
| 618 | 事業契約書 (案) | 28 | 18 | 第80条 第1項 第2号 | 事業者の債務不履行 による契約解除 | 「基本協定書第8条第6項」とありますが、「基本協定書第10条第6項」の誤りでしょうか | 事業契約書(案)第80条第1項第2号を以下のとおり訂正します。 「(2) 事業者又は構成員若しくは協力企業が本事業又は本事業に係る入札手続に関して、重大な法令の違反(基本協定書第10条第6項に規定するものを含む。)をしたとき。」 なお、訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 619 | 事業契約書 (案) | 28 | | | 第80条1項3号 | 「法令等」を、定義語である「法令」としていただけますでしょうか。 | 事業契約書(案)第80条第1項第3号を以下のとおり訂正します。 「(3) 事業者がこの契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令の違反をしたとき。」 なお、訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 620 | 事業契約書 (案) | 28 | 19 | 第80条 第1項 第4号 | 事業者の債務不履行 による契約解除 | 基本協定書違反のうち、構成員又は協力企業が本事業以外の独禁法違反に抵触した場合に事業契約を解除されることは、事業期間に亘り当該リスクを負うことになり過分の負担と考えます。事業契約締結後の独禁法違反による契約解除は、本事業の入札に関する独禁法違反に限られるとの理解でよろしいでしょうか。 | 基本協定書(案)第10条第6項については、No.514に示す訂正をご参照ください。 |
| 621 | 事業契約書 (案) | 28 | | | 第80条1項4号 | 他の事由と同様、重大な違反としていただけますでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 622 | 事業契約書 (案) | 28 | | | 第80条1項6号 | 第104条は県の秘密保持義務も定めているため、本号は事業者の秘密保持義務を意味することを明確にいただけますでしょうか。 | 事業契約書(案)第80条第1項第6号を以下のとおり訂正します。 「(6) 事業者が負うべき第104条の秘密保持義務又は第105条の個人情報保護義務に重大な違反があったとき。」 なお、訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 623 | 事業契約書 (案) | 31 | 5 | 第86条 第2項 | 県の任意による契約 解除 | 「・・・解除に伴う県からの支払等については、第89条又は第89条の規定に従う。」の文章の「第89条又は第89条」は誤記だと思われ ますが、「第89条又は第90条」という理解でよろしいでしょうか。 | 事業契約書(案)第86条第2項を以下のとおり訂正します。 「2 前項の規定により本契約が解除された場合の本施設又はその出来形部分の帰属及び解除に伴う県からの支払等については、第89条又は第90条の規定に従う。」 なお、訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 624 | 事業契約書 (案) | 31 | 23 | 第88条 第3項 | 事業終了に際しての 処置 | 事業者は、リースにより調達した什器備品については所有権を有していないため、事業終了の際、県に譲渡することはできないと考えられますが、どのようにお考えでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 625 | 事業契約書 (案) | 32 | 30 | 第90条第3項 | 契約解除時の分割払 いについて | 契約解除時に買受代金を分割払いで支払う場合の金利について 『(1) 本契約が第80条又は第82条により解除されたときは、事業者の設計・建設業務に係る当初借入として県が認めるもの(構成員による劣後融資を除く。)に付された金利(当該当初借入の金利が借入当初の条件に従って見直されたときは見直し後の金利)と同等の利率』とありますが、本施設の引き渡し及び必要な資金調達も行われている状況におきましては、事業者の借入に係る金利ではなく、別紙3に記載の支払い方法と同様の方法でお支払いいただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 626 | 事業契約書 (案) | 32 | 6 | 第89条第1項 | 本施設の引渡し前の 解除 | 「県は、本施設の出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来高に相当する金額の買受代金を支払い、その所有権を取得する。」とありますが、設計や工事監理費及びSPCに発生済の経費も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|----|----|--------------------|-----------|---|------------------|
| 627 | 事業契約書 (案) | 33 | 16 | 第91条第1項 | 損害賠償、違約金等 | <p>違約金額について、「(1)本契約が第41条第1項に基づく本施設の引渡しの前に解除されたときは、サービス対価の10分の1に相当する金額(2)本契約が第41条第1項に基づく本施設の引渡し後に解除されたときは、当該解除が生じた事業年度のサービス対価(供用開始後に解除された場合は、次年度におけるサービス対価)の100分の10に相当する額」とありますが、これは、内閣府が公表するガイドラインや国交省が公表する契約事例で留意が必要とされている金額と異なり、違約金の額が極めて大きく設定されているため、事業者への過大な負担となり、事業者が調達する融資の範囲を狭めたり、更にはリスクとして取りきれないとなることも懸念されることから、違約金の額の見直し余地がないかご検討頂きたくお願い致します。</p> <p>内閣府が公表する「契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー」の5-5違約金3.違約金の支払い額によれば、施設の完工前は、建設工事費相当の対価の額の100分の10(場合によっては100分の20)、施設の完工後は、残存契約期間に対応する維持・管理費及び運営費の相当の対価の100分の10(場合によっては100分の20)に相当する額、解除された事業年度1年間分の維持・管理費及び運営費相当の対価の100分の10(場合によっては100分の20)に相当する額等、と示されており、違約金の額が過大な場合には選定事業の資金調達費用が高まり、これが契約金額に転嫁される結果ともなり得ること等にも留意して、適正な額を設定する必要があることに留意が必要とされています。また、国交省が公表する「PFI事業における契約書例」第67条(乙の債務不履行等による契約の終了)でも、同様の計算式が示されており、絶対額としての違約金の額があまりにも巨額でリスクとして取りきれない額とならないように設定する必要がある、とされています。</p> <p>弊機構は平成25年に設立されて以来、30件以上のPFI事業を支援決定して参りましたが、それら全ての事業において、違約金の額は、内閣府が公表するガイドラインや国交省が公表する契約事例で示されたものの範囲内に設定されており、施設の完工前の違約金の額は、本事業契約書(案)のように、サービス対価(設計・建設、開業準備、維持管理・運営の対価の総額)10%相当額(本契約締結時点の額)、と規定されたものではありません。また、施設の完工後の違約金の額についても、当該解除が生じた事業年度のサービス対価(設計・建設、開業準備、維持管理・運営の対価の総額)10%相当額(本契約締結時点の額)と規定されたものではありません。</p> | 回答は後日公表します。 |
| 628 | 事業契約書 (案) | 33 | | | 第91条 | <p>サービス対価の10分の1、100分の1、と分けて記載されていますが、違いがあるのでしょうか。分けた意図、理由をご教示ください</p> | No. 627をご参照ください。 |
| 629 | 事業契約書 (案) | 33 | | | 第91条 | <p>本契約が第80条第2項により解除されたときは、本条第7項の違約金が課されるのであるから、本条第1項の違約金は課されないという理解で宜しいでしょうか。</p> | 回答は後日公表します。 |
| 630 | 事業契約書 (案) | 33 | 18 | 第91条1項 1号 | 損害賠償、違約金等 | <p>本施設の引渡しの前に解除されたときの違約金は、「サービス対価の10分の1」とありますが、ここで言うサービス対価とは、第91条1項(2)から類推するに設計・建設の対価(割賦金利を除く、消費税を含む)に相当する金額と理解してよろしいでしょうか。</p> | No. 627をご参照ください。 |
| 631 | 事業契約書 (案) | 33 | 18 | 第91条 第1項 (1) | 損害賠償、違約金等 | <p>念のため確認ですが、本施設の引渡し前に解除されたときは、設計・建設業務のサービス対価の10分の1という理解でよろしいでしょうか。</p> | No. 627をご参照ください。 |
| 632 | 事業契約書 (案) | 33 | 18 | 第91条 第1項 第1号 | 損害賠償、違約金等 | <p>ここで言うサービス対価とは、別紙3のサービス対価の構成の表の項目の設計・建設の対価を指すとの理解でよろしいでしょうか。</p> | No. 627をご参照ください。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|----|----|---------------------|--------------------|--|--|
| 633 | 事業契約書 (案) | 33 | 18 | 第91条第1項 (1) | 違約金の対象について | 違約金について『本契約が第41条第1項に基づく本施設の引渡しの前に解除されたときは、サービス対価の10分の1に相当する金額』とありますが、このサービス対価には維持管理・運営の対価は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 627をご参照ください。 |
| 634 | 事業契約書 (案) | 33 | 20 | 第91条第1項 (2) | 違約金の対象について | 違約金について『本契約が第41条第1項に基づく本施設の引渡し後に解除されたときは、当該解除が生じた事業年度のサービス対価(供用開始後に解除された場合は、次年度におけるサービス対価)の100分の10に相当する額』とありますが、このサービス対価は維持管理・運営の対価に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 627をご参照ください。 |
| 635 | 事業契約書 (案) | 33 | 20 | 第91条 第1項 第2号 | 損害賠償、違約金等 | ここで言うサービス対価とは、別紙3のサービス対価の構成の表の項目の維持管理・運営の対価を示すとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 627をご参照ください。 |
| 636 | 事業契約書 (案) | 33 | 23 | 第91条 第2項 | 損害賠償、違約金等 | 違約金以上の損害について、事業者が賠償するのであれば、損害が発生したその都度、発注者が相当額を請求すれば足りるものと考えますので、予め違約金を定めることは不要ではないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 637 | 事業契約書 (案) | 33 | 29 | 第91条 第4項 | 損害賠償、違約金等 | 「・・・当該違約金又は阻害賠償に係る・・・」の文章の「阻害賠償」は誤記だと思われますので、「損害賠償」という理解でよろしいでしょうか。 | 事業契約書(案)第91条第4項を以下のとおり訂正します。 「4 県は、第1項の違約金又は第2項の損害賠償が支払われないときは、前二条により県が事業者を支払うべき金額に係る債権と当該違約金又は損害賠償に係る債権とを対等額で相殺できるものとする。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 638 | 事業契約書 (案) | 33 | 33 | 第91条第6項 | 損害賠償、違約金等 | 「第84条又は第85条により本契約が解除されたとき、県は、事業者が本事業を終了するために要する費用があるときは、これを負担する。」とありますが、本事業を終了するために要する費用とは、設計や工事監理費及びSPCに発生する経費や金融機関等に対するプレイクファンディングコスト等を含むとの理解でよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 639 | 事業契約書 (案) | 33 | 35 | 第91条 第1項 第7号 | 損害賠償、違約金等 | 「県が本契約を解除するか否かにかかわらず、県は違約金を課すことが出来る」とありますが、第91条第1項では、契約を解除した場合に違約金を課すとなっています。契約が解除された場合、違約金は二重に課されないとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 629をご参照ください。 |
| 640 | 事業契約書 (案) | 33 | 18 | 第91条 第1項 (1)号 | 違約金等 | 事業者事由による本施設引渡し前の契約解除の際の違約金が「サービス対価の10分の1」となっておりますが、施設整備期間中の違約金と史料します。割賦金利を除き消費税等を含む設計・建設の対価の額の10分の1との理解でよろしいでしょうか。 | No. 627をご参照ください。 |
| 641 | 事業契約書 (案) | 34 | | | 第93条1項1号 | 本号は指定管理者に関する法令の変更を含んでいるという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 642 | 事業契約書 (案) | 34 | | | 第93条1項3号 | 県が支払うサービス対価に係る変更は、本号(第3号)に該当するという理解で宜しいでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 643 | 事業契約書 (案) | 35 | 16 | 第95条 | 不可抗力による増加費用・損害の取扱い | 実施方針別紙2のリスク分担表(案)によれば、所蔵品、寄託品及び他館から借用した展示品に対する不可抗力の負担は県となっています。事業契約書(案)では不可抗力による所蔵品、寄託品及び借用した展示品の損害は県が負担すると明示がありませんが、第95条で民間が負担する増加費用及び損害には所蔵品、寄託品及び借用した展示品に関する増加費用及び損害は含まれないことをご確認ください。 | 回答は後日公表します。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|----|----|---------------------|--------------------------------|--|--|
| 644 | 事業契約書 (案) | 35 | 20 | 第95条 第1項 (1)号 | 不可抗力による増加 費用・損害の取扱い | 本施設引渡し前の不可抗力による増加費用および損害の負担割合について、「サービス対価の100分の1に至るまでは事業者が負担」するとなっておりますが、施設整備期間中の不可抗力のリスクについての負担割合を定めた条文になりますので、割賦金利を除き消費税等を含む設計・建設の対価の額の100分の1との理解でよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。なお、No. 589をご参照ください。 |
| 645 | 事業契約書 (案) | 35 | 20 | 第95条 (1) | 不可抗力による増加 費用・損害の取扱い | サービス対価の100分の1との表現がありますが、ここで言うサービス対価とは設計・建設の対価という意味でよろしいでしょうか。 | No. 644をご参照ください。 |
| 646 | 事業契約書 (案) | 35 | 19 | 第95条 (1) | 不可抗力による増加 費用・損害の取扱い | 念のため確認ですが、設計・建設業務のサービス対価の100分の1に至るまでは事業者負担という理解でよろしいでしょうか。 | No. 644をご参照ください。 |
| 647 | 事業契約書 (案) | 35 | 18 | 第95条 第1項 第1号 | 不可抗力による増加 費用・損害の扱い | ここで言うサービス対価とは、別紙3のサービス対価の構成の表の項目の設計・建設の対価を指すとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 644をご参照ください。 |
| 648 | 事業契約書 (案) | 35 | 24 | 第95条 第1項 第2号 | 不可抗力による増加 費用・損害の扱い | ここで言うサービス対価とは、別紙3のサービス対価の構成の表の項目の維持管理・運営の対価を示すとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 644をご参照ください。 |
| 649 | 事業契約書 (案) | 35 | 25 | 第95条第1項 (2) | 不可抗力による増加 費用・損害の取扱い について | 「当該不可抗力が発生した事業年度の前年度のサービス対価(引渡し後初年度の場合は、本施設の供用開始後2年度目の維持管理及び運営業務の対価の合計)の100分の1に至るまでは事業者が負担」とありますが、このサービス対価は維持管理・運営の対価に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 644をご参照ください。 |
| 650 | 事業契約書 (案) | 36 | 11 | 第96条 第4項 | 第三者による本施設 の損害 | 第三者と利用者は明確に区分できないものと思慮いたします。利用者によって生じた損害も県負担としていただき、事業者の負担となるものは、事業者の善管注意義務若しくは管理義務の違反による場合に限定いただきたい。 | 原案のとおりとします。なお、第三者とは、事業契約の当事者以外の者をいい、利用者とは本施設の利用者(利用料金を支払い、または利用料金の免除を受けて本施設を利用する者)を指します。 |
| 651 | 事業契約書 (案) | 36 | | | 第96条1項 | ①本施設の所有権が県に移転した後に本施設に損害が発生した場合は、損害賠償請求権を有するのは県であって、事業者ではございません。事業者が他人の有する損害賠償請求権を当該他人に代わって請求するとなると、弁護士法72条違反の問題が生じると思われま。どこまでが弁護士法72条に違反せず、どこからが72条に違反するのかを明確に判断することも困難と思われま。本施設が県に引き渡される前は、通常は保険で填補され、保険金が支払われた後は保険会社が第三者に対する損害賠償請求権を代位することになると思われま。したがって、第96条全体を修正して、県に所有権が移転する前の本施設に第三者がその責めに帰すべき事由により本施設に損害を及ぼした場合に、事業者は一定の事項を県に通知する義務等を負う規定としていただけませんか。 | 回答は後日公表します。 |
| 652 | 事業契約書 (案) | 36 | | | 第96条1項 | 第三者の責めに帰すべき事由は「不可抗力」に含まれると理解しておりますところ、第三者の責めに帰すべき事由により本施設に損害が生じた場合において、事業者に本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生したときは、第95条に従って県に当該増加費用及び損害を負担していただけるという理解で宜しいでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 653 | 事業契約書 (案) | 36 | | | 第96条4項 | 利用者によって本施設の損害が生じた場合に、その損害が事業者の善管注意義務又は管理義務の違反により生じたものでない限り、事業者は県に請求できないとする理由はございませんので、「本施設の損害が利用者によって生じたものであるとき、又は」は削除していただけますでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 654 | 事業契約書 (案) | 37 | 5 | 98条 1項 | 著作権の侵害の防止 | 第三者の著作権を侵害しない旨の保証が求められていますが、登録制度のない著作権を全て認識することは困難なため、「事業者の知る限りにおいて」などの限定はできませんでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|-------|----|--------------|------------|--|---|
| 655 | 事業契約書 (案) | 37 | 23 | 第100条2項 | 公租公課の負担 | 「・・・を除き、一切租税を負担しない」とありますが、第93条1項(4)にある通り「PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る税制上の措置の変更」も貴県にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 事業契約書(案)第93条第1項に定めるとおり、事業者の逸失利益に係る増加費用及び損害、及び任意事業の実施に係る損害及び増加費用を除き、PFI法に基づき実施される公共施設等の整備等に係る税制上の措置の変更が生じ、事業者に本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生した場合においては、県が当該増加費用及び損害を負担します。 |
| 656 | 事業契約書 (案) | 37 | 26 | 第101条 | 情報の開示等 | 開示するとの判断に至った場合においても、開示前には事業者との協議が行われ、開示情報につきましては、事業者のノウハウや営業秘密、知的財産は保護されるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりであり、事業契約書(案)第101条により開示する場合であっても、事業者のノウハウや営業秘密、知的財産権等に対する配慮を行います。 |
| 657 | 事業契約書 (案) | 37 | | | 第101条 | 県は、事業者が業務要求水準書に基づき提出し、又はその他本事業に関して県に提出した書類に記録された情報について、情報公開条例その他の法令の規定の定めるところにより開示することができる、とありますが、開示前に事業者に事前の確認の機会を設ける、との理解で宜しいでしょうか | No. 656をご参照ください。 |
| 658 | 事業契約書 (案) | 38 | 9 | 103条 | 遅延損害金 | 誤記()がございます。 | 事業契約書(案)第103条を以下のとおり訂正します。 「第103条 県又は事業者が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、会計規則第120条の規定により計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 659 | 事業契約書 (案) | 38 | 9 | 第103条第1項 | 遅延損害金 | 「・・・規定により計算した_」額の遅延利息を・・・の文章の「_」は誤記だと思われまので、御修正いただけないでしょうか。 | No. 658をご参照ください。 |
| 660 | 事業契約書 (案) | 38 | 9 | 第103条 | 遅延損害金 | ”_”の記載が削除漏れと思われま。 | No. 658をご参照ください。 |
| 661 | 事業契約書 (案) | 38 | | | 第103条 | _は誤植ではないでしょうか。 | No. 658をご参照ください。 |
| 662 | 事業契約書 (案) | 38、39 | 33 | 第104条第6項、第7項 | 秘密保持 | 誓約書の県への提出は実務的に事務負担が大きいのと思慮いたします。守秘義務を負わせる義務のみとしていただきたい。 | 秘密情報の守秘義務の重要性の観点から、原案のとおりとします。 |
| 663 | 事業契約書 (案) | 41 | 21 | 別紙1 | 定義集 | 9 運營業務費の説明において、維持管理業務という記載は運營業務の間違ひと思われま。 | 事業契約書(案)「別紙1 9 運營業務費」の定義を以下のとおり訂正します。 「県が事業者に支払うサービス対価のうち、本施設の運營業務の実施による対価をいい、別紙3において「運營業務費」と規定されたものをいう。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 664 | 事業契約書 (案) | 41 | | | 別紙1 定義集 | 9の運營業務費に、別紙3において「維持管理業務費」と規定されたものをいう、と記載がありますが、間違ひではないでしょうか | No. 663をご参照ください。 |
| 665 | 事業契約書 (案) | 41 | | | 別紙1 定義集 | 11に開館準備企業、12に開館準備業務の定義の記載がありますが、開業準備費の定義がございませんので、追加をお願いします | 回答は後日公表します。 |
| 666 | 事業契約書 (案) | 42 | | 別紙1 | 22協力企業 | 「事業者を構成する法人」とありますが、「落札者を構成する法人」の誤りではないでしょうか。 | 事業契約書(案)「別紙1 22 協力企業」の定義を以下のとおり訂正します。 「落札者を構成する法人で、業務の一部を事業者から直接受託し、又は請負うもの(構成員に該当するものを除く。)をいう。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |

| | | | | | | |
|-----|--------------|-----------|----|-----------------|--|--|
| 667 | 事業契約書 (案) | 41 | | 別紙1 定義集 | 25の建設業務、に、業務要求水準書「Ⅲ. 6. (3)」において規定される工事監理業務をいう、と記載がありますが、間違いではないでしょうか | 事業契約書(案)「別紙1 25 建設業務」の定義を以下のとおり訂正します。 「落札者を構成する法人で、業務の一部を事業者から直接受託し、又は請負うもの(構成員に該当するものを除く。)をいう。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 668 | 事業契約書 (案) | 42 | | 別紙1 25建設業務 | 「Ⅲ.6(3)において規定される工事監理業務」とありますが、「Ⅲ.6(4)において規定される建設業務」の誤りではないでしょうか。 | No.667をご参照ください。 |
| 669 | 事業契約書 (案) | 41 | | 別紙1 定義集 | 30の下請負者に、本事業の実施に伴う各業務の一部を、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業から請け負う者をいう、と記載がありますが、開業準備企業が含まれておりませんので、追加が必要と考えますがいかがでしょうか | 事業契約書(案)「別紙1 30 下請負者」の定義を以下のとおり訂正します。 「本事業の実施に伴う各業務の一部を、設計企業、建設企業、工事監理企業、開館準備企業、維持管理企業及び運営企業から請け負う者をいう。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 670 | 事業契約書 (案) | 別紙1 43 | 33 | 出資者誓約書 | 衆議院に誓約書を提出することとなっていますが、間違いはないでしょうか | 事業契約書(案)「別紙1 33 出資者誓約書」の定義を以下のとおり訂正します。 「株主のうち基本協定の当事者である者が県に提出する誓約書をいい、基本協定別紙1に定める様式によるものとする。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 671 | 事業契約書 (案) | 43 | | 別紙1 30下請負者 | 開館準備企業から請け負う者も含むとの理解でよろしいでしょうか。 | No.670をご参照ください。 |
| 672 | 事業契約書 (案) | 43 | | 別紙1 33出資者誓約書 | 「衆議院」とありますが、「県」の誤りでしょうか。 | No.670をご参照ください。 |
| 673 | 事業契約書 (案) | 43 | | 別紙1 定義集 | 33に出資者誓約書を「衆議院に提出」とありますが、間違いではないでしょうか。 | No.670をご参照ください。 |
| 674 | 事業契約書 (案) | 43 | | 別紙1 41設置条例等 | 「その他の法令」とありますが、具体的にどの法令を指しますでしょうか。 また、設置条例等に本契約は含まれるのでしょうか | 法令の定義については、事業契約書(案)「別紙1 53 法令」をご参照ください。なお、「別紙1 41 設置条例等」の定義を以下のとおり訂正します。 「設置条例、手続条例及びその他の法令並びに本契約を総称していう。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 675 | 事業契約書 (案) | 43 | | 別紙1 定義集 | 44の提案書類には、重点対話で提出した資料(様式5)も含まれるのでしょうか。重点対話時点の資料は確約できる内容ではないので除外すべきと存じますが、いかがでしょうか。 | ご指摘を受け、事業契約書(案)「別紙1 44 提案書類」を以下のとおり訂正します。 「落札者が入札手続において県に提出した提案書、県からの質問に対する回答書その他落札者が本契約締結までに提出した一切の書類(ただし、「重点対話のための書類(様式5)」を除く。)をいう。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|-----------|----|-----|-------------------|--|--|
| 676 | 事業契約書 (案) | 別紙1 44 | 51 | | 不可抗力 | 「不可抗力」とは、以下を以下のように記載できないでしょうか。 一、天災、落雷、火災、爆発、噴火、洪水、地震、突風、竜巻、台風、大雨、大雪、雹、津波、液状化、高潮、濃霧、異常気温（熱波・寒波）、鳥獣害、土砂崩れ、地滑り、地中障害物の発見など地盤に起因する事象、戦争（宣戦の布告の有無を問わない。）、テロ、暴動、近隣の反対活動、土地が元来保有する地中成分、盗難・略奪、デモ行為、労働争議、外出禁止令発布、経済封鎖、革命、国内動乱、海賊被害、沈没、座礁、衝突、港湾封鎖、輸出禁止又はこれらに類する自然的又は人為的な現象も含まれるがこれに限られないものとする。） | 原案のとおりとします。 |
| 677 | 事業契約書 (案) | 44 | | 別紙1 | 54法令変更 | 「法令等」の定義をお願いします。 | 事業契約書（案）「別紙1 54 法令変更」を以下のとおり訂正します。 「本契約締結後の法令の新設、改正及び廃止をいう。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 678 | 事業契約書 (案) | 44 | | | 別紙1 定義集 | 54の「法令等」を、定義語である「法令」としていただけますでしょうか。 | No. 678をご参照ください。 |
| 679 | 事業契約書 (案) | 44 | | 別紙1 | 56本件工事 | 解体工事や改修工事が含まれますでしょうか | 美術館整備に際しては着工までに解体工事や改修工事は想定していません。 |
| 680 | 事業契約書 (案) | 46 | 6 | 別紙2 | 事業日程 | (3) 完成引渡しを期限より前倒しすることにより、維持管理業務費が発生します。引渡を前倒しすることを前提に提案した場合、価格競争上不利に働くと考えますが、その理解でよろしいでしょうか | No. 9をご参照ください。 |
| 681 | 事業契約書 (案) | 46 | 6 | 別紙2 | 事業日程 | (4) 供用開始を令和6年4月からと提案した場合、令和7年3月からと提案した場合と比較し、維持管理・運営業務費が発生・増加します。より早く供用開始することを前提に提案した場合、価格競争上不利に働くと考えますが、その理解でよろしいでしょうか | No. 9をご参照ください。 |
| 682 | 事業契約書 (案) | 46 | | | 別紙2 事業概要書 | 「開館（供用開始日）は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする」とありますが、令和7年4月●日までとすべきではないでしょうか。仮に開館（供用開始日）を令和7年3月31日とした場合、運営業務開始日にも違和感が残ります。 | No. 9をご参照ください。 |
| 683 | 事業契約書 (案) | 46 | | | 別紙2 事業概要書 | 「開館（供用開始日）は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする」とありますが、想定している開館日をご教示願います。枯らし運転等の期間をどの程度想定しているか等、情報が足りないように感じます。 | No. 9をご参照ください。 |
| 684 | 事業契約書 (案) | 46 | | | 別紙2 事業概要書 | 「開館（供用開始日）は、令和7年4月1日、は不可能で、あくまで、令和6年4月1日から令和7年3月31日までであり、開館（供用開始日）の最遅日は令和7年3月31日、との理解で宜しいでしょうか | No. 9をご参照ください。 |
| 685 | 事業契約書 (案) | 46 | | | 別紙2 事業概要書 | 令和7年4月1日を供用開始日とすることは許容されないのでしょうか。 | No. 9をご参照ください。 |
| 686 | 事業契約書 (案) | 47 | 1 | 別紙3 | サービス対価 | 設計・建設の対価に「サービス施設の内装費用も含まれる。」とありますが、什器・備品も含まれるとの理解でよろしいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 687 | 事業契約書 (案) | 47 | 14 | 別紙3 | サービス対価の算出方法及び支払方法 | サービス施設の内装費用も上記に含まれるとありますが、サービス施設の定義をご教示ください。レストラン・カフェ、ショップも含まれるという理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、No. 93をご参照ください。後段については、ご理解のとおりです。 |
| 688 | 事業契約書 (案) | 47 | | 別紙3 | サービス施設の内装 | 「サービス施設の内装費用も上記に含まれる」とありますが、サービス対価にはミュージアムショップ、飲食施設の内装・厨房機器・備品が含まれる理解で良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|----|----|------------------------|------------------------------|---|---|
| 689 | 事業契約書 (案) | 47 | 16 | 別紙3 1. | サービス対価の構成 開館準備、維持管理・運営の対価 | 「開館準備の対価」、「維持管理・運營業務の対価」の「構成される費用の内容」として、光熱水費及び燃料費が明示されていませんが、光熱水費及び燃料費は当該対価には含まれないのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 690 | 事業契約書 (案) | 47 | | 別紙3 | サービス対価の算出 方法及び支払方法 | 光熱水費についての記載がありませんが、サービス対価に含まれないのでしょうか。 | No. 689をご参照ください。 |
| 691 | 事業契約書 (案) | 48 | | 別紙3 | サービス対価の算出 方法 | 運營業務費の「構成される費用の内容」に光熱水費及び燃料費は含まれていないように見受けられますが、サービス対価対象ではなく、県の負担で支払われるということでしょうか。 | No. 689をご参照ください。 |
| 692 | 事業契約書 (案) | 47 | | 別紙3 | サービス対価の算出 方法及び支払方法 | 引渡し後の特別目的会社の運営費について記載がありませんが記載漏れという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 693 | 事業契約書 (案) | 47 | | 別紙3 サービス対価の構成 | | ※サービス施設の内装費用も上記に含まれる、とありますが、レストランとショップの内装費用が含まれる、との理解で宜しいでしょうか。 | No. 688をご参照ください。 |
| 694 | 事業契約書 (案) | 47 | | 別紙3 サービス対価の構成 | | 開業準備費の費用の内容に、経営戦略会議への参画についての記載がありませんが、各々の業務に要する費用の中に含まれる、との理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 695 | 事業契約書 (案) | 48 | | 別紙3 | サービス対価 2. (1) ①一括支払い分 | 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）にかかる補助金相当額について、現時点で想定している金額を、参考までにご教示いただけないでしょうか。 | 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）にかかる補助金相当額については、No. 100を参照して積算してください。 |
| 696 | 事業契約書 (案) | 48 | | 別紙3 | サービス対価 2. (1) ②割賦元本及び割賦金利 | 元本総額は、一括支払い分の予定額が増減した場合、同額を増減して調整がなされるとの理解でよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 697 | 事業契約書 (案) | 48 | | 別紙3 | サービス対価 2. (1) ②割賦元本及び割賦金利 | 仮に、令和5年12月に完成引渡しがなされ、同月に請求書を発行した場合、令和6年1月に初回の割賦支払があり、第二回目は令和6年4月、15回目（最終回）は令和19年4月に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 698 | 事業契約書 (案) | 48 | | 別紙3 | サービス対価の算出 方法及び支払方法 | 施設整備の対価の一括支払い分の計算式に記載されている「共用部分」が具体的に施設のどの部分を指すのかかわればご教示頂けますでしょうか。 | 現時点の想定では、業務要求水準書「別添資料1 各室諸元表」の共用・事務エリア（ただし、エントランスホールについては、「賑わい交流施設」となります。）を想定しています。 |
| 699 | 事業契約書 (案) | 48 | 17 | 別紙3 2 (1) | 賑わい交流施設整備 費 | 補助金により「賑わい交流施設」の施設整備費の40%が一括払いとされています。業務要求水準書P. 19で「賑わい交流施設」が、「県民ギャラリー」「ホール・レクチャールーム」「ワークショップルーム・スタジオ」「キッズルーム」「エントランスホール」であると示されています。これらの施設整備費は本施設の延床面積に対する面積比で按分して計算するという理解でよろしいでしょうか。 | 賑わい交流施設部分の内部仕上材料（設備も含む）は、個別に数量算出を行ってください。構造躯体や、ダクト、配管など、施設の部分によって明確に数量を分割できないものは面積按分となりますが、詳細は事業者決定後、設計段階で協議を行うものとします。 |
| 700 | 事業契約書 (案) | 48 | | 別紙3 サービス対価の構成 | | 賑わい交流施設、とありますが、何を指すのか、具体的にお示ください | 業務要求水準書「Ⅲ. 3. (2) ③ b. ア.」に示すとおり、本施設のうち「県民ギャラリー」「ホール・レクチャールーム」「ワークショップルーム・スタジオ」「キッズルーム」「エントランスホール」を指します。 |
| 701 | 事業契約書 (案) | 48 | | 別紙3 サービス対価の構成 | | 賑わい交流施設及び共用部分、とありますが、共用部分がどこを指すのか、具体的にお示ください | No. 698をご参照ください。 |
| 702 | 事業契約書 (案) | 48 | | 別紙3 サービス対価の算出 方法 | | 「賑わい交流施設」とは、本施設を指すものと考えてよろしいでしょうか。また、別紙1の定義集に加えていただくようお願い致します。 | No. 700をご参照ください。 また、ご指摘を受け、当該施設を以下のとおり、事業契約書（案）「別紙1」の定義集に「賑わい交流施設」の定義を追加します。 「賑わい交流施設とは、本施設のうち、県民ギャラリー、ホール・レクチャールーム、ワークショップルーム・スタジオ、キッズルーム、エントランスホール、をいう。」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |

| | | | | | | |
|-----|--------------|----|----|---|--|--|
| 703 | 事業契約書 (案) | 48 | | 別紙3 サービス対価の算出 方法 | ・賑わい交流施設整備費（山留等を含む）とありますが、（）の記載は、全ての仮設費を含み、除外される整備費項目はないものと考えてよろしいでしょうか。 | 回答は後日公表します。 |
| 704 | 事業契約書 (案) | 48 | 25 | 別紙3 2. (1) ② | 割賦元本と割賦金利 平成30年の税制改正により長期割賦販売による延払基準が廃止され、施設整備費に係る消費税還付が受けられなくなりました。このため、事業者は税込みの施設整備費相当額を長期ローンで調達する必要があります。割賦利息は税抜きの割賦元本に対して割賦金利を乗じて算出することがPFI事業では通例になっておりましたが、上記の資金調達をご考慮いただき、税込みの割賦元本に対して割賦金利を乗じて割賦利息を算出することもお認めいただけますようお願いいたします。 これをお認め頂けない場合、資金調達が消費税相当分だけ割賦元本より大きくなり、基準金利が上昇すると、事業者が負担する借入利息が受領する割賦利息を上回ることとなり、事業計画に悪影響を及ぼす可能性がありますので、ご検討をお願いします。 また、消費税部分に金利を付すことをお認め頂ける場合、割賦元本と消費税部分を含めて元利均等計算とするか、割賦元本と消費税部分を分けてそれぞれで元利均等計算とするか明示いただけますようお願いいたします。 | 平成30年度の税制改正に伴い、ご指摘の点を想定して事業費を算出しております。また、金利計算については元利均等計算を行っておりますが、サービス対価の均等払いを前提として、元金均等計算をご提案いただくことを妨げるものではありません。 |
| 705 | 事業契約書 (案) | 48 | | 別紙3 サービス対価の構成 | 構内緑化、とありますが、具体的にお示してください | 植栽等が想定されますが、基本計画を踏まえたうえでご提案に委ねます。 |
| 706 | 事業契約書 (案) | 48 | | 別紙3 サービス対価の構成 | 屋外掲示板等、とありますが、等について具体的にお示してください | 回答は後日公表します。 |
| 707 | 事業契約書 (案) | 48 | | 別紙3 サービス対価の算出 方法 | 事業計画作成費とは、つまり基本設計費という理解でよろしいでしょうか。本施設のうち、賑わい交流施設に含まれない施設があるのでしょうか。 | 事業計画作成費の対象については、交付要綱によれば以下の経費が考えられますが、個別具体的内容については、設計図面等を基に国土交通省に確認する必要があります。 ①地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用 ②地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用 ③地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用 ④対象施設の基本設計に要する費用。ただし、標準的な仕様による建築工事費（奢侈な装飾、特殊な材料又はぜいたくな設備を使用しない工事に要する費用をいう。）に表13-(4)-1の基本設計料率を乗じて得た額を限度とする。 ⑤公園、広場、緑地、駐車場等特別に設計を要する場合について、建築敷地の設計に要する費用 ⑥資金計画作成に要する費用 なお、本施設のすべてが賑わい交流施設となるわけではありません。詳細についてはNo. 700をご参照ください。 |
| 708 | 事業契約書 (案) | 49 | | 別紙3 サービス対価 2. (1) ②割賦元本 及び割賦金利 | 基準金利の決定日が本施設の引渡日の6か月前となっていますが、事業者の資金調達において引渡日以降に適用される基準金利は原則として引渡日の2営業日前の基準金利となることが想定されます。その場合、約6か月間の金利変動リスクを事業者が負うことになり、その対応として提案スプレッドに上乘せ反映することとなり、県にとってもデメリットになると思慮いたします。当該金利変動リスクは、公共側（県）で負担いただくことがリスク分担として適当と考えます。基準金利の決定時期は、引渡日の2営業日前とするよう再考お願いいたします。 | 原案のとおりとしますが、県における追加予算の計上期間を確保するための設定であることから、重点対話を通じて相互の理解を深めていく方針です。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|----|---|-----------------|-----------------------------------|--|---|
| 709 | 事業契約書 (案) | 49 | | 別紙3 | サービス対価 2. (1) ②割賦元本 及び割賦金利 | 基準金利の決定日が本施設の引渡日の6か月前となっていますが、事業者の資金調達において引渡日以降に適用される基準金利を当該基準金利と同一とする場合、約6か月間の金利変動リスクを金融機関が負うことになり、調達スプレッドに反映されます。その対応として事業者の提案スプレッドにも上乘せ反映することとなり、県にとってもデメリットになると思慮いたします。 当該金利変動リスクは、公共側（県）で負担いただくことがリスク分担として適当と考えます。 基準金利の決定時期は、引渡日の2営業日前とするよう再考お願いいたします。 | No. 708をご参照ください。 |
| 710 | 事業契約書 (案) | 49 | | 別紙3 | サービス対価 2. (1) ②割賦元本 及び割賦金利 | 基準金利のベースとなる、LIBORは近い将来廃止が検討されています。その場合、代替金利等の事業者との協議について、現在どのように想定されていますでしょうか | ご指摘のとおり、廃止が決定された場合には、速やかに県と事業者は、協議の上、国等の事例を参照しながら代替金利等を定めることを想定しています。 |
| 711 | 事業契約書 (案) | 49 | 2 | 別紙3 2. (1) ② | 基準金利の決定日 | 基準金利について、『本施設の引き渡し日の6か月前』のTSRが指定されていますが、事業者が融資による資金調達を行うにあたり、基準金利確定日から融資の実行日まで6か月もの長期の期間が空きますと、金利固定化のコストが余計にかかってしまいますので、基準金利は「引き渡し日の2営業日前」のTSRとしていただけますでしょうか。 | No. 708をご参照ください。 |
| 712 | 事業契約書 (案) | 49 | 2 | 別紙3 2 (1) | 基準金利の決定日 | 基準金利の決定日が「本施設の引渡日の6か月前」とされておりますが、割賦債権が確定する6ヶ月前に金利を決定すると金利変動リスクが大きくなるため、金融機関から提示されるスプレッドが大きくなる可能性がございます。引渡し日の2銀行営業日前など出来るだけ引渡し日の直前にしていただくことをご検討いただけませんか。 | No. 708をご参照ください。 |
| 713 | 事業契約書 (案) | 49 | | 別紙3 | サービス対価 3. (2) 維持管理・ 運営費支払方法 | 全80回の支払いにおいて、事業者が提案した各年度毎のサービス対価の金額（年度ごとに異なる場合がある）を4等分した金額が各回支払われる、との理解でよろしいでしょうか | 各年度ごとに4等分した金額が各回支払われるという点についてはご理解の通りですが、年度ごとに異なる場合があるという点については、別途定める年度末の精算・調整がない限り、各年度同額（平準化）されることを想定しています。 |
| 714 | 事業契約書 (案) | 49 | | | 別紙3 サービス対価の算出 方法 | (3) 維持管理・運営業務の対価について、「前略・・・総費用から想定される見込収益を控除した金額が」とありますが、附帯事業（ミュージアムショップ・飲食施設）の収益は運営企業の売上として計上し、SPCの売上としては計上しない（SPCの売上は行政財産使用料のみ）提案が不可とするものでないという理解でよろしいでしょうか。 | No. 594をご参照ください。 |
| 715 | 事業契約書 (案) | 49 | | | 別紙3 サービス対価の算出 方法 | (3) ②アについて ・県から事業者に対し支払われる制作費 ・事業者が県に支払う商品等の販売代金 ・県から事業者に対し支払われる販売手数料 の具体の金額、数量をご教示願います。 | No. 108をご参照ください。 |
| 716 | 事業契約書 (案) | 49 | | | 別紙3 サービス対価の算出 方法 | (3) ②アの ・県から事業者に対し支払われる制作費 は、事業者から県に対し制作費を提示し、合意できた金額が支払われると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 717 | 事業契約書 (案) | 49 | | | 別紙3 サービス対価の算出 方法 | (3) ②アの 県が事業者に販売を委託する図録、所蔵作品に係る商品等に係る販売手数料は、サービス対価算出において維持管理業務及び運営業務に要する総費用から控除される対象とならない収入、と記載がありますので、サービス対価の対象外、との理解で宜しいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 718 | 事業契約書 (案) | 49 | | | 別紙3 サービス対価の算出 方法 | (3) ②アの 県は、事業者に対し、図録、所蔵作品に係る商品等の製作費を支払い、図録、所蔵作品に係る商品等の製作を委託する、とありますが、想定しているものがあれば、ボリュームや作業量等を把握するためにも、参考資料を提示ください。また、提案時点はどのように見込めばよいか、考えをご教示ください | No. 108をご参照ください。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|----|----|-----------------|-------------------------------|--|---|
| 719 | 事業契約書 (案) | 49 | | | 別紙3 サービス対価の算出 方法 | (3) ②アの 県は、事業者に対し、図録、所蔵作品に係る商品等の製作費を支 払い、図録、所蔵作品に係る商品等の製作を委託する、とありま すが、内容は経営戦略会議で固めるのでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 720 | 事業契約書 (案) | 49 | | | 別紙3 サービス対価の算出 方法 | (3) 維持管理業務及び運営業務に要する総費用から想定される見込収 益を控除した金額がサービス対価の提案価格(入札額)となる、と ありますが、サービス対価の提案価格(入札額)には施設整備費も 含まれる、と理解しますが宜しいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 721 | 事業契約書 (案) | 49 | | | 別紙3 サービス対価の算出 方法 | (3) ②アの ・県から事業者に対し支払われる販売手数料 の料率、金額をご教示願います。 | No. 108をご参照ください。 |
| 722 | 事業契約書 (案) | 49 | | 別紙3 | サービス対価の算出 方法及び支払方法 | ②サービス対価算出時に控除されないと想定される見込収益の構成 において、アの図は利用者から県に販売収入の矢印が出ておりま すが説明文と異なるように思われます。 また、「イ」の記載がありませんが、特にないという理解でよろし いでしょうか。 | 前段に関して、ご指摘部分の「ア 県が事業者に販売を委託する図録、 所蔵作品に係る商品等に係る販売手数料」に記載の通り、販売代金を 県に支払う旨、県はこれに対し販売手数料を事業者に支払う旨を示 した図となります。この点、利用者から得た販売代金は県に帰属し 事業者は代理徴収していることから、図の矢印については説明文と 異なるという理解です。 後段に関しては、事業契約書(案)別紙3「2 (3) ② ウ」を以 下のとおり訂正します。 「イ 広報物やホームページを活用した広告料収入、集客イベント の実施に伴う参加費等収入」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 723 | 事業契約書 (案) | 50 | | | 別紙3 サービス対価の支払 方法 | (3) ②イがなく、ウの記載がありますが、誤りでしょうか | No. 722をご参照ください。 |
| 724 | 事業契約書 (案) | 50 | 4 | 別紙3 3 | サービス対価の支払 方法 | 施設整備、開館準備、維持管理・運営の各対価とも、各回の支払 額について1円未満の端数がある場合は、切り捨てた上で総支払額 との差額を最終の支払い回で調整するとの理解でよろしいでしょ うか。 | ご理解のとおりです。 |
| 725 | 事業契約書 (案) | 50 | 12 | 別紙3 3 (2) | 開館準備の対価の支 払方法 | 「開館準備の対価」は、開館(供用開始)後に一括で支払うのか、 維持管理・運営期間中に均等払いされるのかご教示いただけませ んでしょうか。 | No. 102をご参照ください。 |
| 726 | 事業契約書 (案) | 50 | 12 | 別紙3 3 (2) | 開館準備及び維持管 理・運営の対価の支 払方法 | 維持管理・運営業務の対価(修繕業務費用を含む)は維持管理・運 営期間中に均等払いされるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、No. 713をご参照ください。 |
| 727 | 事業契約書 (案) | 50 | 18 | 別紙3-3- (2) | 開館準備及び維持管 理・運営対価の支払 方法 | 「光熱水費及び燃料費」とありますが、燃料費はどのようなものを 指すのかご教示いただけますでしょうか。 | バスのガソリン代を想定しています。 |
| 728 | 事業契約書 (案) | 50 | 18 | 別紙3 3 (2) | 開業準備及び維持管 理・運営の対価の支 払方法 | 光熱水費及び燃料費についてですが、開館準備期間中と開館当初3 年間の支払いについては、実績値を基に算出される額を貴県で支 払っていただけると記載してありますが、開館4年目以降の光熱水 費及び燃料費の支払いについても、実績値を基に算出される額を 貴県で支払っていただけるという認識でよろしいでしょうか。 | No. 183をご参照ください。 |
| 729 | 事業契約書 (案) | 50 | 22 | 3 | 開館準備及び維持管 理・運営の対価の支 払方法 | 「開館以降県が事業者を支払う対価は、当初3年間の光熱水費の実 績値を基に算出される額」との事ですが、具体的には当初3年間 における各四半期の業務終了後に請求した額を各四半期ごとに平 均した額という認識でよろしいでしょうか。 | 当初3年間については、各回ご提案いただいた金額を概算払いす るとともに、第4四半期終了後に精算することとします。 |
| 730 | 事業契約書 (案) | 50 | 22 | 3 | 開館準備及び維持管 理・運営の対価の支 払方法 | 4年目以降、光熱水費について当初3年間の実績値を基に算出さ れる額と差があった場合でも精算を行わないという認識で宜しい でしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 731 | 事業契約書 (案) | 50 | 20 | 別紙3-3- (2) | 開館準備及び維持管 理・運営対価の支払 方法 | 「開館以降県が事業者を支払う対価は、当初3年間の光熱水費及 び燃料費の実績値を基に算出される額とし」とありますが、価格 変動による見直しは行われぬのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 732 | 事業契約書 (案) | 50 | 26 | 別紙3 4 (1) | 物価変動に伴う施設 整備費の改定 | 公共工事標準請負契約約款第25条の単品スライド、インフレスラ イドと同じ内容と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|----|----|---------------|-------------------------------|---|---|
| 733 | 事業契約書 (案) | 50 | 20 | 別紙3 3. | サービス対価の支払 方法 | 光熱水費及び燃料費は、開館準備期間中は実績に基づき精算、開館以降は初年度から当初3年間は実績を基に算出された対価とありますが、当初3年間は開館準備期間中と同様に実績に基づき精算されるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、No. 729をご参照ください。 |
| 734 | 事業契約書 (案) | 50 | 20 | 別紙3 | サービス対価の算出 方法及び支払方法 | 開館以降の光熱水費及び燃料費は当初3年間の実績値を基に算出される額とするとありますが、具体的な金額の算出は事業者が行い県に提案するという理解でよろしいのでしょうか。 また、入札時の事業者の提案金額の扱いはどのようになるのでしょうか。実績値を基に精算や見直しがされるのであればサービス対価の対象から除外して頂くことが望ましいと考えます。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、設計を踏まえた維持管理費の経済性を評価のポイントとするため、除外することは予定していません。 |
| 735 | 事業契約書 (案) | 50 | 20 | 別紙3 3. (2) | 開館準備及び維持管理・ 運営の対価の支払 方法 | 光熱水費の支払いに関し、開館準備期間中及び供用開始後3年間は、計測値実費の支払いで、4年目以降は3年目までの実績値を基に算出した額を支払うとの理解でよろしいでしょうか。その場合、3年目までの実績値を基に算出した額とは、四半期毎3年間の平均値との理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。また、後段については、必ずしも供用開始後3年間の平均値と画一的に定まるものではなく、供用開始後3年間の状況を踏まえて、協議により決定することを予定します。 |
| 736 | 事業契約書 (案) | 50 | 20 | 別紙3 3. (2) | 水光熱費及び実績値 の精算方法について | 『開館以降県が事業者を支払う対価は、当初3年間の光熱水費及び燃料費の実績値を基に算出される額とし、他の維持管理・運営の対価とともに県が支払を行う。』とありますが、貴県より支払われる光熱水費及び燃料費が固定化されますと、光熱水費及び燃料費の変動リスクを事業者がとることとなり、当該リスクに係る余計なコストがかかってしまうため、開館4年目以降の光熱水費及び燃料費についても、実績を基に算出された対価をお支払いいただくことをご検討いただけませんか。 | No. 735をご参照ください。 |
| 737 | 事業契約書 (案) | 50 | 23 | 別紙3 3. | サービス対価の支払 方法 | 「開館以降県が事業者を支払う対価は、当初3年間の水光熱費及び燃料費に実績値を基に算出される額とし、～」とありますが、当該対価の算定方法は開館4年目以降に適用されるとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 735をご参照ください。 |
| 738 | 事業契約書 (案) | 50 | 23 | 別紙3 3. | サービス対価の支払 方法 | 「開館以降県が事業者を支払う対価は、当初3年間の水光熱費及び燃料費に実績値を基に算出される額とし、～」とありますが、当該対価の算定にあたり、事業者との協議が行われるとの理解でよろしいでしょうか。 | No. 735をご参照ください。 |
| 739 | 事業契約書 (案) | 50 | 23 | 別紙3 3. | サービス対価の支払 方法 | 「開館以降県が事業者を支払う対価は、当初3年間の水光熱費及び燃料費に実績値を基に算出される額とし、～」とありますが、水光熱費及び燃料費について、入札にあたり入札参加者からの金額提案は必要であり、価格審査に反映される（入札価格に含まれる）との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、No. 734をご参照ください。 |
| 740 | 事業契約書 (案) | 50 | 26 | 別紙3 2. (3) | サービス対価の改定 | 運營業務費については人件費の割合も高く、今後も人件費の上昇が見込まれております。安定運営のためには継続的な人材の確保が必須となっておりますが、運營業務費についても維持管理業務費と同様、物価改定の規定について導入をご検討頂けないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 741 | 事業契約書 (案) | 50 | | 別紙3 | 光熱水費及び燃料費 | 「開館（供用開始）初年度以降の当初3年間については、実績を基に算出された対価を、県が事業者を支払う。」とありますが、4年目以降の考えをお示しください。 | No. 729及びNo. 735をご参照ください。 |
| 742 | 事業契約書 (案) | 50 | | 別紙3 | サービス対価の支払 方法 | 開館以降県が事業者を支払う対価は、当初3年間の光熱水費及び燃料費の実績値を基に算出される額とし、他の維持管理・運営の対価とともに県が支払を行う。 また、開館（供用開始）初年度以降の当初3年間については、実績を基に算出された対価を、県が事業者を支払う、とありますが、同じ内容が分けて記載されているだけと理解するのですが、いかがでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、支払いに関する考え方は、No. 729及びNo. 735をご参照ください。 |
| 743 | 事業契約書 (案) | 50 | | 別紙3 | サービス対価の支払 方法 | 光熱水費及び燃料費がサービス対価の対象範囲（事業者負担）という前提に立った場合で、当初3年間以降の光熱水費及び燃料費が提案時の概算提示と乖離した場合、差額は県の負担で支払われるという理解でよろしいでしょうか。 | No. 730及びNo. 731をご参照ください。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|----|----|---------------------|--|--|---|
| 744 | 事業契約書 (案) | 50 | | | 別紙3 サービス対価の支払 方法 | 当初3年間以降の光熱水費及び燃料費の支払い方法についてご教示 ください | No. 729及びNo. 735をご参照ください。 |
| 745 | 事業契約書 (案) | 50 | | | 別紙3 サービス対価の支払 方法 | 光熱水費及び燃料費の見込み予算をご教示願います。 | No. 734をご参照ください。 |
| 746 | 事業契約書 (案) | 51 | 4 | 別紙3 4 (1) | 物価変動に伴う施設 整備費の改定 | 施設整備費の改定方法は①が単品スライド条項、②がインフレスラ イド条項と史料します。国内での賃金や物価の水準が上昇し施設整 備費が不適當になった場合に施設整備費の改定をおこなう「全体ス ライド条項」も追加いただくことをご検討いただけませんか。また、改定の指標が明記されておりませんが、修繕業務費用と 同様に「建設物価指数月報」を用いて構わないとの理解でよろしい でしょうか。 | 前段については、原案のとおりとします。後段については、事業契約書 (案)別紙3 4 (3)表1をご参照ください。 |
| 747 | 事業契約書 (案) | 51 | 8 | 別紙3 4 (1) | 物価変動に伴う施設 整備費の改定 | 「県と事業者は、施設費の変更額及び変更時期を協議して定め る。」とありますが、改定に使用する指標の選択についても協議で きると認識してもよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 748 | 事業契約書 (案) | 51 | 9 | 別紙3 | サービス対価の改定 (1)物価変動・施設 整備費 | 「協議の開始から2か月以内に協議が調わない場合には、県が変更 額及び変更時期を定め、事業者に通知する。」とありますが、再考 いただきたい。 協議を重ねることを原則とし、協議期間の延長及び最終的に県が定 める場合を限定していただきたい。 修正案：ただし、事業者が合理的な理由なしに誠実な協議に応じ ず、協議開始から1年を経過しても協議が調わない場合には、県が 定め、事業者に通知する。 | 原案のとおりとします。 |
| 749 | 事業契約書 (案) | 51 | 9 | 別紙3 | サービス対価の改定 (2)物価変動・維持 管理費 | 開館準備業務費及び運営業務費も維持管理費のように、明確な指数 で物価変動に伴う費用の改定を行っていただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 750 | 事業契約書 (案) | 51 | | | 別紙3 サービス対価の改定 | 物価変動に伴う施設整備費の改定について、具体的な指標の記載が ありませんが、それも含め協議、との理解で宜しいでしょうか | No. 747をご参照ください。 |
| 751 | 事業契約書 (案) | 51 | | | 別紙3 サービス対価の改定 | 物価変動に伴う開館準備業務費・維持管理業務費・運営業務費の改 定について、初回改定の始期は契約締結日と考えてよろしいでしょ うか。 | 事業契約書(案)別紙3 4 (3)②イをご参照ください。 |
| 752 | 事業契約書 (案) | 51 | | | 別紙3 サービス対価の改定 | 物価変動に伴う改定について、開業準備業務、運営に関する記載が ございませんが、人件費の高騰は無視できませんので、配慮くださ い | No. 749をご参照ください。 |
| 753 | 事業契約書 (案) | 52 | | | 別紙3 サービス対価の改定 | ただし、改定指標の評価以降、当該評価に用いた確報値等の遡及修 正がなされた場合であっても、改定指標の評価には反映しないほ か、遡及修正後の確報値等は前回改定時の指標としても使用しない ものとする、とありますが、マイナス(減額)への振れ幅が大きい 場合でも遡及しない、との理解で宜しいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 754 | 事業契約書 (案) | 53 | | | 別紙3 サービス対価の改定 | 原則通り①及び②の方法により評価及び改定を行うものとする、と ありますが、①及び②の方法が不明です。ご教示ください。 | 事業契約書(案)「別紙3 4 (3) ①、②」をご参照ください。 |
| 755 | 事業契約書 (案) | 54 | | | 別紙4 県によるモニタリ ング | 定期業績監視の「事業評価部会」について、事業者から出席が必須 の者(統括マネージャー等)があればご教示願います。 | 事業者のご提案に委ねますが、業績監視の評価結果によっては、サービ ス対価の調整が行われることから、県からの質問等に的確に答えられる 者の出席を想定しています。 |
| 756 | 事業契約書 (案) | 55 | | | 別紙4 業績監視要領 3.(2)県によるモ ニタリ ング | 業務要求水準書p33のセルフモニタリング実施方法において、県が 実施するセルフモニタリングとの連携に十分配慮してセルフモニタ リング方法等を提案することとあります。提案に必要ですので、県 によるモニタリングの定期業務監視のうちモニタリング項目とはど のような項目を想定されているのかご教示ください。 | 業績監視は、要求水準の充足を適時確認するために行われるものです ので、当該趣旨を踏まえてご提案ください。 |
| 757 | 事業契約書 (案) | 56 | 28 | 別紙4 4(2)② (イ) | 改善勧告の効果 | 減額対象となるサービス対価は、当該事業年度のサービス対価と理 解してよろしいでしょうか。 | 事業契約書(案)「別紙4 4 (2) ② イ」にあるとおり「毎 年度改善勧告の累計数は精算されるもの」とします。 |
| 758 | 事業契約書 (案) | 56 | | | 別紙4 業績監視要領 4.(2)②(イ) | 「尚、毎年度改善勧告の累計数は精算される」とありますが、「毎 四半期」としていただきたい。 | 原案のとおりとします。 |

| | | | | | | | |
|-----|--------------|----|----|-----------------------------|---------------------|---|---|
| 759 | 事業契約書 (案) | 56 | 28 | 別紙4 4 (2) ② (イ) | サービス対価の減額 | モニタリングによるサービス対価の減額は「維持管理及び運営業務等に対する対価のみとする」とありますが、対象となる対価をお示しいただきませんか。また、それらの対価が減額された場合にも設計・建設費の対価には遡及せず、支払いの留保などもない、との理解でよろしいでしょうか。 | 前段については記載のとおりです。また、後段についてはご理解のとおりです。 |
| 760 | 事業契約書 (案) | 56 | | | 別紙4 県によるモニタリング | ②レベル2の要求水準未達発生時 (イ) 改善勧告の効果において、要求水準未達の有無は、開館準備業務、維持管理業務及び運営業務のそれぞれについて判断されますので、減額又はその他の措置も要求水準未達となった当該業務毎に行われることとなりますでしょうか。 | 要求水準の未達ほどの業務であれ事業者の責めに帰すべき事項であるため、業務ごとではなく事業者に対して行われることとなります。 |
| 761 | 事業契約書 (案) | 57 | 18 | | レベル3の要求水準未達発生時 | 「①」とあるのは「③」の誤植でしょうか。ご確認ください。 | 以下のを受け、以下のとおり訂正します。 事業契約書(案)別紙4「4. ① レベル3の要求水準未達発生時」の見出しを以下のとおり訂正します。 「③ レベル3の要求水準未達発生時」 なお、後日公表する訂正表をあわせてご参照ください。 |
| 762 | 事業契約書 (案) | 58 | | | 別紙4 県によるモニタリング | インセンティブの付与について、県は、事業者の提案により事業に対し定量的、定性的な改善効果が認められた場合に、事業者の貢献度をサービス対価の評価に反映させるものとする、とありますが、想定しているものがあればご教示ください | 美術館の評価が向上する、来館者数が増加するなど、基本計画実現の要因が事業者による功績であることが明らかであるようなケース等を想定しています。 |
| 763 | 事業契約書 (案) | 59 | | | 別紙5 事業者が付保する保険等 | 事業者は、本施設の建設の欠陥に起因して派生した第三者(県職員、来館者、通行者、近隣住民含む。)に対する対人及び対物賠償損害を担保する保険を付保する、とありますが、事業者が付保すべき保険なのでしょうか。また、その場合、保険種別・保険内容・付保条件等をお示しください。 | 原案のとおりとします。 |
| 764 | 事業契約書 (案) | 59 | | | 別紙5 事業者が付保する保険等 | 施設賠償整備保険、第三者賠償責任保ともに、保険契約者の欄に、事業者、と記載がありますが、「事業者又は維持管理・運営企業」の誤記ではございませんか | No. 185をご参照ください。 |
| 765 | 事業契約書 (案) | 60 | | 別紙5 | 付保する保険等 2. (1) ③ | 保険契約者：事業者 とありますが、開業準備企業、維持管理企業、運営企業としても構わない、との理解でよろしいでしょうか | No. 185をご参照ください。 |
| 766 | 事業契約書 (案) | 60 | 21 | 別紙5 | 事業者が付保する保険等 | (1) 施設賠償整備保険とありますが施設賠償責任保険の間違いではないでしょうか。 | No. 185をご参照ください。 |
| 767 | 事業契約書 (案) | 60 | 32 | 別紙5 | 事業者が付保する保険等 | 施設賠償責任保険について、保険契約者が事業者となっておりますが、維持管理企業及び運営企業が各社で加入する包括保険にて条件を満足することができれば、要求水準を満たしていると認められますでしょうか。 | No. 185をご参照ください。 |
| 768 | 事業契約書 (案) | 60 | | | 別紙5 事業者が付保する保険等 | 施設賠償整備保険において、保険期間の始期である「運営開始日」は定義語としての「供用開始日」という理解で宜しいでしょうか。 | No. 185をご参照ください。 |
| 769 | 事業契約書 (案) | 61 | | 別紙5 | 付保する保険等 2. (2) ③ | 保険契約者：事業者 とありますが、開業準備企業、維持管理企業、運営企業としても構わない、との理解でよろしいでしょうか | No. 185をご参照ください。 |
| 770 | 事業契約書 (案) | 61 | 6 | 別紙5 2 | 維持管理及び運営業務等に係る保険 | 第三者賠償保険は、維持管理業務と運営業務でそれぞれの保険で問題ないでしょうか。また、第三者賠償保険の被保険者に県が含まれていますが、県が実施する業務に対する保険料を事業者が負担するのでしょうか。当社では、既に参加している包括型の第三者賠償責任保険で賄う方向で考えています。被保険者から県を外して頂けないでしょうか。 | 原案のとおりとします。なお、保険内容については、維持管理・運営期間中の他の保険と一体となった保険としても差し支えありません。 |
| 771 | 事業契約書 (案) | 61 | 17 | 別紙5 | 事業者が付保する保険等 | 第三者賠償責任保険について、保険契約者が事業者となっておりますが、維持管理企業及び運営企業が各社で加入する包括保険にて条件を満足することができれば、要求水準を満たしていると認められますでしょうか。 | No. 185をご参照ください。 |
| 772 | 事業契約書 (案) | 61 | | | 別紙5 事業者が付保する保険等 | 第三者賠償責任保険において、保険期間の始期である「運営開始日」は定義語としての「供用開始日」という理解で宜しいでしょうか。 | No. 185をご参照ください。 |